

# 東邦音楽短期大学 自己点検・評価報告書

令和5年6月

## 目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b>	18
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	18
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	23
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	29
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b>	34
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	34
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	54
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b>	76
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	76
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	87
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	92
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	95
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b>	103
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	103
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	108
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	114
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11~20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、東邦音楽短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 5 年 6 月 19 日

理事長

三室戸 東光

学長

三室戸 東光

ALO

國谷 尊之

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人三室戸学園は、昭和 9（1934）年 11 月、三室戸敬光が東京高等音楽学院の学院長に在職中に、私財を投じて東京都文京区に同学院大塚分教場を開設し、これを昭和 13（1938）年 2 月に三室戸為光が分離独立の上継承し、学校名を「東邦音楽学校」と改称したときに始まる。

三室戸為光は、東邦音楽学校を現在の文京キャンパスの地に移転させるとともに、東邦商業女子学校を併設、更にはこの商業女子学校を東邦女学校として開設し、女子の教育にも力を注いだ。

戦後、昭和 21（1946）年 7 月に財団法人三室戸学園を設立、初代理事長に三室戸為光が就任。昭和 22（1947）年には東邦女学校を東邦高等女学校（5 年制）にするとともに、東邦中学校を開設した。さらに、昭和 23（1948）年 3 月に東邦高等女学校を東邦高等学校に改め男女共学にするとともに、同年 4 月に普通科のほかに全国初の音楽科を開設した。

学校の発展充実に併せ、昭和 26（1951）年 2 月にこれまでの財団法人を学校法人に組織変更するとともに、同年 4 月東邦音楽短期大学を開設した。

なお、学園としては、その後「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目指す」という建学の精神を具現化するために、昭和 40（1965）年 4 月に東邦音楽大学を、平成 16（2004）年 4 月に東邦音楽大学大学院を開設した。

東邦音楽短期大学は、昭和 26 年に開学して以来、音楽関係教育機関等幅広い分野で活躍している卒業生を、約 7 千 6 百名を輩出している。平成 24（2012）年度には、従来の 8 専攻（ピアノ、声楽、管弦打楽器、作曲、ソングライティング、デジタルパフォーマンス、エレクトロニックオルガン、ピアノレスナー）を 5 専攻（声楽、器楽、コンポーザングアーティスト、電子オルガン、音楽教養）に改編した。

平成 29 年度（2017）より明確な専攻構成のために、「電子オルガン専攻」を「器楽専攻電子オルガンコース」とし、1 学科 4 専攻とした。また、コースの目的を明確にするために「ピアノレスナーコース」を「ピアノ指導者コース」と名称変更した。

その後、令和 2（2020）年度に、コンポーザングアーティスト専攻をシンガーソングライター・アーティスト専攻に名称変更した。

## 東邦音楽短期大学

### (2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和5（2023）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東邦音楽短期大学	文京区大塚 4-46-9	20 (50)	70	32
東邦音楽大学	川越市今泉 84	100	420	281
東邦音楽大学大学院	文京区大塚 4-46-9	15	30	35
東邦音楽大学附属 東邦高等学校	文京区大塚 4-46-9	80	240	44
東邦音楽大学附属 東邦第二高等学校	川越市今泉 84	50	150	68
東邦音楽大学附属 東邦中学校	文京区大塚 4-46-9	50	150	34
東邦音楽学校	文京区大塚 4-46-9	135	220	0

※東邦音楽短期大学の入学定員は、令和5（2023）年度から50名を20名に変更

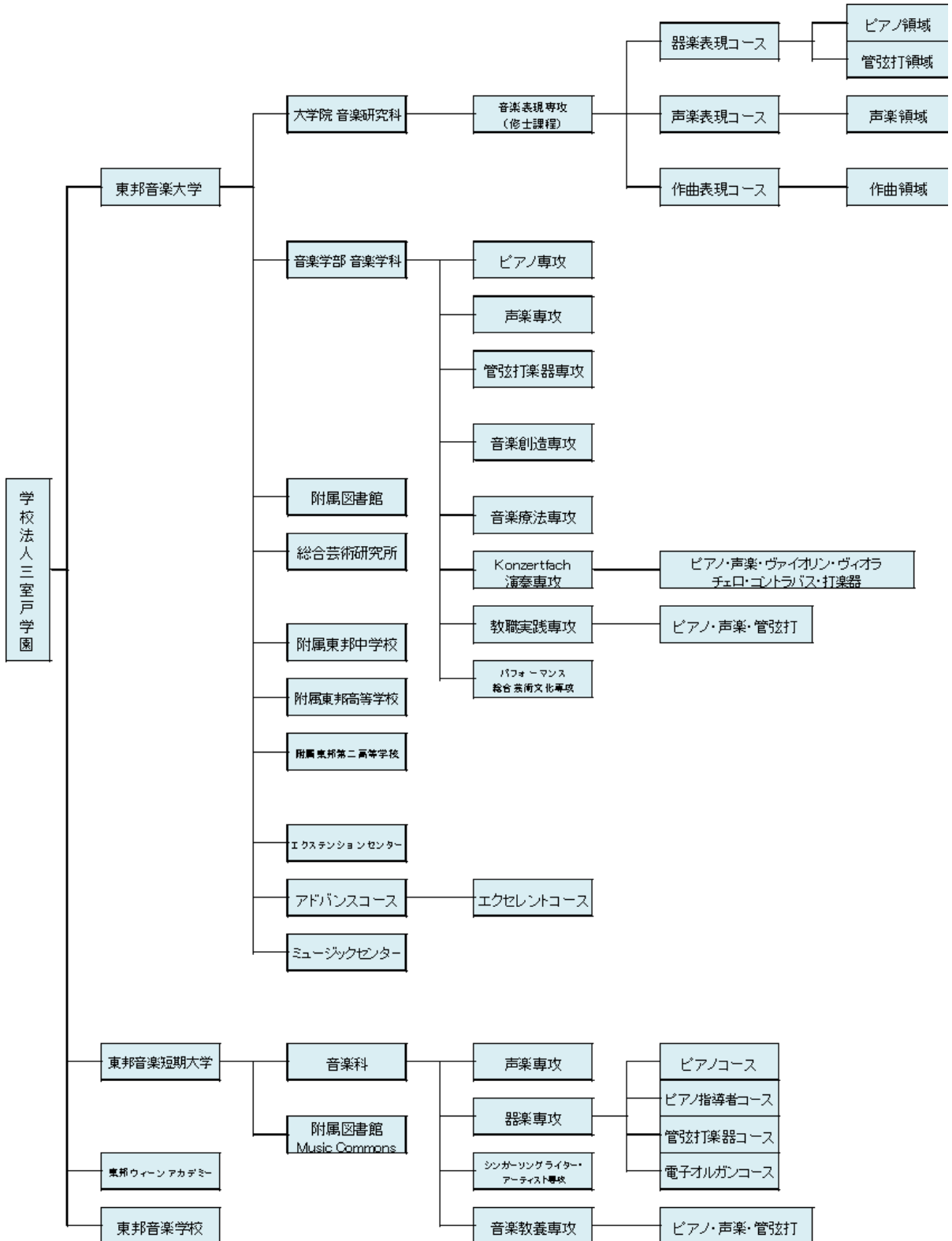
※東邦音楽大学の収容定員420名の内、大学3年次編入学定員20名を含む

東邦音楽短期大学

(3) 学校法人・短期大学の組織図

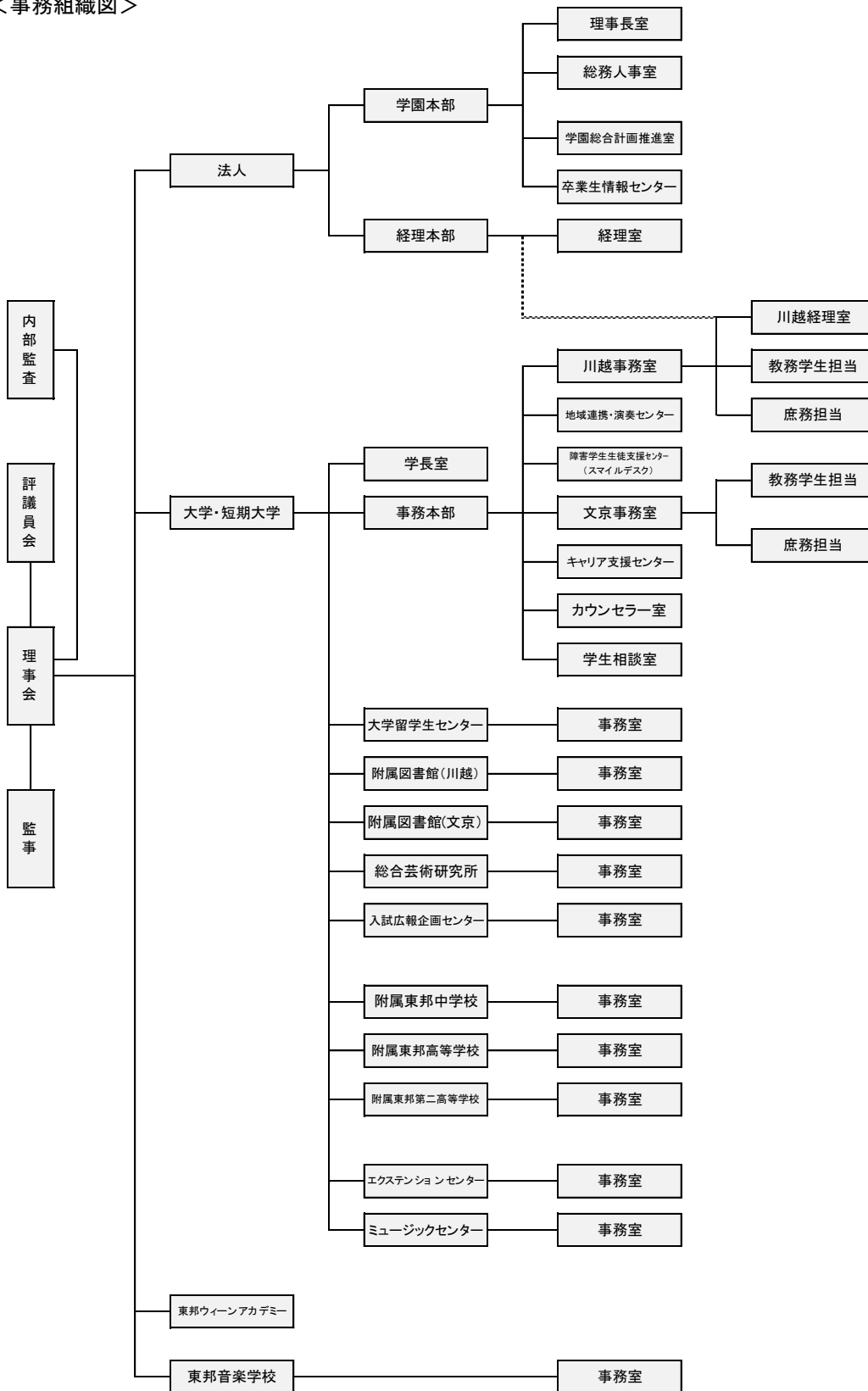
- 組織図
- 令和5(2023)年5月1日現在

学校法人三室戸学園  
 <教育研究組織図>



# 東邦音楽短期大学

学校法人三室戸学園  
 <事務組織図>



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は、東京中心部に近い東京 23 区の文京区西部に位置し、JR 山の手線の内側に唯一立地する音楽短期大学であり、その立地地域については、通学範囲地域と地元地域の両面から捉えることが出来る。

キャンパスは、交通至便の場所に位置しており、東京メトロ丸ノ内線および有楽町線の最寄り駅から徒歩で約 3～8 分、JR 大塚駅からも約 10 分で、通学時間を 1 時間以内で見ると都内全域、隣接県の横浜や千葉、埼玉までカバーしている。

文京区の世帯数は 126,369 で人口は 229,617 人(令和 5 (2023) 年 2 月 1 日)、昼間は区外からの通勤者と通学者が多くなるため、昼間人口は居住者の約 1.8 倍となっている。このエリアでの人口は、平成 9 (1997) 年から流入が多い社会増が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 3 (2021) 年に僅かな社会減となった。しかし、過去 10 年間の東京都（区部）における人口動向では、全ての区で人口増加となっており、文京区 (12.2%) は、4 番目に高い増加率となっている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（東京都・近県・その他）

地域	平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和 2 年度 (2020)		令和 3 年度 (2021)		令和 4 年度 (2022)	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
茨城	2	6.1	1	5.3	1	4.5				
栃木									2	15.4
群馬	1	3.0	2	10.5					3	23.0
埼玉	6	18.2	5	26.3	6	27.3	1	7.7		
千葉	4	12.1	1	5.3	4	18.2	2	15.4	1	7.7
東京	10	30.3	7	36.8	4	18.2	6	46.1	4	30.8
神奈川	1	3.0			2	9.1			1	7.7
その他	9	27.3	3	15.8	5	22.7	4	30.8	2	15.4
計	33	100	19	100	22	100	13	100	13	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 4 (2022) 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。



■ 地域社会のニーズ

文京区は「文の京（ふみのみやこ）」と言われ、東京大学をはじめとする高等教育機関が数多く所在し、小・中・高等学校のほか音楽関連の専門学校などの教育機関も多い文教地区であるため、音楽を目指す高校生等にとっては選択の幅が広い地域となっている。また、区内全体としては住宅地が多く、文教の地に相応しい環境となっている。

本学は、併設の四年制大学とは異なる特色を有し、本学園における地域の教育拠点ならびに社会人の学びの場と位置づけている。交通至便であることも含め学習に対して好適な立地であり、社会人ニーズにも対応する環境となっている。

■ 地域社会の産業の状況

本学は、首都圏の中でも3大副都心と称される渋谷、新宿、池袋の各エリアに近接した文京区大塚に立地している。言うまでもなく首都東京は、我が国の経済活動の中心であるとともに、新たな文化の発信拠点でもある。

文京区は、出版・印刷業が盛んであり、区内製造業出荷額の7割を占める。特に出版社が多く集まる音羽から江戸川橋にかけて盛んである。本郷、湯島界隈は、大学病院など医療機関が集積していることから、医療機器産業や製薬産業（本社機能など）も多く、メディカルタウンとして有名である。また近年では教育・学習支援をはじめとした都市型産業が増加するとともに、東京大学をはじめ区内大学が有する研究成果や知的財産を活用すべく、大学発ベンチャー企業など、産学連携により産業界に新たな活力をもたらしている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

【交通アクセス】

東京メトロ丸ノ内線「新大塚」駅下車、徒歩3分

東京メトロ有楽町線「護国寺」駅下車、徒歩8分

JR「大塚」駅下車、徒歩10分または都バス「大塚4丁目」下車、徒歩1分



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- 1 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

i

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準 I 建学の精神と教育の効果 [テーマ B 教育の効果]</p> <p>学生による授業アンケート結果は、教育の質の向上・充実に活用され、授業状況を振り返るための PDCA サイクルは構築されているが、その改善点や授業への反映、成果、変化の検証等については教員個々の判断に委ねられており、全学的に検証する体制の構築が望まれる。</p>
(b) 対策
<p>「授業改善のための学生アンケート」の結果は、毎年度教員にフィードバックされ、分析、問題点の抽出、改善点の考察を行うことによって、次年度のシラバスの充実化や授業改善に重要な役割を果たしている。</p> <p>本学では毎年、アンケート結果については教学 IR 推進委員会が綿密に分析、検討を行い、その結果を教育改革推進会議に報告し、審議を経て教育課程の改編、指導法の改善等をはじめとする教育の質の向上に取り組んでいる。</p> <p>当初、「授業改善のための学生アンケート」は、科目レベルのアセスメントとして個々の授業科目の改善を目的としていたが、「教学マネジメント指針」を踏まえ、「学習時間・実態調査」等他のアンケートとともに教育の内部質保証の取り組みとして位置付けられ、教学 IR 推進委員会と教育改革推進の審議と検討が全学的な検証体制を担っている。</p>
(c) 成果
<p>「授業改善のための学生アンケート」や「学習時間・実態調査」の分析から、学生・教員の共通理解の基盤であり成績評価の基点であるシラバスが十分に活用されていないこと、及び単位の実質化の構成要素である準備学習(予習・復習)の不足が顕在化していた。その改善策として、シラバスの内容を各科目の基本情報と共に学習成果を可視化できる分かりやすい項目にした。</p> <p>教員に対しては「シラバス作成のためのガイドライン」を毎年度作成し、研修会、教員オリエンテーション等で周知・理解を求めることで、シラバスの平準化と有効利用が確実に進んでいる。こうした取り組みで、教員の担当科目における学習目標の達成意識が向上し、その科目が担っている人材育成の役割、ディプロマ・ポリシーとの整合性の理解が格段に進んだ。</p> <p>一方、学生に対しては、単位の実質化を保証する 1 単位 45 時間の学習の必要性を理解させ、準備学習(予習・復習)の具体的な時間と内容を示すことで、授業科目の到達目標が明確になった。</p> <p>これらの取り組みにより、学生・教員それぞれにシラバスに対する共通理解の重要性と効果的な利用の認識が向上した。シラバスの充実化が、単位を基点とする大学教育の理解に繋がり、教育の内部質保証の推進に有効に機能している。</p>

ii

<p>(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）</p>
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程]  シラバスに講義各回の到達目標を明記しているが、講義全体の到達目標（講義15回後に獲得される学習成果）が明記されていないため、シラバスの書式において追加・明示することが望まれる。</p>
<p>(b) 対策</p>
<p>学内において検討を重ね、シラバスの書式を改定した。令和3（2021）年度シラバスより「授業の到達目標」、「授業を通じて修得できる力」を追加し、講義全体の到達目標を明示している。  「授業の到達目標」には講義全体の到達目標が記載され、当該科目の履修によって獲得される学習成果を示している。  「授業を通じて修得できる力」には、ディプロマ・ポリシーに記載されている、どの能力が当該講義を通じて修得できるかが示されている。  このシラバスの改善により、カリキュラムツリー（履修系統図）、カリキュラムマップと合わせて、ディプロマ・ポリシーに示された学習成果を達成するために、それぞれの授業において身につけられる能力を総合的に捉えられるようになった。</p>
<p>(c) 成果</p>
<p>講義全体の到達目標が明示されたことにより、学生は目指す目標が定まり、各回の講義において、課題発見スキルや解決能力を養い、モチベーションを保ちつつ学習成果が実感できるようになっている。このことは「授業改善のための学生アンケート」や「東邦スタンダード」におけるポートフォリオからも伺える。  「授業改善のための学生アンケート」では、「この授業を履修するにあたってシラバスを活用した」の項目（5段階評価）では、平成31（2019）年度の3.09から令和3（2021）年度には3.55、「この授業はシラバスに沿って行われていた」の項目では、平成31（2019）年度の3.98から令和3（2021）年度には4.31へと改善した。</p>

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ D 財的資源]</p> <p>余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で、過去3年間の事業活動収支が支出超過となっている。経営改善計画に従って、着実に収支バランスを改善することが望まれる。</p>
(b) 対策
<p>令和4（2022）年度、「学校法人三室戸学園 東邦音楽短期大学 経営改善計画」を策定した。本学は平成29（2017）・30（2018）年度は収容定員充足率100%を満たしていたが、平成31（2019）年度より急激な下降に転じ、令和3（2021）年度には収容定員充足率35%にまで落ち込む事態となっている。しかし、仮に短期大学を学生募集停止としても、本学園においては短期大学の教職員のほとんどが併設の教育機関を兼務し、施設・設備についても共用しているため、学園としての固定的な経費はほとんど変わらない。一方、本学園における一貫教育を担う短期大学の募集停止は、むしろ学園経営に深刻なマイナスの影響を及ぼすことが危惧されること等を熟慮した結果、短期大学の存続発展を図ることとした。</p> <p>そのため、短期大学の定員充足率を回復することを最優先課題と位置付け、令和5（2023）年度より入学定員を50人から20人に変更し、定員減を含む経営改善計画を策定した。令和3（2021）年度～7（2025）年度の中期計画の目標数値である定員充足率を、法人全体で、46.4%から72.8%（短期大学は、令和6（2024）年度100%）とすることを目指し、収支バランスの改善も図ることとしている。</p>
(c) 成果
<p>令和3（2021）年度に13名まで落ち込んだ入学者数は、令和4（2022）年度13名、令和5（2023）年度14名と、辛くも減少に歯止めがかかった状況となっている。</p> <p>今後、経営改善計画に基づき、本学園における短期大学としての役割、位置づけを明確にし、確立していく。リカレント教育の需要をさらに掘り起こし、人生・生活をより豊かにする生涯学習を視野に入れた学びを実感できる教育課程編成を実現する。また、短期大学卒業後の学びの継続のための制度である大学3年次編入について短期大学、大学の科目の相互性を図り、本学の教育の一貫性を更に推し進めることとする。</p>

2 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

3 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

4 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和4（2022）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の管理については、補助金に係わる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同法律施行令（昭和30年政令第255号）のほか、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「学校法人三室戸学園競争的資金取扱規程」、「学校法人三室戸学園競争的資金取扱管理細則」、「学校法人三室戸学園競争的資金の不正使用に関する取り扱い規程」、「学校法人三室戸学園競争的資金の使用に関する不正防止計画」、「学校法人三室戸学園競争的資金の使用に関する不正防止計画」を定め、関係諸規程により適正に管理している。

公的資金の監査については、毎年12月～翌年5月までに監査法人による会計監査、並びに監事による監査を受けている。また、必要に応じて、監査担当者が関係部局や研究者に対してヒアリングを実施するなど事務手続き、伝票等が適正に執行されているか確認をしている。

競争的資金受給の研究者に対しては、研究倫理に対する意識向上を図るものとしてe-ラーニングによる研究倫理教育の受講を義務付けている。

これまで不正行為や取扱ルールに違反する重大な事実が指摘されたことはなく、内部統制が適正に機能していることを確認している。

今後共、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき公的資金の適正な運営・管理体制の強化に努めていく。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

○東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価特別検討委員会

委員長：三室戸東光学長

委員：教員9名（委員長を含む）、職員4名

○同委員会大学自己点検・評価部会

委員長：高橋幸雄副学長

副委員長：遠山菜穂美教授

委員：教員12名（委員長及び副委員長を含む）、職員5名

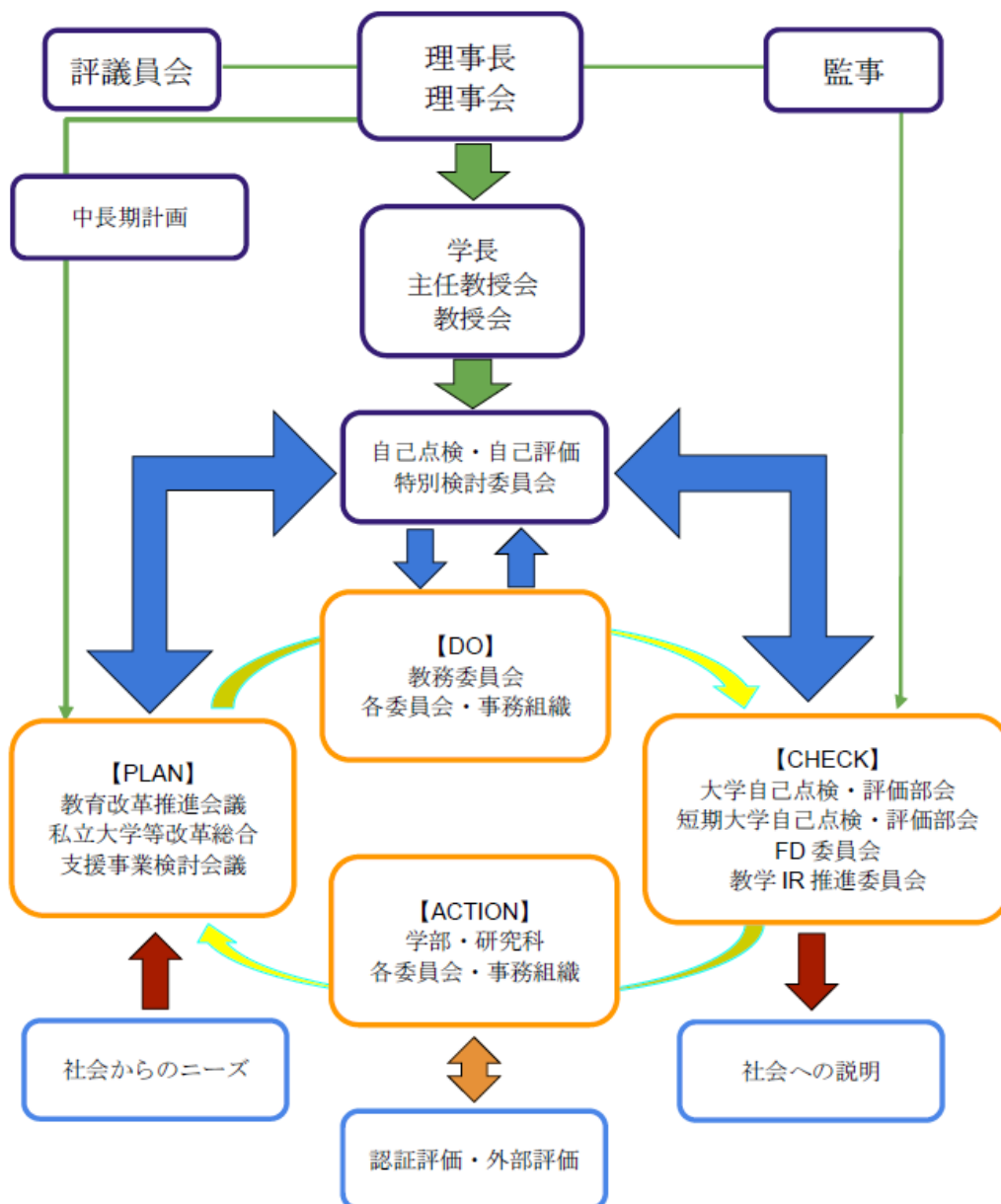
○同委員会短期大学自己点検・評価部会

委員長：國谷尊之教授

副委員長：高橋幸雄副学長

委員：教員6名（委員長及び副委員長を含む）、職員4名

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、学則第4条に、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うものとする」と規定している。

自己点検・評価活動は東邦音楽大学・東邦音楽短期大学が合同で実施し、その結果を毎年度「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書」にまとめ、学内外に公表している。学長を委員長とする「東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学自己点検・自己評価特別検討委員会」（以下、「自己点検・自己評価特別検討委員会」）を置き、この下に「大学自己点検・評価部会」及び「短期大学自己点検・評価部会」を置いている。

短期大学においては、所属する全教員及び役職事務職員が「自己点検・自己評価特別検討委員会」及び「短期大学自己点検・評価部会」のいずれかに属することにより、全学的な自己点検・評価活動を実践している。

今回の短期大学認証評価の受審に際しては、「自己点検・自己評価特別検討委員会」において基本方針を定め、具体的作業は、「短期大学自己点検・評価部会」が中心となり行っている。ALOは「短期大学自己点検・評価部会」の委員長が務めている。大学・短期大学基準協会による評価基準の全ての観点について、学内の各委員会及び事務組織により、その業務分掌に該当する観点に照らして本学の現状を遺漏無く点検し、自己点検・評価報告書を作成した。報告書の取りまとめに際しては、ALO及び報告書各基準の取りまとめリーダーによる連絡会議を設け、報告書全体の記述内容及び根拠資料の精度を高めることに努めた。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和4（2022）年度を中心に）

日時	事項	内容
令和4（2022）年 7月20日	教授会	・令和5（2023）年度の認証評価受審決定
令和4（2022）年 9月7日	自己点検・自己評価 特別検討委員会	・短大認証評価受審に向けての基本方針を決定 ・今後のスケジュールの確認
令和4（2022）年 11月2日	自己点検・自己評価 特別検討委員会	・短大認証評価受審に向けての対応方針について討議 ・自己点検・評価報告書案の作成分担について討議 ・今後のスケジュールの確認



東邦音楽短期大学

令和 4 (2022) 年 11 月 30 日	短大自己点検・評価 部会委員長 (ALO) 及び主要委員との打 合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書案の作成準備状況の確認</li> <li>・自己点検・評価報告書案の作成分担と取りまとめ、及びリーダーについて</li> <li>・今後のスケジュールの確認</li> </ul>
令和 5 (2023) 年 2 月 8 日	自己点検評価 リーダー連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書案の作成準備状況の確認</li> <li>・自己点検・評価報告書案の根拠資料及び本文について検討</li> <li>・今後のスケジュールの確認</li> </ul>
令和 5 (2023) 年 3 月 1 日	自己点検評価 リーダー連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書案の作成進捗状況の確認</li> <li>・今後必要な作業と分担について検討</li> <li>・今後のスケジュールの確認</li> </ul>
令和 5 (2023) 年 3 月 22 日	自己点検評価 リーダー連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書案の作成進捗状況の確認</li> <li>・各基準と観点の記述について具体的に検討</li> <li>・今後のスケジュールの確認</li> </ul>
令和 5 (2023) 年 4 月 19 日	自己点検評価 リーダー連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書原案の確認</li> <li>・根拠資料の準備について確認</li> <li>・今後のスケジュールの確認</li> </ul>
令和 5 (2023) 年 5 月 10 日	短大自己点検・評価 部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書原案の確認</li> <li>・今後のスケジュールの確認</li> </ul>
令和 5 (2023) 年 5 月 17 日	教授会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書原案の確認</li> <li>・今後のスケジュールの確認</li> </ul>
令和 5 (2023) 年 5 月 24 日	評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学認証評価の受審説明</li> <li>・自己点検・評価報告書案を説明、了承</li> </ul>
令和 5 (2023) 年 5 月 24 日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書案を説明、了承</li> </ul>
令和 5 (2023) 年 6 月 19 日	自己点検・自己評価 特別検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書案の確認</li> <li>・今後のスケジュールの確認</li> </ul>
令和 5 (2023) 年 6 月 19 日	学長決裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価報告書確定</li> </ul>

**【基準 I 建学の精神と教育の効果】****[テーマ 基準 I-A 建学の精神]****<根拠資料>****提出資料**

1. 学生サポートハンドブック p. 3
2. Guide Book 2022 [令和 4 (2022) 年度入学者用] p. 5、p. 12～13
3. ウェブサイト「教育理念」
4. 東邦音楽短期大学学則
6. 東邦音楽短期大学教育方針  
ーディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー
12. 学生募集要項

**提出資料-規程集**

1. 東邦音楽短期大学 人材養成に関する目的等に関する規程
47. 教育改革推進会議規程
59. 教授会規程

**備付資料**

1. 三室戸学園創立 50 年のあゆみ
2. 学校法人三室戸学園東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学と文京区との相互協力に関する協定書
3. 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との協定書
4. オープンキャンパス説明スライド
5. 東邦スタンダード教科書 I A/B・II A/B 教科書

**[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

**<区分 基準 I-A-1 の現状>**

建学の精神は「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」であり、確立している（提出 - 1 p. 3、提出 - 2 p. 5、提出 - 3）。初代理事長・学長三室戸為光により定められ、開学以来、東邦音楽短期大学（以下本学と言う。）

の教育の核となっている。本学は昭和 26(1951)年に音楽専門高等教育機関として設置された。中学から大学・大学院を擁する学校法人三室戸学園（以下本学園という。）において東邦高等女学校（後に東邦高等学校に移行）、東邦中学校に次いで開学された。本学は建学の精神の下に「本学は、音楽に関する理論及び実技を受け、文化国家の形成者としてふさわしい教養としての音楽を身につけた文化人、及び有能な音楽家並びに音楽指導者を育成し、以って我国文化の創造進展と人類の福祉に貢献することを目的とする。」と言う使命・目的を持って教育を行っている（提出 - 2 p. 5、提出-4 学則第 1 章第 1 条、備付 - 1）。

この使命・目的達成に向けて次の 4 つの基本方針を掲げている。

①一貫教育の実践 ②少人数制による教育 ③国際化(交流)の推進 ④地域社会との交流

この 4 つの基本方針に沿い教育研究を行い、社会貢献活動を積極的に推進している（提出 - 2 p. 12～13）。

建学の精神、使命・目的を実践するために学習成果の獲得を目標とした三つの方針及び学習成果評価の方針を一体的に策定している。

以上により建学の精神は本学の使命・目的を明確に示していると言える。

また、本学の建学の精神は、以下に示す教育基本法における「教育の目的」「教育の目標」に基づいた公共性を有している。

#### ○【参考】教育基本法第 1 章より（抜粋）

（教育の目的）第一条

教育は、人格の形成を目指し平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない

（教育の目標）第二条

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教育基本法第 1 章第一条に教育目的として「教育は、人格の形成を目指し…」とあり、また第二条一においては教育の目標として「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う…」とあり、建学の精神に掲げる「情操豊かな人格形成」は教育基本法に示された教育の目的・目標に沿うものであり、公共性を有している。よって、建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有していると言える。

建学の精神は学内外において表明している。「Guide Book（短期大学案内）」において本学教育の使命・目的と共に掲載され、オープンキャンパス等の催し物の際には、スライドを用い説明しており、学園ウェブサイトへの掲載などステークホルダーから理解を得られるように努めている（備付 - 4）。更に定期的に授業公開を行っており、建学の精神を実践する本学の教育をステークホルダーが認識し、実感する場となっている。なお、授業公開については令和 2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い現在一時中断しているが、学園ウェブサイト動画による学校案内、専攻案内、勉強法のアドバイスなどを適宜掲載している。

学内では、学生オリエンテーションにおいて、建学の精神の説明を教員が行っている。さらに本学独自の担任制教育プログラム「東邦スタンダード」（毎週 1 コマの授業）の中で、入学後の初年次教育として、本学沿革と建学の精神を学習する機会を設けている。ここでは人材育成の目的に含めて説明し、学生がより深く認識する教育内容を構築している。（備付 - 5）

本学では人材養成に関する目的として、「音楽科のそれぞれの専攻において、学生が目指す将来目標を尊重し、それに沿った実践的な専門教育を行い、演奏家、指導者及び音楽制作その他音楽を通して社会に貢献でき、実践的に幅広く活躍できる人材の育成を教育の目的とする。」と定め、伝統的な音楽教育に基づく専門性と社会で幅広く活躍するための知識と教養を身に付けることを重んじ、学生一人ひとりの成長を引き出すことに取り組んでいる（提出 - 規程集 1）。現代社会のニーズに応えるため、社会人入学の門戸を開き、また指導者育成のコースやポピュラーの分野にもまたがる教育を行っている。

教職員に対しては、理事長・学長による年度初めの訓示により常に確認されている。また、セメスター毎の教員オリエンテーションの折に、建学の精神への使命・目的を達成するための教育改革について説明し、周知を図っている。本学は小規模ということもあり、学生オリエンテーションや「東邦スタンダード」の授業担当者も全て音楽担当教員であり、建学の精神は、教職員間に十分に周知されている。建学の精神を学内において共有していると言える。

建学の精神は、教授会や教育改革推進会議等により点検・確認が図られ、FD や SD 等の研修会を通して、その結果は学内において共有されている。建学の精神を定期的に確認していると言える（提出 - 規程集 47、59）。

**[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学では、「地域社会との交流」を基本方針の一つに掲げており、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業等を実施している。

また、本学のある文京区とは相互協力に関する協定を締結、公益法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会とは音楽教育を通して協力するための協定を締結している（備付-2、3）。

さらに、地域活動、地域貢献やボランティア活動等を、学生の教育及び学生生活における重要な活動として位置付け、本学の建学の精神に則り、現代社会の中で音楽芸術に携わる者として知的創造性を高め、他者への深い理解をもってコミュニケーションを図ることを目的として、教育課程の人間教育科目の区分に「ヒューマンコミュニケーション」「地域創造」等が設けられている。これにより、学生の様々な地域活動、地域貢献やボランティア活動への参画は、当科目において実践が認定され、単位が取得される仕組みとなっている。

上記についての主な活動等は、以下の通りである（令和元(2019)～令和4(2022)年度）。なお、本学園は、埼玉県川越市にキャンパスを有し、大学教育を行なっている。よって大学生と共に、川越市において大学生と共に地域交流をする機会もあり、学習の幅を広げている。川越市における活動も含めて記載する。

○地域・社会との連携による公開講座、生涯学習事業等

文京アカデミー大学連携講座 会場：文京キャンパス 50 周年記念館ホール
①音楽史（令和元(2019)年後期/令和4(2022)年前期） 令和元(2019)年9月26日、10月3日、10日、17日 令和4(2022)年5月14日、21日、28日、6月4日、11日
②声楽（令和元(2019)年前期） 令和元(2019)年5月8日、22日、6月5日、19日、7月3日、24日
③音楽療法（令和4(2022)年後期） 令和4(2022)年10月15日、29日、11月12日、19日、26日
文の京ドイツ文化講座 会場：文京シビックセンター
①第3回「音楽から学ぶドイツ」 令和元(2019)年6月22日
②第8回「春の夜 R. シューマンの美しい旋律とともに」 令和3(2021)年2月26日
川越市大学連携講座 会場：川越キャンパス
ピアノ講座（令和3(2021)年度） 令和3(2019)年3月1日、5日、26日
日本ドイツ親善交流演奏会&ドイツ展 (beyond2020)
文京区&ドイツホストタウン関連イベント 会場：文京シビック大ホール 令和元(2019)年7月13日

## 東邦音楽短期大学

TJUP 県西部地域大学公開講座	
令和元(2019)年 8月 30日	会場：狭山市市民会館リハーサル室
令和3(2021)年 6月 12日	会場：東邦音楽大学グランツザール
令和3(2021)年 9月 18日	会場：東邦音楽大学グランツザール
令和4(2022)年 6月 18日	会場：東邦音楽大学グランツザール
令和4(2022)年 12月 17日	会場：東邦音楽大学グランツザール

### ○地方公共団体、教育機関及び文化団体等との協定

文京区と東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学が相互協力に関する協定を締結。
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学が音楽教育を通して協力するための協定を締結。

### ○教職員及び学生による、地域・社会に向けてのボランティアコンサート等

サタデーコンサート 会場：文京キャンパス 50周年記念館ホール
令和2(2020)年 2月 22日、令和3(2021)年 2月 27日、令和4(2022)年 2月 26日
大塚病院院内ミニコンサート（都立病院）
令和元(2019)年 5月 23日、令和2(2020)年 6月 2日
音楽鑑賞教室
①南古谷小学校音楽鑑賞教室（川越市） 令和元(2019)年 6月 4日、
②ふじみ野市小・中学校音楽鑑賞教室（ふじみ野市） 令和元(2019)年 6月 5、6日、令和2(2020)年 6月 24、25日、 令和3(2021)年 6月 8、9日、令和4(2022)年 6月 8、9日
③青梅市音楽鑑賞教室（青梅市） 令和元(2019)年 6月 21日、令和2(2020)年 6月 12日、令和4(2022)年 6月 17日
シビックコンサート（文京区）
令和元(2019)年 7月 24日
2音大クラシックコンサート（川越市）
令和元(2019)年 9月 14日、令和2(2020)年 9月 12日
文の京カレッジコンサート（文京区）
令和元(2019)年 9月 14日、令和2(2020)年 9月 12日
富士見市シルバーフェスティバル（富士見市）
令和2(2020)年 2月 15日
第一生命川越支社ニューイヤーコンサート（川越市）
令和5(2023)年 1月 6日

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2(2020)年～令和4(2022)年に実施できなかった活動も多くあるが、その中でも感染対策を十分にとり工夫を重ねなが

ら、地域・社会に貢献する活動を維持している。これは本学の人材養成の成果であるとともに、地域・社会の文化の担い手として、地域からのニーズに応えるものである。地域の音楽活動、文化体験の活性化を図る責務を果たし、そのことは地域において十分に認知されている。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神は、開学以来現在に至るまで、本学の教育の核である。本学は、使命・目的に示すように、文化国家の形成者にふさわしい教養としての音楽を身に付けた文化人として、有能なる音楽家、音楽指導者を育成し、幅広い教育を通して、バランスのとれた心豊かな人間を育て、社会のニーズに応え活躍できる優れた人材を世に送り出して来た。音楽芸術研鑽は、協調性、創造性を育み、不断の努力、忍耐力を養う。専門性を高め、情操豊かな人格を形成していく事は、100年後も変わらず求め続けられることであり、現代における教育に欠かすことは出来ない。建学の精神に示す学びを、学生一人ひとりが身につけていくための教育体制を今後も点検し、改善を重ねていく。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

「東邦スタンダード」は、本学の特徴であり、導入教育からキャリアデザインまでの学習支援を目的とした教育プログラムである。教員の知識と社会経験を集約した意義深いものとなっており、成果を上げている。専門性の追求とともに、情操教育や、将来設計に力を注ぐことで、音楽・演奏の分野はもちろんのこと、その他の領域でも活躍できるバランス感覚に優れた人格の形成を促し、建学の精神に基づく学習の根幹となっている。

また、建学の精神に基づく使命・目的を実践するための基本方針の一つである「国際化の推進」を目指し、選択科目「ウィーンアカデミー」を実施している。オーストリア共和国ウィーン市に研修施設「TOHO ウィーンキャンパス」を置き、世界のトップクラスの教員に学ぶ機会を設けており、特徴的な取り組みと言える。

#### [テーマ 基準 I -B 教育の効果]

##### <根拠資料>

##### 提出資料

1. 学生サポートハンドブック
2. Guide Book 2022
4. 東邦音楽短期大学学則
5. 履修ガイド p. 64、p. 70

6. 東邦音楽短期大学教育方針  
ーディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー
7. カリキュラムツリー（履修系統図）
8. カリキュラムマップ
9. ウェブサイト「教育情報」
28. 教授会議事録

#### 提出資料-規程集

1. 東邦音楽短期大学 人材養成に関する目的等に関する規程
46. 教務委員会規程
47. 教育改革推進会議規程
60. 専門部会規程

#### 備付資料

6. アカデミックスケール
7. コモンルーブリック
8. 東邦スタンダード評価基準
9. 東邦スタンダード評価シート
13. ウェブサイト「教育情報」
16. 授業改善のための学生アンケート実施報告書
17. 学習時間・実態調査集計結果
19. 教育改革推進会議議事録
24. 東邦スタンダードポートフォリオ

#### [区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に  
応えているか定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-B-1 の現状>

本学では、建学の精神と使命・目的を踏まえた上で、「音楽科のそれぞれの専攻において、学生が目指す将来目標を尊重し、それに沿った実践的な専門教育を行い、演奏家、指導者及び音楽制作その他音楽を通して社会に貢献でき、実践的に幅広く活躍できる人材の育成」を教育目的としている（提出-規程集1）。

本学では、教育目的をさまざまな形で学内外に公表している。建学の精神に基づいた使命・目的については、東邦音楽短期大学の学則第1条に掲げているほか、「Guide Book（短期大学案内）」、「学生サポートハンドブック」及び学園ウェブサ



イトに明記して内外に表明している。同様に、教育目的は、「東邦音楽短期大学の教育方針ーディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー」に記載されており、「Guide Book（短期大学案内）」、「学生サポートハンドブック」、学園ウェブサイトにて表明している（提出-1、2、6）。また、建学の精神・使命・目的、教育目的等については、毎年度初めに開催される「全教職員新年度会」で理事長（学長）の年度方針のなかで具体的な言葉で示されるとともに、その内容を学内に掲示して全教職員へ周知している。更に、前後期セメスター期初に行われる「教員オリエンテーション」においても理事長（学長）、教務部長等が建学の精神に基づいた教育目的に必ず触れている。

学生に対しては、本学独自の基幹授業である担任制教育プログラム「東邦スタンダード」において、年度初めに担当教員から建学の精神や教育目的等を伝える授業を行っている。

多様化する情勢の中、教育目的に基づいた人材育成が地域・社会の要請に込えているか、本学では、各専門部会、委員会、教授会、教育改革推進会議等で定期的に点検・検討を重ねながら改革を進めている。また、教育目的に基づいた専攻ごとの具体的な教育内容の改革にも、各専門部会、教務委員会、教育改革推進会議で積極的に取り組み、学習の指針を示した「アカデミックスケール」を毎年見直し、年度ごとに改善を反映させている（提出-28、提出-規程集46、47、60、備付-6、19、62）。

本学では、平成24（2012）年に専攻、コースについて大幅な見直しを行い、1学科5専攻（「声楽専攻」、「器楽専攻（ピアノコース、ピアノ指導者コース、管弦打楽器コース）」、「コンポーザングアーティスト専攻」、「電子オルガン専攻」、「音楽教養専攻」）に改編したが、平成29年度（2017）より明確な専攻構成のために、「電子オルガン専攻」を器楽専攻電子オルガンコースとし、1学科4専攻とした。また、コースの目的を明確にするために「ピアノレスナーコース」を「ピアノ指導者コース」と名称変更した。令和2年度（2020）には、近年の学生の学習の方向性や卒業後の進路のニーズにより具体的に対応できるよう、「コンポーザングアーティスト専攻」を「シンガーソングライター・アーティスト専攻」と名称変更し、学習及び人材育成の明確化を図った。

音楽教養専攻は、今日の生涯学習社会、高齢化社会に対応し、生涯学習としての音楽学習を希望する社会人のニーズに込えて門戸を開くもので、現在、さまざまな年代の学生が在籍している。専攻の趣旨から、音楽の基礎力を養う科目（「音楽教養基礎講座」など）や音楽の教養講座（「楽曲の楽しみ方」「作曲家の人生と作品」など）を設けている。

「器楽専攻」の中の「ピアノ指導者コース」は、ピアノを学習した学生が将来ピアノ指導者を目指すことが多いことに対応し、ピアノ指導者になるための即戦力を養うことを目的としている。本学の教育目的には学生が目指す将来目標を尊重し、それに沿った実践的な専門教育を行うことがうたわれているが、このコースはピアノ指導者になるという明確な目標をもつ学生向けに特化した実践的な教育内容を持ち、本学園の音楽学校に在籍する児童や本学卒業生が主宰する音楽教室の生徒をモデル受講生と

したレッスン実習や、ピアノ指導者に必要な教材研究の授業を開講している。

また、平成 27 (2015) 年度には、現在の「シンガーソングライター・アーティスト専攻」の前身である「コンポーザングアーティスト専攻」のカリキュラムを大幅に見直し、各分野で活躍するゲスト講師からプロの現場を学ぶ「THE プロフェッショナル」、作曲やアレンジの手法を研究し、音楽の多様性への応用力を養う「サウンドクリエーション」など、卒業後の実践に直接結びつく科目を新設した。なお、同専攻では、レコーディング実習、ライブ実践なども行われ、これまでに芸能界で活躍する人材を輩出している。

このように、定期的な点検により具体的なニーズに応えられるように教育体制や教育課程の改編を行っている。

#### [区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-B-2 の現状>

基準 I-B-1 の区分で述べたように、本学では建学の精神に基づいた使命・目的のもと、教育目的を定め、ディプロマ・ポリシーによって教育の到達点である学習成果を明確に定めている。

ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラムツリー（履修系統図）、カリキュラムマップを作成することによって各科目において身につけるべき力を明確に示しながら、各専攻の学習成果を明確化し、学生に示している。科目ごとのシラバスにおいては、「授業の概要と目的」、「到達目標」を明確にし、カリキュラムマップの提示によって、当該科目において身につけることができる力を示し、「成績評価の方法と基準」を明らかにすることによって、学習成果を明確に示している。本学の大きな教育目的は、これらの学習成果を総合することによって達せられると考えられる（提出 - 7、8、9、13、14）。

定められた学習成果が実際に達成されたかどうかを計るために、本学では単位認定の評価基準として S、A、B、C、D の 5 段階評価を取り入れており、C 以上を合格としている。また、この 5 段階評価の評価内容とともに、平成 26 (2014) 年度からは GPA 制度を導入している。GPA の導入により、専門科目から一般教養科目までを総合した学習成果を数値で知ることができるようになった。またカリキュラムマップと連動して、建学の精神にある、音楽の技術や知識に加え、人格形成、人間形成に必要な総合力を示すことが可能となった（提出 - 5 p. 70）。

評価においては、令和 4 (2022) 年度より、一部科目からルーブリックを用いた評

価を導入しており、学習成果をより明確に評価できるように取り組んでいる（備付 - 7、8）。

5段階評価及び GPA 制度は学生の学習成果を数値で示すものであるが、このほか本学では、学生自身の自己評価システムを活用している。具体的には、「東邦スタンダード I A/B・II A/B」において半期ごとに作成する「ポートフォリオ」（振り返りシート）がそれにあたる。ポートフォリオでは目標の達成度を S、A、B、C、D の 5 段階で自己評価し、その理由、理由を踏まえて今後改善したいことなどを具体的に記述する形式となっている。当初ポートフォリオは「東邦スタンダード」の科目内についてのみを問うものであったが、平成 27（2015）年度から、「基礎教育科目（「外国の言語と文化」を含む）」、「音楽専門教育科目」、「人間教育科目」等、すべての授業科目の区分についても同様に 5 段階評価と「興味、関心の深まった科目名、内容、エピソード等」、「今後改善したいこと、今後の課題等」という項目を設けて記述させることにした。その結果、学生たちが総合的に学習成果を自己評価するシステムが構築された。これらは「東邦スタンダード」の授業を担当するクラス担任等が点検し、次年度の教育に活用されている（備付 - 24）。

また、平成 26（2014）年度から「学習時間・実態調査」として、短大の授業・レッスン以外での学生の自主的な学習時間について調査し、授業以外の時間も含めた総合的な学習成果を分析するための資料として活用している。毎年実施している「授業改善のための学生アンケート」も、学生自身が学習の到達度を自己評価する手段の一つとして有効と考えられる。その結果は毎年「授業改善のための学生アンケート実施報告書」として発行され、学園ウェブサイトで公表されている（備付 - 13、16、17）。

音楽を専門とする本学では、学習成果は何より「演奏」や「創作」の実践として実を結び、演奏会（一部動画配信を含む）などを通して学外にも発信されている。定期演奏会及び卒業演奏会では、成績上位者が本学のコンサートホールでの演奏の機会を与えられるほか、各専攻のコンサートも数多い。併設大学と共同で行われるオーケストラとの共演「トライアルコンサート」のオーディションでは、令和 4（2022）年度に初めて短期大学生が選出され、本学オーケストラとの協奏曲を演奏する機会を持つことができた。シンガーソングライター・アーティスト専攻の学生は、学外ライブ実践なども授業の一環として行われている。

また、学習成果を学校教育法第 108 条第一項「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを 主な目的とする」に照らし、教授会、教育改革推進会議等で、教育内容の改善とともに学習成果についても定期的に点検を行っている。大学については、学校教育法第 83 条第一項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と記述されるが、短期大学においては、「第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを 主な目的とすることができる」とされている（上記同法第 108 条第 1 項）。短期大学においては、実用性・実効性をもつ学習成果が求められる。以上を踏まえ、本学では学習成果を分析し、学習成果を一

層高めるための教育課程の改善、授業内容の充実などにも意欲的に取り組んでいる（提出 - 28、備付 - 19）。

**[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

### ＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学では、建学の精神に基づいた卒業認定・学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーを策定している。このディプロマ・ポリシーに基づき教育課程編成・実施の方針であるカリキュラム・ポリシーを策定しており、さらにその入学者受け入れのための方針であるアドミッション・ポリシーを策定している。この三つの方針は、連動し一体化している（提出 - 6）。

建学の精神に基づき、本学の教育方針として定められている三つの方針は、学力の三要素に沿って「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「意欲・関心・志向性」の三つの分野に整理分類されている。これにより、視覚的にもそれぞれ連動していることがわかりやすくなっている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げられているこれら三つの分野の能力を身につけるために必要な体系的なカリキュラムの編成の方針を示しており、一貫性を持たせている。また、ディプロマ・ポリシーと教育課程が連動していることを可視化するために、カリキュラムツリー（履修系統図）、カリキュラムマップを作成し、それぞれの授業において身につけられる能力を総合的に捉えられるようにし、更にそれをシラバスに表示することによってバランスのとれた履修に結びつけている。入学者受け入れの方針であるアドミッション・ポリシーには、ディプロマ・ポリシーに掲げられている「身につけるべき能力」に向けた本学における学習のために必要な能力（基礎力）と学習意欲が三つの分野で連動して示されており、本学では、それに基づいた入学者選抜を実施している。このようにして、三つの方針は、一体的に策定されている（提出 - 7、8、9）。

これらの三つの方針は、教育改革推進委員会、教授会で論議を重ねて見直しを行いながら策定している（提出 - 28、備付 - 19）。

知識・技能については、ディプロマ・ポリシーにおける「社会において必須とされる汎用的能力の育成」のために、全学共通カリキュラム「東邦スタンダード」を設置している。これは、本学が独自に開発した基幹的な授業である（備付 - 5）。また、音楽の専門大学の特色である「専攻分野を中心とした知識・技能」を身につけるために、順次履修及び個人レッスンの実施をしている。

思考力・判断力・表現力においては、「専攻を超えた総合的履修」ができるように

教育課程を編成し、また、アクティブ・ラーニングを取り入れた参加型の少人数授業によって現代社会に必要なコミュニケーション能力、実践的課題発見解決能力、プレゼンテーション能力を身につけられるよう取り組んでいる。

三つの方針は、「Guide Book（短期大学案内）」、「履修ガイド」、学園ウェブサイトにて明示している。また、ディプロマ・ポリシーについては、年度初めの学生オリエンテーションの中で学年別に行われる「履修ガイダンス」において学生に向けた周知を図っている他、履修ガイドに卒業認定の基準を学生に明示し、それを厳正に適用している。教員に向けては、三つの方針を年度初め(4月)の教員オリエンテーションで学長及び教務部長が説明し、周知を図っており、「三室戸学園の教育体制」として掲示もしている。

このように、三つの方針は、建学の精神及び教育目的を反映し、教職員の共通理解の下に学内外に表明している。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

現在、教育の目的・目標、学習成果、三つの方針に関連した事項は、これまで見直しを重ねながら整えてきており、それらを適切に表明しているが、今後も常に全学的組織的 point check 作業を行いながら、社会の要請に応じた人材育成ができるように検討を重ねていく。特に、小規模な短期大学でありながら、学生の年齢や志向性など多様化する中で、教養講座の充実など、それぞれの学習成果がより高まるような改善をしていきたい。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし

#### [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

##### <根拠資料>

##### 提出資料

4. 東邦音楽短期大学学則

##### 提出資料-規程集

49. FD 委員会規程
55. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価特別検討委員会規程

##### 備付資料

10. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書 令和2年度 第13号 [令和2(2020)年度]

11. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書 令和3年度 第14号 [令和3(2021)年度]
12. 令和5年度認証評価 東邦音楽短期大学自己点検・評価報告書 [令和4(2022)年度] (本書)
13. ウェブサイト「教育情報」
14. 高大連携会議議事録 [令和2(2020)～令和4(2022)年度]
15. 東邦音楽短期大学アセスメントポリシー (学習成果評価方針)
16. 授業改善のための学生アンケート実施報告書
17. 学習時間・実態調査集計結果
18. 卒業生アンケート実施報告書
19. 教育改革推進会議議事録
20. 教学IR推進会議議事録
21. キャリア支援委員会議事録
22. 第4期中期計画 [令和3(2021)～令和7(2025)年度]

**[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

#### ＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

内部質保証については、東邦音楽短期大学学則第4条において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行う」ことを規定し、「東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学自己点検・評価特別検討委員会」（以下、自己点検・評価特別検討委員会）を設置し、委員会規程を定めている。委員会は学長を委員長とし、委員は副学長、図書館長、教務部長、教務部長補佐、学生部長、学生部長補佐、各専攻主任等の役職教員及び学園本部長、事務本部長、事務本部長補佐、地域連携・演奏センター長ら役職事務職員からなり、内部質保証のための責任体制を確立している（提出-規程集55）。

自己点検・評価特別検討委員会のもとに、短大所属の全教員及び事務職員で構成される「短大自己点検・評価部会」を置き、多くの教職員が参画する体制を構築している。「大学自己点検・評価部会」と共通する評価・点検項目も多いため、必要に応じて自己点検・評価部会の大短合同部会も実施している。

本学では平成 5（1993）年度から定期的に自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・評価報告書」第 1 号～第 14 号にまとめている。

学内の自己点検・評価が定着した平成 27（2015）年度からは、自己点検・評価に有識者による外部評価を取り入れた。外部評価の評価項目は「入学者選抜」、「カリキュラムの内容・学修方法」、「学習支援」、「教員組織」、「施設・設備」、「社会貢献」の 6 項目であり、それぞれ 5 段階で評価を受けている。令和元（2019）年度においては公益財団法人新国立劇場運営財団総務部長、令和 2（2020）年度においては東京都立大塚病院事務局長、令和 3（2021）年度においては文京区アカデミー推進部アカデミー推進課長が評価にあたった。外部評価員の評価結果は、コメントとともに「自己点検・評価報告書」に掲載している（備付 - 10、11、13）。

また、本学ではこれまでに、平成 22（2010）年度及び平成 28（2016）年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会による機関別評価（第三者評価）を受審し、短期大学評価基準を満たしていると認定された。

本学は「自己点検・評価報告書」を教職員に配付し、学内図書館等及び学園ウェブサイトを通じて学内外に広く公表している。同様に、一般財団法人大学・短期大学基準協会による機関別認証評価についても、「東邦音楽短期大学自己点検・評価報告書」及び「東邦音楽短期大学機関別評価結果」を教職員に配付するとともに、学内図書館及び学園ウェブサイトを通じて学内外に広く公表している。

自己点検・評価活動においては、本学に所属する全教員及び役職事務職員が前述の「自己点検・評価特別検討委員会」及び「短大自己点検評価部会」のいずれかに属しており、全学的な自己点検・評価活動を実践しているといえる。自己点検・評価の結果を公表して情報共有することにより、全教職員の自己点検・評価活動への参加意識を高めている。また、自己点検・評価活動により教職員間のコミュニケーションが活性化している。

自己点検・評価活動においては、高等学校等の関係者への意見聴取も積極的に行っている。本学の入学者には附属高等学校及び附属第二高等学校の卒業生が多いことから、学長、教務部長、学生部長等の役職教員及び事務本部長等と各附属高校の校長、教頭等との「高大連携会議」を定期的に関き、教育現場からの参考意見を聴取している。教職員が指定高等学校等へ訪問した際には、関係者から聴取した意見を「学校等訪問報告書」にまとめている。これらの資料については入試広報企画センターにて取りまとめ、保管している（備付 - 14）。

自己点検・評価活動の結果は、「東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学自己評価・点検特別検討委員会」で分析、検討を重ね、学長のリーダーシップのもと「教育改革推進会議」等で改革・改善の方針を決定し、教育課程や教育環境等の改革・改善へとつなげている（備付 - 19）。

**【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

**<区分 基準 I-C-2 の現状>**

本学は学習成果を焦点とする査定（アセスメント）のために「アセスメントポリシー」を定め、その手法として、通常の定期試験（実技試験、筆記試験、レポート提出等）に基づく学習成果の把握以外に、すべての授業・レッスンを対象に「授業改善のための学生アンケート」を実施している。アンケートの実施方法、アンケート項目等については FD 委員会が中心となって審議、決定している。アンケート結果は集計の後、各担当教員に配付され、教員はアンケート結果を自己分析し、文書にして提出する。それらをもとに毎年「授業改善のための学生アンケート実施報告書」を発行し、学園ウェブサイトにて公開している（提出 - 規程集 49、備付 - 13、15、16）。アンケート結果の分析をもとに各教員は改善点を明らかにし、教育の向上・充実に反映させている。また、キャリア支援委員会、教学 IR 推進委員会等においてアンケート結果を総合的に分析、検討し、授業カリキュラムの改編をはじめとする全学的な教育の質の向上に取り組んでいる（備付 - 20、21）。

このほか、在学生を対象とする「学習時間・実態調査」や、キャリア支援センターが卒業生を対象に行う「卒業生アンケート」を実施し、それぞれ結果を分析、検討している（備付 - 13、17、18）。

本学では査定の手法を定期的に点検している。上述の「授業改善のための学生アンケート」については平成 17（2005）年度より非常勤教員を含む全教員、全科目を対象とする包括的な取り組みとして実施して以来、教学 IR 推進委員会及び教育改革推進会議において、集計結果の分析と、質問項目の見直しを行っている。同様に「学習時間・実態調査」、「卒業生アンケート」においても上記の委員会・会議においてその手法を点検し、学習成果を焦点とした綿密な調査ができるようにしている（備付 - 19、20）。

「授業改善のための学生アンケート」結果等の分析をもとに、科目レベルにおいて各教員が改善点を明確にし、教育の向上・充実に反映させている。また、学位プログラムレベル及び機関レベルでは、教学 IR 推進委員会等の委員会においてアンケート結果を総合的に分析、検討し、教育改革推進会議において教育課程の改編をはじめとする教育の質の向上に取り組んでいる。ディプロマ・ポリシーを到達目標として「計画」「実行」「検証」「改善」を行う PDCA サイクルを継続し、教育の質の向上につとめている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などについては、学園本部、事務本部を中心に常に確認し、変更等があった場合には速やかに学内関係規程の点検を行い必要な改正を行うなど、法令遵守につとめている。



＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題＞

本学では自己点検・評価活動の実施体制を確立し、教育の質保証を推進しているが、それを入学者増加の具体策と関連させ、PDCA サイクルによる短期大学運営の内部質保証の機能性を更に強化していくことが課題である。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項＞

教育の内部質保証については、学園全体の取組みの中で、令和 3（2021）年 9 月に「東邦音楽大学大学院・東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 教育の内部質保証の方針」を制定した。この方針に沿って、全専任教職員で教育の内部質保証の機能性改善に努めている。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成 28（2016）年における自己点検評価書において、改善計画として示されたのは、建学の精神に沿った教育体制がとられているかを点検し、それに基づいた教育課程編成をするために、検討を継続していくことであった。その後も検討を重ね、令和 2（2020）年、コンポーザングアーティスト専攻をシンガーソングライター・アーティスト専攻と名称変更し、「人材養成に関する目的等に関する規程」にある「音楽制作その他音楽を通して社会に貢献でき、実践的に幅広く活躍できる人材の育成」を推進している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学園は、令和 3（2021）年度から第 4 期中期計画令和 3（2021）～令和 7（2025）年に取り組んでいる。令和 10（2028）年に創立 90 周年を迎えることから、「TOHO VISION 90」として、「小規模ながら確固たる個性と存在感があり、未来に向かって新しい 価値を創造する学園」を実現すべき姿として掲げ、その実現のために、より具体的な行動計画書を作成して、全学をあげて取り組んでいる。「TOHO VISION 90」では、建学の精神、教育の使命・目的、基本方針を柱とした教育改革の推進を計画している（備付 - 22）。

**【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】****[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]****<根拠資料>****提出資料**

4. 東邦音楽短期大学学則
5. 履修ガイド p.64、p.65、p.72、p.89
6. 東邦音楽短期大学教育方針  
ーディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー
7. カリキュラムツリー（履修系統図）
8. カリキュラムマップ
11. ウェブサイト「学科紹介」
12. 学生募集要項
13. シラバス
14. ウェブサイト「シラバス」
15. 学年暦

**提出資料-規程集**

48. 入学試験委員会規程
50. 教学 IR 推進委員会規程
53. キャリア支援委員会規程
59. 教授会規程
60. 専門部会規程

**備付資料**

7. コモンルーブリック
8. 東邦スタンダード評価基準
13. ウェブサイト「教育情報」
14. 高大連携会議議事録
15. 東邦音楽短期大学アセスメントポリシー（学習成果評価方針）
16. 授業改善のための学生アンケート実施報告書
17. 学習時間・実態調査集計結果
18. 卒業生アンケート実施報告書
23. 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料（GPA 数値の分布状況）
24. 東邦スタンダードポートフォリオ
25. インターンシップ実施状況一覧
26. 卒業生就職先アンケート実施報告書
27. 卒業生キャリアアンケート実施報告書

28. レポート作成に関するルーブリック

29. ディプロマ達成度レーダーチャート

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学では、学則第 17 条（卒業の要件）・第 18 条（卒業及び学位）、及び学位規程に基づき、学生が 2 年以上在学し、本学の教育課程が定める必須科目等を含めて合計 62 単位以上を取得した場合に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与している（提出 - 4 学則第 17・18 条）。本学ではこの基準をふまえた上で、教育の使命・目的（基準Ⅰ参照）に基づく卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、卒業要件を満たし、実際にどのような力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを明確に示している。本学のディプロマ・ポリシーは、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「意欲・関心・志向性」の三項目に整理分類し明示している（提出 - 6）。

○東邦音楽短期大学 ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）

本学学則に定める必要な修業年限を満たしたうえで、所定の教育課程を履修して、以下に示す能力を身に付け、卒業に必要な単位を修得した者に「短期大学士（音楽）」の学位を授与します。

知識・技能

- 多面的な履修を通して社会生活において必須とされる汎用的な能力
- 専攻分野を中心とした知識と技能
- 系統的な知識とそれを現実に適用する技能

思考力・判断力・表現力

- 現代社会に必要とされるコミュニケーション能力
- 体系的学修と実践に基づいた課題の発見、分析、解決をする能力
- 自己発信のプレゼンテーション能力

意欲・関心・志向性

- 専門分野を超えて問題を探求する姿勢
- 自己や他者の役割を理解し、協働できる広い視野（自己管理能力・チームワーク）
- 生涯にわたって探求しようとする姿勢（生涯学習力）
- 多様な価値を認め、主体性をもって積極的に社会に貢献しようとする意欲（社会的責任・チームワーク・リーダーシップ）

本学では、上記のディプロマ・ポリシーを踏まえて各専攻・コース（声楽専攻、器楽専攻ピアノコース、器楽専攻ピアノ指導者コース、器楽専攻管弦打楽器コース、器楽専攻電子オルガンコース、シンガーソングライター・アーティスト専攻、音楽教養専攻）のディプロマ・ポリシーを明確に定め、卒業認定・学位授与のために必要とされる能力を具体的に示している。

○各専攻・コースのディプロマ・ポリシー

<p><b>声楽専攻 ディプロマ・ポリシー</b></p> <p><u>知識・技能</u>                  多面的な履修を通して社会生活において必須とされる汎用的な能力                  専攻分野を中心とした知識と技能                  専門分野である声楽に関する専門的知識・技能を修得し、声楽の特徴である言葉を伴う音楽表現に必要な知識・技術を身につけ、表現することができる。                  ・声楽の基本技術を身につけ、実践することができる。                  ・声楽の多様な形態における言語や知識を身につけ、歴史的背景をふまえた演奏ができる。                  ・専門領域以外にも国際的に視野を広げて、演奏に活かすことができる。</p> <p><u>思考力・判断力・表現力</u>                  現代社会に必要とされるコミュニケーション能力                  体系的学修と実践に基づいた課題の発見、分析、解決をする能力                  自己発信のプレゼンテーション能力</p> <p><u>意欲・関心・志向性</u>                  専門分野を超えて問題を探求する姿勢                  自己や他者の役割を理解し、協働できる広い視野（自己管理能力・チームワーク）                  生涯にわたって探求しようとする姿勢（生涯学習力）                  多様な価値を認め、主体性をもって積極的に社会に貢献しようとする意欲（社会的責任・チームワーク・リーダーシップ）</p>
<p><b>器楽専攻ピアノコース ディプロマ・ポリシー</b></p> <p><u>知識・技能</u>                  多面的な履修を通して社会生活において必須とされる汎用的な能力                  専攻分野を中心とした知識と技能                  専門分野であるピアノ演奏において、専門知識・技能を修得し、自らの演奏スタイルを確立するために活用することができる。                  ・鍵盤音楽の歴史や理論を体系的に理解し、時代様式を踏まえた演奏ができる。                  ・多彩な演奏技術を身につけ表現することができる。                  ・専門領域以外にも国際的に視野を広げて、演奏に活かすことができる。</p> <p><u>思考力・判断力・表現力</u>                  現代社会に必要とされるコミュニケーション能力                  体系的学修と実践に基づいた課題の発見、分析、解決をする能力                  自己発信のプレゼンテーション能力</p> <p><u>意欲・関心・志向性</u>                  専門分野を超えて問題を探求する姿勢                  自己や他者の役割を理解し、協働できる広い視野（自己管理能力・チームワーク）                  生涯にわたって探求しようとする姿勢（生涯学習力）                  多様な価値を認め、主体性をもって積極的に社会に貢献しようとする意欲（社会的責任・チームワーク・リーダーシップ）</p>
<p><b>器楽専攻ピアノ指導者コース ディプロマ・ポリシー</b></p> <p><u>知識・技能</u>                  多面的な履修を通して社会生活において必須とされる汎用的な能力                  専攻分野を中心とした知識と技能                  ピアノ指導に関する専門的知識・技能を修得し、それらをピアノ指導の実践に活用することができる。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・鍵盤音楽の歴史や理論を体系的に理解し、時代様式を踏まえたピアノ指導ができる。</li> <li>・多様なピアノ学習者に対して、一人ひとりに適した指導法と教材について考察し、選択することができる。</li> <li>・国際的に視野を広げて世界のピアノ指導法の進展に関心を持ち、それを自身の指導法の改善に生かすことができる。</li> </ul> <p><u>思考力・判断力・表現力</u>                  現代社会に必要とされるコミュニケーション能力                  体系的学修と実践に基づいた課題の発見、分析、解決をする能力                  自己発信のプレゼンテーション能力</p> <p><u>意欲・関心・志向性</u>                  専門分野を超えて問題を探求する姿勢                  自己や他者の役割を理解し、協働できる広い視野（自己管理能力・チームワーク）                  生涯にわたって探求しようとする姿勢（生涯学習力）                  多様な価値を認め、主体性をもって積極的に社会に貢献しようとする意欲（社会的責任・チームワーク・リーダーシップ）</p>
<p>器楽専攻管弦打楽器コース ディプロマ・ポリシー</p>
<p><u>知識・技能</u>                  多面的な履修を通して社会生活において必須とされる汎用的な能力                  専攻分野を中心とした知識と技能                  専門分野である管弦打楽器に関する専門的知識・技能を修得し、多様な音楽表現ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管弦打楽器の音楽の歴史や理論を体系的に理解し、時代様式に沿った演奏ができる。</li> <li>・専攻楽器に関する専門的知識・技能を修得し、ソロ、オーケストラ等の実践に活かすことができる。</li> <li>・専攻以外の楽器の特性や他領域にも国際的な視野を広げて、演奏に活かすことができる。</li> </ul> <p><u>思考力・判断力・表現力</u>                  現代社会に必要とされるコミュニケーション能力                  体系的学修と実践に基づいた課題の発見、分析、解決をする能力                  自己発信のプレゼンテーション能力</p> <p><u>意欲・関心・志向性</u>                  専門分野を超えて問題を探求する姿勢                  自己や他者の役割を理解し、協働できる広い視野（自己管理能力・チームワーク）                  生涯にわたって探求しようとする姿勢（生涯学習力）                  多様な価値を認め、主体性をもって積極的に社会に貢献しようとする意欲（社会的責任・チームワーク・リーダーシップ）</p>
<p>器楽専攻電子オルガンコース ディプロマ・ポリシー</p>
<p><u>知識・技能</u>                  多面的な履修を通して社会生活において必須とされる汎用的な能力                  専攻分野を中心とした知識と技能                  専門分野である電子オルガンにおいて、専門的知識・技能を修得し、多様な音楽表現ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子オルガンの機能や操作を理解し、自由に自分の音を表現できる。</li> <li>・さまざまな音楽スタイルの知識を活かして、自由に即興やアレンジができる。</li> <li>・専門領域以外にも国際的に視野を広げて演奏に活かすことができる。</li> </ul> <p><u>思考力・判断力・表現力</u>                  現代社会に必要とされるコミュニケーション能力                  体系的学修と実践に基づいた課題の発見、分析、解決をする能力                  自己発信のプレゼンテーション能力</p> <p><u>意欲・関心・志向性</u>                  専門分野を超えて問題を探求する姿勢                  自己や他者の役割を理解し、協働できる広い視野（自己管理能力・チームワーク）                  生涯にわたって探求しようとする姿勢（生涯学習力）                  多様な価値を認め、主体性をもって積極的に社会に貢献しようとする意欲（社会的責任・チームワーク・リーダーシップ）</p>
<p>シンガーソングライター・アーティスト専攻 ディプロマ・ポリシー</p>
<p><u>知識・技能</u>                  多面的な履修を通して社会生活において必須とされる汎用的な能力</p>

<p>専攻分野を中心とした知識と技能 シンガーソングライター・アーティストに関する専門的知識・技能を生かし、自らの音楽を創造・制作し、自分にしかない世界観を表現することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロのミュージシャン、エンジニアとのセッションや様々な音楽のジャンルを学ぶことによって、音楽性の幅を広げ、自分の音楽制作に反映することができる。</li> <li>・自作曲をライブで歌唱・演奏し、音源としても残すことができる。</li> <li>・専門領域以外にも国際的に視野を広げて、演奏に活かすことができる。</li> </ul> <p><u>思考力・判断力・表現力</u> 現代社会に必要とされるコミュニケーション能力 体系的学修と実践に基づいた課題の発見、分析、解決をする能力 自己発信のプレゼンテーション能力</p> <p><u>意欲・関心・志向性</u> 専門分野を超えて問題を探求する姿勢 自己や他者の役割を理解し、協働できる広い視野（自己管理能力・チームワーク） 生涯にわたって探求しようとする姿勢（生涯学習力） 多様な価値を認め、主体性をもって積極的に社会に貢献しようとする意欲（社会的責任・チームワーク・リーダーシップ）</p>
<p>音楽教養専攻 ディプロマ・ポリシー</p> <p><u>知識・技能</u> 多面的な履修を通して社会生活において必須とされる汎用的な能力 専攻分野を中心とした知識と技能 専門分野に関する基本的知識・技能を修得し、自らの演奏スタイルを確立することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実技の基本技術を身につけ、実践することができる。</li> <li>・歴史や理論を理解し、時代様式を踏まえた演奏ができる。</li> <li>・専門領域以外にも国際的に視野を広げて、演奏に活かすことができる。</li> </ul> <p><u>思考力・判断力・表現力</u> 現代社会に必要とされるコミュニケーション能力 体系的学修と実践に基づいた課題の発見、分析、解決をする能力 自己発信のプレゼンテーション能力</p> <p><u>意欲・関心・志向性</u> 専門分野を超えて問題を探求する姿勢 自己や他者の役割を理解し、協働できる広い視野（自己管理能力・チームワーク） 生涯にわたって探求しようとする姿勢（生涯学習力） 多様な価値を認め、主体性をもって積極的に社会に貢献しようとする意欲（社会的責任・チームワーク・リーダーシップ）</p>

上記の通り、各専攻・コースのディプロマ・ポリシーは、専門分野に特有の学習成果を踏まえた内容になっており、それぞれの学習成果に対応している。

ディプロマ・ポリシー及び各専攻のディプロマ・ポリシーは、学則第 17 条に定める卒業の要件を、学習成果という観点から示したものと見える。卒業要件を満たした場合どのような力を身につけているべきなのかを、明確に示している。

成績評価の基準については、ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価の基準を設け、単位を認定している。成績評価の基準は S・A・B・C・D の 5 段階評価である。平成 26（2014）年度からは GPA 制度を導入し、成績通知書には各セメスターの GPA、累積 GPA も合わせて表記している。

資格取得に関しては、所定の単位を取得すれば卒業時にリトミックインストラクター、社会福祉主事（任用）の資格を取得することができる。資格取得の要件は、ディプロマ・ポリシーの「主体性をもって積極的に社会に貢献しようとする意欲（社会的責任・チームワーク・リーダーシップ）」と連動している。

なお、本学のディプロマ・ポリシーは、履修ガイドに明記し、学生オリエンテーション、及び「東邦スタンダード」授業時に説明している。教員に対しても、教員オリ

エンターション等で共通理解を求めている。学園ウェブサイト等でも公表し、社会に向けて周知を図っている（提出 - 5 p. 64、提出 - 11）。

本学のディプロマ・ポリシーには、「社会生活において必要とされる汎用的な能力」、「現代社会に必要とされるコミュニケーション能力」、「多様な価値を認め、主体性をもって積極的に社会に貢献しようとする意欲（社会的責任・チームワーク・リーダーシップ）」といった項目があることから、社会的に通用性があるといえる。また、全ての専攻・コースのディプロマ・ポリシーにおいて、国際的に視野を広げて知識・技能を高めることが求められていること、ディプロマ・ポリシーのいずれの項目も中国などからの留学生に対して十分に適用性のある内容であること、「現代社会に必要とされるコミュニケーション能力」及び「多様な価値を認め、主体性をもって積極的に社会に貢献しようとする意欲」という項目は、本学がウィーンアカデミー研修の制度を設けていることも含め、国際性を視野に入れたものであること等、本学のディプロマ・ポリシーは国際的に通用性があるといえる（提出 - 6 p. 89）。

本学のディプロマ・ポリシーは当初、全専攻に共通する包括的な内容であったが、教育改革推進会議で再検討した結果、令和 3（2021）年度に各専攻・コースの学習成果に対応し、それぞれのディプロマ・ポリシーを策定し、令和 4（2022）年度より施行した。この策定にあたっては、教育担当の副学長、教務部長、各専門部会の主任らが中心となって原案を作成し、教育改革推進会議で承認を得た。このように本学では、教育改革推進会議、教務委員会、各専門部会等でディプロマ・ポリシーを定期的な点検している（備付 - 19）。

**[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

本学は、ディプロマ・ポリシーに対応した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。カリキュラム・ポリシーは、学習成果（身につける力）を以下の三項目に整理分類し明示している。それぞれに対応する科目はカリキュラムマップに示している（提出-8）。

#### ○東邦音楽短期大学 カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

本学ではディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけるため、各専攻において以下のような方針に基づいて必要とされるカリキュラムを体系的に編成する。

##### 知識・技能

教養と技能を育む全学共通カリキュラム「東邦スタンダード」を設置する。  
広範で多様な基礎知識の獲得と専門性を高めるために、体系的で順次性のある幅広い学修が可能な科目群を設置する。  
専門的な方法論と知識を学ぶために、専攻実技は個人レッスンを実施する。

##### 思考力・判断力・表現力

専攻を超えて、幅広い領域の科目を履修し総合的視点を養う。  
知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力の育成のため、アクティブ・ラーニングを取り入れた参加型の少人数授業を実施する。

##### 意欲・関心・志向性

社会とつながる学習の充実を図り文化の発展や地域社会に貢献できる人材育成。  
身に着けた知識やスキルを統合し、問題解決力と、新たな価値の創造につなげていく能力や姿勢を育成する。  
成績評価基準を明確にし、客観的な評価を行う。  
客観的、総合的な評価のためにGPA制度を用いる。  
実技試験においては平準化のため複数の教員による審査を行う。

以上のとおり、本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに対応し、専門分野の知識・技術の習得のみならず、社会で必要とされる社会人基礎力、人間性の形成などを具体的に示したものとなっている。

本学は、短期大学設置基準第四章「教育課程」〈教育課程の編成方針〉第五条2「教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」にのっとり、前述のカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を体系的に編成している。

すでに述べたとおり、本学ではカリキュラム・ポリシーにおいて学習成果（身につける力）を三項目で表示し、それぞれの学習成果に対応した授業科目を編成している。それぞれに対応する科目をカリキュラムマップに示し、その関連性・体系性をカリキュラムツリー（履修系統図）により理解できるようにしている（提出-7、8）。なかでも本学独自の取り組みといえるのが、カリキュラム・ポリシーに「教養と技能を育



む全学共通カリキュラム」として明示されている「東邦スタンダード」である。この科目は2年間を通して学ぶ基礎教育科目であり、学生生活に必要な基礎知識、短期大学における能動的な学び、防災・防犯、キャリア教育など幅広い内容を包括した重要科目であり、本学では全教科の学びの根幹を成す科目と位置づけている（備付-5）。

本学では、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間に履修できる単位数の上限を原則40単位と定めることにより、単位の実質化を図っている。ただし、前年度までの累積GPAが3.5以上の場合は、40～42単位を上限としている（提出-5 p.72）。

成績評価は、短期大学設置基準第十一条の二（成績評価基準等の明示等）「2 短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」にのっとり、学習成果の獲得を客観的かつ厳格に判定している。成績評価は、学則第15条「学修の評価」等が定める通り、S・A・B・C・Dの5段階評価とし、C以上を合格としている。これらの基準は「履修ガイド」等に記載して学生に明示し、加えて毎年度初めに行う学生オリエンテーションでも周知している（提出-5、備付-32）。

本学のシラバスは、「授業の概要」、「授業を通じて修得できる力」、「授業計画」、「授業の到達目標」、「授業の『方法』と『形式』」、「履修時の留意点と心得」、「成績評価の『方法』と『基準』」、「教科書」「参考文献」「オフィスアワー」の項目を明示している（提出-13、14）。「授業を通じて修得できる力」には、ディプロマ・ポリシーに記載されている能力のうち、該当講義を通じて修得できる力が示されている。「授業計画」には、各回の授業内容とともに「予習・復習」（準備学習）の内容を明示している。「授業の到達目標」には講義全体の到達目標として、講義15回を通じて獲得される学習成果を明示している。「成績評価の『方法』と『基準』」については、評価方法の詳細をなるべく具体的に数値で表記するよう努めている。（筆記試験50パーセント、発表50パーセントなど。）

本学では通信による教育は行っていないが、コロナ禍にあっては必要に応じてオンライン授業、または対面とオンラインを併用したハイブリッド型の授業を行った。今後も必要に応じてこうした形態を活用する可能性はある。

教育課程については、教育改革推進会議、教務委員会等で定期的に見直しを行っている（備付-19）。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>**

本学は、建学の精神の下、確かな知識を基に物事を正しく見る目、思考力・判断力、主体性を持って行動する力など、幅広く深い教養と豊かな人間性を養うことを、良き音楽人になるための基礎と位置付けている（提出-5 p.65）。そのため、教養教育を本学における全ての教育の土壌に当たるものとして教育課程を編成し、その内容と実施体制を確立している。本学において教養教育の軸と位置付けられているのが、「基礎教育科目」の中に設置されている「東邦スタンダード」である。この科目は、カリキュラム・ポリシーに「教養と技能を育む全学共通カリキュラム」として設置されていることが明記され、ディプロマ・ポリシーに掲げられている「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「意欲・関心・志向性」、全てを網羅する科目として短大2年間を通じて学ぶ必修科目としている。その内容については、教務委員会、及び「東邦スタンダード・クラス担任合同会議」において毎年度検討を行い、教養教育におけるこの科目の重要性の確認と改善を行っている。令和4（2022）年度は、この「東邦スタンダード」をはじめとして、短期大学設置基準にのっとり基礎教育科目23科目24単位を開講し、そのうち卒業要件単位として8単位以上（「外国の言語と文化」6単位のうち2単位以上を含む）を必修科目として、社会で幅広く活躍するための知識と教養を身に付けることができるようにしている（提出-5）。

本学の5つの科目区分のうち、主に教養教育は「基礎教育科目」において、専門教育は「音楽専門教育科目」において行われているが、学生がその関連性を理解しディプロマ・ポリシーを達成できるよう、体系的に教育課程を編成している。上述のように教養と技能を育む科目である「東邦スタンダード」を全専攻の学生が共通して学び、これを軸として、専攻を超えて幅広い領域の科目を履修し総合的視点を養うことができるようにしている。シラバスにはディプロマ・ポリシーと各科目との関連を「授業を通じて習得できる力」として示し、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリー（履修系統図）により各科目の関連性・体系性を明確にしている（提出-7、8、13）。

教養教育の効果を測定・評価するために、各種アンケートを実施し、その結果をもとに改善に取り組んでいる。「授業改善のための学生アンケート」を、教養教育を含めた全ての講義、レッスンを対象に行い、各教員による分析と改善方策を「授業改善のための学生アンケート実施報告書」としてまとめ、公表している（備付-16）。また、卒業時に実施する「卒業生アンケート」ではディプロマ・ポリシーと関連した質問項目を設定し、教養教育の効果を測定・評価することに役立つようにしている（備付-18）。これらの結果は教学IR推進委員会、教育改革推進会議において分析され、教育課程の改善に生かされている（備付-19、20）。また、「東邦スタンダード」授業において、学生が担任教員の指導を受けながら記入する「ポートフォリオ」は、教養教育と専門教育の関連について学生一人ひとりが理解を深め、その成果を可視化することに役立っている（備付-24）。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

建学の精神の下、本学ではそれぞれの専攻において実践的な専門教育を行うとともに、使命・目的の中に「幅広い教育を通してバランスのとれた心豊かな人間を育て、社会のニーズに応え活躍できる人材を送り出す」と定めており、各専攻分野を中心とした知識と技能を学ぶとともに、系統的な知識とそれを現実に適用する技能、現代社会に必要とされるコミュニケーション能力、自己や他者の役割を理解し協働できる広い視野を身に付けるために、職業への接続を図る職業教育の実施体制を明確にしている。基礎教育科目においては、平成 23（2011）年度より、音大生としての自分を客観視し就職活動のスキル向上を目的とする科目「キャリアデザイン」を 1 年生対象の必修科目として、翌平成 24（2012）年度より短期大学での能動的な学び方、コミュニケーションスキル、問題解決の手法など、音楽関係に留まらず幅広い分野で活躍するためのスキルを身に付ける「東邦スタンダード」を、2 年間を通して学ぶ科目として実施している（備付 - 5）。インターンシップについては日数等一定の条件を満たすことで 2 単位を取得できる単位付与の制度を設けており、卒業後に生かすことのみならず、学生時代の学び方を向上させることにもつながる貴重な職業体験の機会と位置づけ積極的に推進している（備付 - 25）。この単位付与型インターンシップを体験した学生は、「東邦スタンダード」授業内で成果発表を行い、プレゼンテーションスキル向上の機会を得るとともに、この発表を聞くことで他の学生にも良い刺激がもたらされている。音楽専門教育科目においても職業教育との関連が意識され、音楽教室運営について学ぶ「レッスンマネジメント A/B」、各分野で活躍するゲスト講師から直接学ぶことのできる「THE プロフェッショナル A/B」、多くの楽器についてそれぞれの専門家からその特性、機能、メンテナンスについて学ぶ「楽器の特性と機能 A/B」、モデル生徒を起用してピアノレッスン実習を行う「ピアノ指導法」、本学認定資格を取得できる「リトミックⅠA/B」「リトミックⅡA/B」等、卒業後の実践に直接結びつく科目を設置している。

職業教育の効果を測定・評価するために、「授業改善のための学生アンケート」、卒業時に実施する「卒業生アンケート」、「就職先アンケート」、卒業後 3 年目の卒業生を対象とする「卒業生キャリアアンケート」を行っている。これらの集計結果は教学 IR 推進委員会、及びキャリア支援委員会において報告、分析され、職業教育の改善のために活用されている。「東邦スタンダード」担当教員は、同科目の短大とりまとめ教員 2 名とともにキャリア支援委員会に所属し、これらの改善への取り組みに直接加わる体制としている（提出 - 規程集 53、備付 - 20、21）。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学では、入学者受け入れの方針として平成24（2012）年度に音楽科としてのアドミッション・ポリシーを定めており、毎年度確認を行っている。本学は、建学の精神の下、「文化国家の形成者にふさわしい音楽を身につけた文化人として有能なる音楽家及び音楽教員を育成するとともに、幅広い教育を通してバランスのとれた心豊かな人間を育て、社会のニーズに応え活躍できる優れた人材を送り出す」という使命・目的を持って教育を行っている。この使命・目的に沿って、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを制定し、これに対応してアドミッション・ポリシーでは、学習成果を達成するために必要とされる能力と学習意欲について「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「意欲・関心・志向性」の三項目に整理分類して示し、これらを備えた者の入学を求めている。さらにアドミッション・ポリシーでは各専攻・コースの学習成果に対応し、それぞれに必要な能力と学習意欲について示している。

○東邦音楽短期大学 アドミッション・ポリシー（入学者の受入れ方針）

本学では建学の精神・教育の理念に基づき、音楽芸術研鑽と豊かな人格形成を目指し学修するために、以下のような能力と学習意欲を備えた者を所定の科目によって選抜を行う。

知識・技能

各専攻の学修に必要とされる基礎学力と技能および表現力を有する者。  
専攻分野の音楽専門知識と技能の修得に強い意志を持つ者。

思考力・判断力・表現力

学修に主体的に取り組み、他者とともに成長しようとする意欲を有する者。  
幅広い視野に立ち、多様に変動する社会に柔軟に対応し、自己実現を目指す意欲を有する者。

意欲・関心・志向性

本学での学修や経験を生かし将来社会に貢献しようとする者。  
本学の建学の精神に基づいた人格形成を目指す者。

■ 声楽専攻

- ・ 基礎的な知識と歌唱力を有し、声楽を中心とした表現力や技術の向上を目指す意欲のある者。
- ・ 本学での学修と経験を生かし、将来社会に貢献しようとする熱意を持つ者。

■ 器楽専攻

【ピアノコース】

- ・ 基礎的な知識と技能を有し、ピアノを中心とした表現力や技術の向上を目指す意欲のある者。
- ・ 本学での学修と経験を生かし、将来社会に貢献しようとする熱意を持つ者。

【ピアノ指導者コース】

- ・ 基礎的な知識と技能を有し、ピアノ指導法に関する専門知識と技術の向上を目指す意欲のある者。
- ・ 本学での学修と経験を生かし、将来社会に貢献しようとする熱意を持つ者。

【管弦打楽器コース】

- ・ 基礎的な知識と技能を有し、管弦打楽器を中心とした表現力や技術の向上を目指す意欲のある者。
- ・ 本学での学修と経験を生かし、将来社会に貢献しようとする熱意を持つ者。

【電子オルガンコース】

- ・ 基礎的な知識と技能を有し、音楽のジャンルを問わず、音楽表現の幅を広げる意欲を持つ者。
- ・ 本学での学修と経験を生かし、将来社会に貢献しようとする熱意を持つ者。

■ シンガーソングライター・アーティスト専攻

- ・ 基礎的な知識と技能を有し、商業音楽の分野における作曲に幅広い興味を持ち、自己の作品制作および演奏への意欲を持つ者。
- ・ 本学での学修と経験を生かし、将来社会に貢献しようとする熱意を持つ者。

■ 音楽教養専攻

- ・ 基礎的な知識と技能を有し、音楽を生涯学習としてより深く学ぶ意欲のある者。
- ・ 本学での学修と経験を生かし、将来社会に貢献しようとする熱意を持つ者。

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項に明確に示しており、併せて「Guide Book（短期大学案内）」、及び学園ウェブサイトに掲載し広く告知している（提出 - 2、11、12、16、17）。

アドミッション・ポリシーは、各専攻・コースの学習に必要とされる基礎的な知識と技能について明記し、入学前の学習成果の把握と評価を明確に示している。

入学者選抜の方法は、アドミッション・ポリシーに対応している。各専攻・コースの基礎的な技能を診断するための演奏実技試験、音楽の基礎理論の理解度を把握する楽典（平成 28（2016）年度入学者選抜より、音楽教養専攻を除いた全専攻・コースで実施）、アドミッション・ポリシーに関連するテーマを提示した小論文試験を課し、

各専攻・コースの特色を踏まえた質疑応答を行う「面接」、及び願書とともに提出された「学修計画書」等を総合的に判断して評価を行っている。これらの選抜方法については、オープンキャンパス、キャンパス体験、社会人入学説明会、入門講座などにおいて、本学教員による体験レッスンや、入学相談、個別相談を実施し、志願者へのきめ細やかな指導を行うと同時に、適切なアドバイスを行う機会を設けている。受験スキルアップ講習会においては、志願者の習熟度の把握や受験に必要な要素を明示し、受験準備への学習アドバイスをするなどの多角的な取り組みを行っている。入学者選抜の方法は、入試委員会を中心として検討された内容をもとに、教授会で決定し、実施する体制をとっている（提出 - 規程集 48、備付 - 30）。

本学では、高大接続の観点に加えて、社会人、留学生等のニーズも踏まえ、多様な入学者選抜制度を設定し、公正かつ適正に実施している。入学者選抜は、総合型選抜〔対面方式〕、学校推薦型選抜〔公募〕、卒業生推薦型選抜、指導者推薦型選抜〔公募〕、一般選抜、特別選抜〔留学生選抜・社会人選抜〕、附属高等学校入学者選抜を実施している。入学者選抜にあたってはアドミッション・ポリシーに基づき、各専攻・コース及び各選抜制度それぞれの選考基準を設定して課題を定め、その内容については各専門部会、及び入試委員会において毎年度点検している。筆記試験においては全ての試験問題を本学教員が作成し採点基準を共有している。演奏実技試験においては複数の教員による平均点により評価している。

各専攻の教育課程、学習環境、施設、学生生活における支援体制などに関する情報、入学金、授業料等の学納金、その他入学に必要な経費、各種奨学金に関する情報は、Guide Book（短期大学案内）、学生募集要項をはじめとする志願者向けの資料に明示されているほか、学園ウェブサイトでも公表している（提出 - 2、11、12、16、17）。

本学では平成 15（2003）年度に「アドミッションオフィス方式による入学者選抜内規」を定め、翌平成 16（2004）年 4 月 1 日をもってこの「内規」を廃し「細則」とし、以来この細則に従い入学者の受け入れを行ってきた。令和 2（2020）年 4 月にこれを「総合型選抜細則」に改め、令和 3（2021）年度入学者選抜より、この細則に従い入学者を受け入れている。総合型選抜においては、小論文、音楽力総合診断、面接の各試験科目に加え、学修計画書、活動報告書により入試委員会にて総合的に審査を行い、合格候補者を決定した上、教授会、学長の承認を経て総合判定を行っている。総合型選抜における面接は一人あたり 30 分の時間を確保し、この方式による総合的な審査が十分に機能するようにしている（提出 - 規程集 63）。

受験の問い合わせなどに対しては「入試広報企画センター」が窓口となり対応している。オープンキャンパス、キャンパス体験、受験対策講座、高校生のための入門講座、基礎力診断、社会人入学説明会、高等学校への学校訪問による説明会、附属高等学校での体験講座など、多くの取り組みを通して志願者並びに保護者等関係者に説明を行っている。

本学では、アドミッション・ポリシーを高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。基準 I - C - 1 の区分で述べた通り、本学附属高等学校及び附属第二高等学校の各校長、教頭等との「高大連携会議」を定期的に関き、教育現場からの意見

を聴取している。また、本学への進学実績のある「音楽系特別指定高等学校」「指定高等学校」には毎年教職員が訪問し、入学者選抜、教育課程、職業教育等についての意見を聴取している。これらの意見は入試広報企画センターで整理、集約した上で、教育改革推進会議において検討され、アドミッション・ポリシーの点検等に活用している（備付 - 14）。

**[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

**<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>**

本学では、教育課程の学習成果に具体性を持たせている。平成 25（2013）年度のプレセメスター制（半期完結型履修）試行と、平成 26（2014）年度のセメスター制完全実施に至る過程で、シラバスの記述内容をより詳細なものとする改善を併せて実施し、その後も見直しを行っている。シラバスには「履修対象・条件」「授業の概要」「授業を通じて修得できる力」「授業計画・内容・準備学習（予習・復習）」「授業の到達目標」「授業の方法と形式」「履修時の留意点と心得」「成績評価の方法と基準」が詳細に記述され、各科目における学習成果の達成に至る道筋を可視化している。各セメスター15回の授業それぞれに準備学習（各回の授業に際して求められる予習と復習）の内容と時間が明示されており、学生はこれをもとに着実に学習成果を積み上げていくことができる（提出 - 13、14）。

本学では、各専攻の教育課程の学習成果に実際的な価値を持たせるため、独自の全学共通カリキュラムを有している。専任教員による担任制教育プログラム「東邦スタンダード」を実施し、大学における「学び方の学び」とともに、音楽短期大学で得られた能力を学生各々が社会の中で生かしていくことを念頭に置き、各学年に応じた授業を毎週行っている。これらは単なる就職活動対策にとどまらず、音楽専門の教員が自らの体験と FD 研修等で得た知見をもとに、音楽短期大学で学ぶことを通して学生一人ひとりが自らの学びを深め、社会の中での将来の自分を考えていくもので、本学における教育課程に実際的な価値を持たせる基幹となる教育プログラムである。また別途、音大生としての自分を客観視し、その強みを整理した上で、自らの夢や目標を実現するための就職活動スキル向上を目指した「キャリアデザイン」を開設している。

「東邦スタンダード」では、短大 1 年次生には初年次教育の視点をより多く取り入れ、短大 2 年次生に対してはキャリア支援の視点を徐々に濃くする等、卒業後を見据えた授業展開を行っている。下記実例は令和 4（2022）年度前期、短大 1 年次生に開講されている「東邦スタンダード I A」（前期科目）の具体的授業内容である。

東邦音楽短期大学

○東邦スタンダード I A (短大 1 年次生前期) 授業内容

回数	各回のタイトル	内容
1	「東邦スタンダード」とは・前期目標設定	学習法、マナー・コミュニケーション、図書館の活用法、学生生活の安全と充実など、短期大学での学習のために重要な授業であることを解説。学びの楽しさ、新しいことを知る喜びを共有する。前期の目標を言語化し、ポートフォリオに記入する。
2	キャリア支援センターの活用法①	キャリア支援に関する解説を理解し、かつキャリア支援センターの利用方法など具体的な活用法を学ぶ。
3	防犯講話 (大塚警察署講演)	学生生活を安全に送るための防犯上の心構えを得ると同時に、大麻 (薬物) の危険性と犯罪について理解する。
4	高校生から短大生へ～短大での学び方～	短大での学び方として、自分自身でよく考え、主体的に取り組む姿勢を理解する。事前学習、復習の重要性を理解し、その学習サイクルを早期に確立する。
5	学生生活とマナー・コミュニケーション	学生生活を互いに快適なものにするためのマナーやコミュニケーションについて理解を深める。
6	情報収集について考える・新聞の読み方	情報収集における正しく迅速な資料検索の方法などを学ぶ。CiNii (国立情報学研究所の学術情報データベース) などの利用法をはじめ、ネット検索の有効な活用法についても理解を深める。新聞を読むポイントについても理解する。
7	悪質商法から身を守る～消費生活講話～	消費者センター等の情報を踏まえ、悪質商法などのトラブルに巻き込まれないよう、その心得を学ぶ。
8	読書のすすめ	読書をすることのメリットを様々な角度からとらえ、その活用法について考える。
9	労働法制について知る	労働の仕組みや労働に関わる様々な法律について、東京労働局の解説を聞いて理解し、社会で働く際に必要な知識を得る。
10	インターネット・電子メールのマナー	近年問題となっているインターネット利用に際してのマナーや、インターネットにひそむ危険性とその対処方法について学ぶ。電子メールのマナーについても学びを深める。
11	図書館の活用法	図書館の利用方法、書籍等の検索方法などの具体的な方法について学び、自身の学生生活への活用について考える。
12	OB・OG 講演会	東邦音楽短期大学を卒業し、現在就業している先輩の講演から、学生時代にどのような目標を定めて勉強していたのか、音楽の仕事の楽しさや難しさなど、様々な話を聞き、将来を考えるためのヒントを得る。
13	レポートの書き方	与えられたテーマに沿って論理的に思考し、筋道を立てて根拠に基づいて説明する方法を学ぶ。レポートの書式、構成、推敲、提出方法などのルールについても学ぶ。
14	夏期休業中の目標設定	夏期休業期間に充実した成果が得られるよう、具体的な目標を定めて言語化し、計画を立てる。
15	前期の振り返り	4月に設定した前期目標がどの程度達成できたかを検証し、ポートフォリオに記入する。このほかに、自身の学びに関するレポート課題も作成し提出する。



このほか、音楽短期大学として独自性のある主な科目について、以下にその学習成果に関連する具体的事例を記す。

「合唱」、「合奏」、「室内楽」の授業では、成果発表の場として、定期研究発表演奏会を団体ごとに毎年開催している。専攻実技（独奏）では、短大1年次生後期の実技試験の成績により選抜し、大学3年次後期実技試験で選抜された大学生と一緒に、本学ホールにて定期演奏会を開催している。また、東邦音楽大学管弦楽団と共演できるトライアルコンサートを開催し、ソリストは1年次生を除く全学生を対象としたオーディションにより各領域から1名ずつ選出する。

「オーケストラⅠA/B」「オーケストラⅡA/B」「ウインドオーケストラⅠA/B」「ウインドオーケストラⅡA/B」では、指揮者をはじめ管弦打楽器専門の教員、研究員を配置し指導にあたっており、それぞれ学外のコンサートホールにて定期演奏会を毎年開催している。

「楽器の特性と機能 A/B」では、毎週各楽器の専門の講師が担当し、各々の楽器について解説する。各期末には、授業で取り扱った全ての楽器についてのレポートを課して学習成果を確認している。専門以外の楽器の解説を聞くことで、一緒に演奏する楽器の特性を理解し、アンサンブル能力の向上に役立てる。

「アンサンブル（ピアノ）ⅠA/B」では、4手連弾を行い、楽曲を通して、アンサンブルにおける必要なポイントを把握し技術を身につける。また、2人で音楽を創ることによって得られる様々な感覚を養うと共に、響きの豊かさを体感させ、技術のレベルアップを目指し、「表現すること」への意識を高めていく。「アンサンブル（ピアノ）ⅡA/B」では2台ピアノによるアンサンブルを行う。課題の楽曲を通して、正確で要領を得た読譜力を身につけ、アンサンブルにおける必要なポイントを把握し、技術を身につける。2台ピアノにおける響きの豪華さを体感し、楽器によって作り得る音響の可能性を追求する。大曲に取り組む意識と、その際の具体的な方法を身につける。「アンサンブル（ピアノ）ⅠA/B」「アンサンブル（ピアノ）ⅡA/B」とともに、学内のホールもしくは大教室で演奏会形式の発表を行い、同時に録音記録を残すことで学習成果を確認している。

「アンサンブル（管弦打）ⅠA/B」「アンサンブル（管弦打）ⅡA/B」では、アンサンブルを通して、基本的な合奏能力の向上と、音楽的表現を学ぶ。相手を尊重しながら自分もアピールする時の「コツ」を教え、技術・表現の両面で成長をはかる。

「アンサンブル（電子オルガン）ⅠA/B」「アンサンブル（電子オルガン）ⅡA/B」では、室内楽、フルオーケストラ、ビッグバンドなどの様々な様式のアンサンブルを行い、スコアリーダーや簡単なアドリブを行えるよう、鍵盤を通して様々な楽器を学ばせる。

「レッスンマネジメント A/B」では、これまで体験してきた「レッスン」をテーマとし、将来、音楽教室をはじめとする音楽業界での仕事や音楽活動をしていく上で、最低限理解しておきたい「マネジメント」の基本事項の習得を目指し、さらに「音楽業界の理解」「音楽教室に必要な広報術」「コミュニケーション術」等の観点からアプローチし、教室運営の知識や事例を、他の音楽活動や各自のキャリア形成に応用

する。

選択科目として、単位付与型のインターンシップを設定している。インターンシップ終了後は、「東邦スタンダード」の授業内で成果発表会を開催している。キャリア支援委員の教員とキャリア支援センター職員立会いのもと、学生がその成果についてプレゼンテーションを行っている。授業内で成果発表を行うことは、インターンシップに参加した学生のキャリア支援という枠を越えて、他の学生に対してもインターンシップ参加への意欲向上や、就業・就職に対する意識の向上にも寄与している。

学習成果を一定期間で達成可能とするため、セメスター制において半期ごとに目標設定を明確化していることと併せ、CAP 制度を導入し、1 年間に履修できる単位数に 40 単位の上限を設けて無理のない授業時間で確実に学習成果を達成するよう履修指導を行っている。平成 26 (2014) 年度より GPA (Grade Point Average) 制度を導入し、学生が自ら学ぶための体制づくり、支援を行っている。CAP 制度との関連においては、前年度までの累積 GPA が 3.5 以上の学生には年間 42 単位までの履修を認めている (提出 - 5 p.72)。また、追試験及び再試験の制度を定めている。追試験は定期試験に際して、病気、親族に不幸があった場合 (2 親等以内) またはこれに準ずる場合、その他やむを得ない正当な事由により受験できなかった者に対し行うことができる。再試験は、定期試験において不合格と発表された科目について、その願いにより必要と認められる場合にこれを行い、シラバスに示された到達目標を一定期間に達成することのできる機会を与えている。

学習成果は、アセスメントポリシーに基づく評価方法により測定可能である。本学における学習成果は、ディプロマ・ポリシーに示す各能力 (「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「意欲・関心・志向性」) の修得状況を基本として、機関 (大学) レベル、学位プログラム (学科・専攻) レベル、科目レベルの各段階から総合的・多面的に評価することとしている。機関レベルにおいては、進路状況、学生生活についての調査、卒業生アンケート等から、短期大学における活動全体を通じた学習成果の達成状況を評価する。学位プログラムレベルでは、実技試験等の成果、GPA、資格取得状況、ポートフォリオ、進路状況等から、その学習成果の達成状況を評価することとしている。科目レベルにおいては、シラバスで示された到達目標に対する評価、成績評価、学生による授業評価アンケートの結果から学習成果の達成状況を評価することとしている (備付 - 15)。なお、成績評価については原則的に期末試験を実施しているが、音楽実技に関する科目の試験では演奏や作品発表などを行うこととなり、そこでは高度な芸術性が要求されるため、本来その全てを数値化するには馴染まない面がある。しかし、教育課程の学習成果の測定として客観性を持たせるため、各専攻の実技試験においては原則的に担当する全ての教員が試験の採点に参加し、その平均点により評価を行うこととしている。

**〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>**

学習成果の獲得状況については、量的・質的の両側面のデータから客観性に測定する仕組みを有している。GPA 分布については、学年ごとに「3.0 以上」「2.0 以上 3.0 未満」「1.0 以上 2.0 未満」「1.0 未満」の 4 項目に分けてその分布を示し、学園ウェブサイトで公表している。在籍数、学位授与数、卒業数、就職率や進路状況等についても、年度ごとにまとめて学園ウェブサイトで公表している（備付 - 23）。

資格取得については、「リトミックⅠA/B」「リトミックⅡA/B」を履修し規程の試験に合格することで、東邦音楽大学認定リトミックインストラクターの資格を修得することが可能である。また、「現代の心理学」「法と経済」「社会福祉概論」の授業を履修して単位を取得することによって、社会福祉主事任用資格を取得することが可能である。本学認定の資格取得者には認定証が交付されている（提出 - 5 p.89）。

本学は、学習成果の獲得状況を客観的指標に基づき測定する一環として、ルーブリックを制定している。教育課程全体に対し汎用的に利用するものとして『東邦音楽短期大学「授業を通して修得できる力」のコモンルーブリック』を定めている。科目レベルにおいては、令和 4（2022）年度より「東邦スタンダードⅠA/B・ⅡA/B」において「東邦スタンダード評価基準」を定め、ルーブリックによる評価を全面的に導入した。具体的には、「レポート課題」は<課題の理解><内容表現><指示項目の遵守><文章の正確さ>の 4 観点、「ポートフォリオ」は<指示に対する回答><適切な文章化><必要項目の記載>の 3 観点、「授業への取り組み」については<授業への積極的参加><コミュニケーション能力><協働性／チームワーク>の 3 観点を設け、これらの観点について、10・9（S）、8（A）、7（B）、6（C）の 4 段階により評価を行っている。上記に加え、令和 4（2022）年度より「レポート作成に関するルーブリック」を定め、各授業担当者が授業内容に応じ、このルーブリックを用いて論証型のレポート課題に対する評価を行うこととしている（備付 - 7、8、28）。

学習成果の獲得状況を可視化するツールの一つとして、令和 4（2022）年度「ディプロマ達成度レーダーチャート」を策定した。ディプロマ・ポリシーに示された「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「意欲・関心・志向性」について、それぞれの学習成果の獲得状況をレーダーチャートで示し、後述の「ポートフォリオ」、成績通知書等と合わせて、ディプロマ・ポリシーに示された学習成果の達成度を把握できるようにしている（備付 - 29）。

平成 26（2014）年度から「学習時間・実態調査」として、短大の授業・レッスン以

外での学生の自主的な学習時間について調査し、授業以外の時間も含めた総合的な学習成果を分析するための資料として活用している。毎年実施している「授業改善のための学生アンケート」も、学生自身が学習の到達度を自己評価する手段の一つとして有効と考えられる。その結果は毎年度「授業改善のための学生アンケート実施報告書」として発行され、学園ウェブサイトで公表されている（備付 - 13、17、18）。

学生の業績の集積については、「東邦スタンダード」の授業において、学生自身の自己評価システムを活用している。具体的には各セメスターで実施している「ポートフォリオ」（振り返りシート）がそれにあたる。ポートフォリオでは目標の達成度をS、A、B、C、Dの5段階で自己評価し、その理由、理由を踏まえて今後改善したいことなどを具体的に記述する形式となっている。当初ポートフォリオは「東邦スタンダード」についてのみ問うものであったが、平成27（2015）年度から、基礎教育科目（「外国の言語と文化」を含む）、音楽専門教育科目、人間教育科目等、すべての授業科目の区分について、5段階評価と「興味、関心の深まった科目名、内容、エピソード等」、「今後改善したいこと、今後の課題等」という項目を設けて記述させることにした。ポートフォリオの記入にあたっては、その方法について「東邦スタンダード」授業において各担任教員が助言と指導を行い、学生たちが総合的に学習成果を自己評価することができるようにしている。記入されたポートフォリオは「東邦スタンダード」のクラス担任等が点検し、次年度の教育に活用されている（備付 - 24）。

同窓生への調査としては、毎年「卒業生アンケート」を実施し、「在学中に重点を置いた取り組み」「本学で身につけることができた力」「本学での学生生活に対する満足度」などを、自由記述や選択式で回答するように設定している。なお、4段階での選択式設問については、各段階の該当数と質問項目ごとの最頻値についても明らかにし、学園ウェブサイトで公開している。さらに、卒業後3年目に「卒業生キャリアアンケート」を実施している。これらのアンケートの集計結果はキャリア支援センターにてまとめられ、キャリア支援委員会、教学IR推進委員会において、その報告と内容の分析を行うことで次年度の教育に反映させている（備付 - 18、20、21、27）。インターンシップについては、前段の基準Ⅱ-A-6の区分で述べた通り「東邦スタンダード」授業内で、学生がその成果についてプレゼンテーションを行っているが、受け入れ先の企業・事業所からの報告書と合わせて評価を行った上で単位を認定している。

**[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

**<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>**

学生の卒業後評価については、平成27（2015）年度より「卒業生アンケート」「卒業生就職先アンケート」「卒業生キャリアアンケート」を実施することにより、卒業

後の状況を把握するとともに卒業生の進路先からの評価を聴取し、今後の教育内容や学習環境改善に向けた取り組みを行なっている。

令和 3（2021）年度卒業生を対象とした「卒業生アンケート」集計結果によると、本学で身に付けることができた力として、「専攻分野中心の知識と技能」が最も多い一方で、「自己管理能力」「多様な人々と協力して行動するチームワーク」「自ら学習を続ける生涯学習力」の各項目が次に多いという結果から、本学における音楽を軸とした学びが、これらの技能習得にも活かされていると考えられる（備付 - 18）。また、令和 4（2022）年度「卒業生就職先アンケート」集計結果によると、本学卒業生における「習得度」では、「チームワーク（協調性）」と「コミュニケーション能力」が上位を占め、これは当該アンケートで示されている「企業が求める能力」とも一致しているため、本学卒業生の強みと捉えることができる。本学卒業生の採用に対する総合的な満足度においては、「非常に満足」が最も多く、本学卒業生が音楽に留まらず各業界において、就業先で責務を全うし企業に貢献している様子が伺える（備付 - 26）。

「卒業生キャリアアンケート」は、卒業後 3 年目の卒業生を対象に行っている。令和 4（2022）年度の集計結果によると、本学で身に付けることのできた力として、「専攻分野中心の知識と技能」に次いで「課題の発見、分析、解決力」「多様な人々と協力して行動するチームワーク」「社会に貢献できる社会的責任」が多く、「卒業生アンケート」と同様の傾向を見ることができる（備付 - 27）。

これらのアンケートにより聴取した結果はキャリア支援委員会、教学 IR 推進委員会、及び教授会にて報告、分析され、学習成果の点検に活用している。各アンケート集計結果とその分析は「実施報告書」にまとめられ、学園ウェブサイトにて公開している（備付 - 13、20、21）。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

学習成果については、アセスメントポリシーに示された評価要件により獲得状況を評価する仕組みを有しており、その可視化についても継続して取り組んでいる。学生が「東邦スタンダード」授業を通して作成する「ポートフォリオ」での自己評価に加えて、令和 4（2022）年度には新たに「ディプロマ達成度レーダーチャート」を導入した。これらを含め、学習成果の獲得状況を測定する様々な仕組みについて統合、システム化を推進し、一層の学習成果の可視化を実現することが課題である。

また、評価要件の一つである各種アンケートのうち、卒業後 3 年目の卒業生を対象として行っている「卒業生キャリアアンケート」回収率が低く、データ分析の信頼度としてやや課題を残している。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

**提出資料**

1. 学生サポートハンドブック
2. Guide Book 2022
5. 履修ガイド
12. 学生募集要項
13. シラバス
14. ウェブサイト「シラバス」

**提出資料-規程集**

8. 学校法人三室戸学園 文書取扱規程
9. 学校法人三室戸学園 文書保存規程
18. SD 研修実施規程
46. 教務委員会規程
50. 教学 IR 推進委員会
51. 学生委員会規程
53. キャリア支援委員会規程
59. 教授会規程
60. 専門部会規程
64. 社会人学生の長期履修制度による学費等取扱内規
65. 私費外国人留学生授業料減免に関する規程
66. 東邦音楽短期大学 奨学金規程
67. アパート等賃料補助規程

**備付資料**

6. アカデミックスケール
16. 授業改善のための学生アンケート実施報告書
18. 卒業生アンケート実施報告書
23. 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料 (GPA 数値の分布状況)
26. 卒業生就職先アンケート実施報告書
27. 卒業生キャリアアンケート実施報告書
29. ディプロマ達成度レーダーチャート
31. 2022 年度 入学式・オリエンテーション等のお知らせ
32. 入学前課題楽典テキスト (初級・中級・上級)
33. 新年度学生オリエンテーションタイムテーブル
34. 令和 4 年度オフィスアワー一覧

- 35. オフィスアワー実施状況
- 36. 個人調査書
- 37. 卒業生進路状況[令和2(2020)年度～令和4(2022)年度]
- 38. レッスンカルテ
- 39. 学生委員会議事録
- 40. 授業開始に向けて(感染防止対策ガイドライン)
- 47. FD活動の記録
- 48. SD活動の記録

**[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

**<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>**

本学では、前述のように学位授与の方針となるディプロマ・ポリシーを定めており、これに対応して教育課程を編成している。教員はこれを念頭において各科目の教育目標を明確にしたうえで成績評価基準を定めている。評価は実技試験、筆記試験、作品提出、実習発表、課題提出、授業内試験等の方法で行い、その方法や評価割合は全科目シラバスに明記されている。シラバスは新年度学生オリエンテーション前に学園ウェブサイトに掲載し、いつでも閲覧、確認することができる。本学では平成 26(2013)年度から Semester 制を導入しており、各 Semester 15 回の授業を行った

後に期末試験を実施して学習成果の獲得状況を評価している（提出-13、14、15）。

教員は学習成果の獲得状況を、上記のような様々な方法、及び期末試験によって適切に把握している。特に音楽短期大学として専攻実技の評価については、全ての学生に評価のための十分な時間を確保している。教員は毎回の専攻実技レッスン、及び副科実技レッスンにおいて学生一人ひとりの学習状況について「レッスンカルテ」に記録しており、学習成果の獲得状況を日常的に把握している（備付-38）。また、ソルフェージュ科目については学生の能力に応じたクラス分け編成（「ソルフェージュ1・2」において2クラス、「ソルフェージュ3・4」について2クラス）を行い、毎回の授業への取り組み状況や授業内試験を通じて学生一人ひとりの学習成果を把握しながら、 Semester毎に所属するクラスを学生の学習成果の獲得状況に合わせて見直しをする等のきめ細かな対応を行っている。

教員は「授業改善のための学生アンケート」を毎年行い、学生による授業評価を定期的に受けている。このアンケートは平成 17（2005）年度より毎年、実施している。音楽大学として精度の高い分析を行うため「講義・演習科目用」「実技（個人レッスン）用」の2種類を用意し、それぞれの科目の分析に適した設問を掲載している。

○「授業改善のための学生アンケート」

種類	設問	項目数
講義・演習科目用	I 授業への取り組みについて	3項目
	II 授業内容・授業方法について	5項目
	III 授業の成果について	3項目
	IV 自由記述欄	
実技（個人レッスン）用	I レッスンへの取り組みについて	3項目
	II レッスン内容・指導方法について	5項目
	III 授業の成果について	4項目
	IV 自由記述欄	

「授業改善のための学生アンケート」の集計結果は、例外なく全ての担当教員に伝達される。伝達される項目は、当該科目の履修者数、回答数、各設問項目における当該科目への5段階評価による回答の実数と平均値、それと比較・分析するための全科目平均値、自由記述欄の記入内容である。集計結果の伝達は成績評価の提出日の後に設定されており、学生たちがアンケートに記入するにあたって、成績評価への影響について懸念を持つことがないよう配慮されている。また自由記述欄は第三者によりパソコン入力のうえ印字したものを教員に配布しており、筆跡等で学生が特定される可能性も排除して公正にアンケートを実施している。またこれらのことはアンケート実施時に学生に告知されている。

教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。アンケートの集計結果を踏まえて各教員は当該科目の現状とその改善方法について分析、考察し、その結果を「現状の説明」「問題点」「改善の方策」の3点にまとめて原稿を執筆する。これらは、アンケート集計結果とともに「授業改善のための学生アンケート実施報告書」としてまとめられ、学園ウェブサイトにて公開している。アンケート調査、



教員へのフィードバック、報告書作成と公表、そして評価結果のフィードバックという一連の検証作業は、学生が授業やレッスンを受けてどのような知識や技能を身に付け、その授業やレッスンに対してどのような評価をしているかという現状を捉え、かつ学生にとって最適な教育内容と技法について随時議論し改善・更新していく有効な手段として十分に機能している（備付 - 16）。

教員間の具体的な情報交換・分析の場として各専門部会があり、教員は定期的開催される専門部会にて、授業内容について授業担当者間での意思疎通、協力・調整を図っている。専門部会は、ピアノ部会、声楽部会、管弦打楽器部会、一般楽理部会にて構成され、東邦音楽大学・東邦音楽短期大学合同にて行われている（提出 - 規程集 60）。これに加えて各教員は日常的に情報交換、意思疎通を行っている。また、教務委員会において「アカデミックスケール」がまとめられ、毎年度更新されている。実技レッスンに関わる教員は、この「アカデミックスケール」を軸に実技試験に向けてのレッスン内容の点検と改善を行っている（提出-規程集 46、備付 - 6）。

全教員を対象とした FD 研修会は、年 2 回開催している。FD 研修会においては、我国における高等教育のユニバーサル化など高等教育機関がおかれた社会的状況や、高等教育政策の動向についての情報、学生のメンタルヘルスに関する問題等について掘り下げ、前述の学生アンケートの結果と併せて授業改善を図るための情報共有と意識の向上が図られている。これに加えて、音楽短期大学として随時行っている国内外の招聘教授による公開講座等には教員も積極的に参加しており、学生がこれらの講座を受講することによる直接的な教育効果に加えて、教員も新しい知見を得て研究を活性化させ授業内容を改善することにも役立っている（備付 - 47）。

教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。各 Semester 開始に先立って教員オリエンテーションが設定されており、そこでは前述の FD 研修会が行われるのを始め、学長、役職教員より教育目的・目標についての重要事項伝達が行われる。また、各専門部会においても、各 Semester 開始にあたってそれぞれの専攻課程における教育目的・目標の確認が行われ、授業期間内においてはそれらの達成状況についての把握と考察が行われている。さらに各 Semester 末の専攻実技試験においては、原則的にその専攻に属する全ての専任教員が試験に立会い、各専攻課程の教育目的・目標の達成状況を評価している。

本学では教員が学生に対して履修及び卒業に至る指導をするために複数のチャンネルを有しており、きめ細かな対応を行っている。その大きな柱となるのがクラス担任制である。クラス担任制は、毎週水曜日の 1 時限目に行われるクラスアワーを軸としており、このクラスアワーは科目名「東邦スタンダード」として単位化されている。「東邦スタンダード」担当教員が各クラスの担任と位置付けられ、加えて学生部長補佐の教員を含む 2 名が取りまとめとして配置されている。学生生活における留意事項に関する指導、学生の自主性・主体性の向上、短期大学での学習方法についての指導、情報検索の手法や図書館の活用法、社会人基礎力の養成など、この「東邦スタンダード」では短期大学での学びに必要な知識や社会において必要とされる様々な能力について幅広く扱い、卒業に至る指導に関して重要な役割を果たしている（備付 - 5）。

また、本学では全ての学生が専攻実技の個人レッスンまたは小グループレッスンを履修しており、その担当教員は学生に最も近い距離から履修指導、卒業に至る指導を行っている。クラス担任、専攻実技担当教員には出席状況調査の結果が通知され、それを踏まえて学生に個別に面談、指導を行っている。また、非常勤も含めた全教員が学習上の様々な相談に応じる「オフィスアワー」を設けており、学生は原則的に予約なしで教員に相談することができる（備付 - 34、35）。

本学事務職員は、学習成果の獲得に向けて以下のような取り組みを行い、その責任を果たしている。毎週月曜日朝に事務職員によるミーティングを開催し、週単位で業務の確認、共有を図っている。教務学生担当職員は、履修ガイドやシラバスの内容、時間割等、履修に関わる情報を熟知しており、教員から情報を得て学生の授業への出席状況を集約している。近年では業務のペーパーレス化を推進し、実技科目においては令和 3（2021）年度より、従来紙媒体にて行っていた個人レッスンの記録について Google フォームを用いて行うこととなり、遅滞なく学生の出席状況、学習状況を集計できるようになった。これらの情報は、教務部長、各専門部会主任教授、事務職員が必要に応じて閲覧することが可能である。また、各教員は出勤時に必ず事務室に立ち寄り出勤記録をデータ入力するシステムとしているため、事務職員と教員との間の連絡、情報の共有は円滑である。このように事務職員は教員と連携して学生の学習成果を十分認識し、学習成果の獲得に貢献している。

事務職員は、関係委員会の審議状況を把握し、日常の教員とのコミュニケーションも合わせて各専攻の教育目的・目標の達成状況を把握している。教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会等には教員とともに関係事務職員も出席し、学生の履修上の現状と課題についての情報交換、学生支援に関わる情報収集・情報提供、各種アンケートの集計とその分析等を行っている。また、事務職員は学外の各種研修や学内 SD 研修に参加し、学生支援への職務の充実をはじめ事務能力の向上に努めている（備付 - 48）。

教務学生担当職員は、学生に対して履修及び卒業に至るきめ細かい支援を行っている。本学は小規模校であることから、学生と事務職員が「顔がわかる」関係にある。加えて複数の職員は本学の卒業生であるので、学生にとっては OB・OG としての側面もあり、自らの経験を踏まえて親身の支援ができる。新年度開始時には学生オリエンテーションにおいて履修説明を実施し、個別相談にも対応しているが、これに加えて令和 2（2020）年度より教務委員の専任教員による履修説明・解説動画を作成し、学生を対象に YouTube にて限定公開することとした。学生が解説動画をオンデマンドで何度も繰り返し視聴でき、よりわかりやすい情報提供が出来るようになった。シラバスについても、Web システム化することによりパソコン、スマートフォン等でいつでも参照でき、学生にとって見やすく理解しやすい情報提供を行っている。さらに授業・レッスンの休講、補講、講義教室変更、緊急の学生への呼び出し等の連絡を Web 配信サービス「さくら連絡網」にて円滑に配信できる体制を構築、従前は紙媒体で実施していた実技試験の曲目提出、副科実技履修希望調査等も Google フォームにて実施する等、効率化と迅速化を図っている。このように事務職員は、IT 活用も推進し学

生への円滑な履修支援に努めるとともに、クラス担任や実技担当の教員と連携しながら、学生一人ひとりの履修状況や出席状況について迅速に把握し対応することにより、卒業に至る支援を行っている。

学生の成績記録に関しては、学校法人三室戸学園文書取扱規程、及び学校法人三室戸学園文書保存規程に基づき、毎年度単位で適切に保管している（提出 - 規程集 8、9）。

本学の図書館は小規模な学校として学生に専門的かつきめ細やかな対応を行っていることを特徴としており、7号館の2フロア（2～3階）から構成され、専任司書1名、非常勤職員1名を配置している。専門性の高い図書館として、常に学生からの要望や質問にきめ細やかに応える体制を取っている。司書が学生たちの授業に関わる例を挙げると、「東邦スタンダード」においては「情報収集について考える・新聞の読み方」ならびに「読書のすすめ」の講話を担当し、短大2年生が後期実技試験曲についての研究成果をまとめる「作品ノート」の作成においては効果的な図書館利用を促す等、教員と連携しながら学生の学習向上のために支援を行っている（提出 - 1 p.51）。

平成28（2016）年度には図書館の機能強化と拡充のための大規模なリニューアル工事が、学生に対してより質の高い教育環境を提供することを目的として実施された。平成29（2017）年4月に新たに誕生した「文京図書館ラーニングコモンズ」では、様々な学習スタイルに対応するサポートが提供され、複数の学生同士が図書、楽譜、CDやOPAC資料検索システム、インターネットなどのツールを活用して自由に学習が行える空間が用意されている。図書館専用のWi-Fi「TOHO Music Commons」が設置され、情報環境も万全に整備されている。

#### ○文京図書館ラーニングコモンズの学習支援設備

グループワークエリア	14席。可動式テーブルを設置し、自由にグループワークやディスカッション、プレゼンテーションが可能。
マルチメディアエリア	14席。高音質対応のCDプレーヤー及びブルーレイプレーヤーを設置。貸出し用ノートパソコンにインストールされている楽譜作成ソフト「Sibelius7」を使用した音楽制作が可能。
パーソナルシート	8席。学生個々のスタイルに合わせた学習が可能
クワイエットルーム	7席。ガラスの間仕切りにより、集中した作業が可能

また、図書館・学校のための音楽データベースとしての配信サービス「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」を導入しており、学生や教員はあらかじめ利用申し込みをした上で、インターネットに接続されたパソコンがあれば自由に場所を選ばず音楽データベースにアクセスして音源をストリーミング再生することが可能であり、学習や研究の利便性が向上している。

図書館内の機能拡充のみならず、図書館を起点とした情報発信、授業や大学運営における学内コンピュータ、マルチメディア活用が活発化している。教職員は、図書館

所有の貸し出し用ノートパソコン（5台）、ポータブルスピーカー、各種ケーブル類の資源を活用することができる。貸し出し用ノートパソコンを図書館フロア外の各教室に配置されているテレビモニターに繋ぎ、あるいはポータブルスピーカーにより音源の音質を最大限に高めながら、情報環境を駆使した授業を行うことで、より専門的で質の高い学びを提供している。令和2（2022）年の新型コロナウイルス感染拡大により、本学においてもWeb配信授業や遠隔会議の実施体制が求められることとなり、ノートパソコン6台と周辺機器が教務学生担当カウンター内に常備された。教職員はいつでもそれらの機器を借りて授業や研究、会議に利用することができる。

コンピュータ教室は令和2（2022）年に新しくレイアウトされ、学生用に計30台、教員用に2台のコンピュータが配置され、AV機器も揃えられている。この教室を活用し、基礎教育科目の区分に「コンピュータ演習 A/B」を設置して、学生がコンピュータ利用技術を学ぶことができるようにしている。令和4（2022）年5月には文京キャンパス8号館において計3系統のWi-Fi接続先の設置が完了した。学生や教職員は、アクセスポイントエリア内で使用用途に応じたWi-Fiを利用できる。

大学運営におけるインターネット利用は、さまざまな形態で促進されている。学園が統括する個人用Gメールアドレスが教職員全員に配布され、教職員間の情報伝達が円滑に行われている。全学で活用するWeb配信サービス「さくら連絡網」は、実務的な連絡事項を学生や教職員のメールアドレス宛に一斉に情報発信することができる上に、必要に応じて回答を受信することもできる、非常に利便性の高いシステムである。学期末の実技試験の「試験曲目届」も連絡網で配信され、学生は曲目の詳細等をWebページに記入して回答を送信することにより、試験曲目の提出が完了する。「レッスンカルテ」においては、教員が学生のレッスン出欠席状況やコメント等をWebページに入力すると、その情報が教務学生担当において共有され、適切に管理される。「東邦スタンダード」の成績評価に際して、ルーブリックに基づく評価エクセルワークシートが導入され、より適切な評価が行われている（備付-8、9）。

以上のような取組みを通じ、教職員は、教育課程及び学生支援の充実のためのコンピュータ利用技術の向上を図っている。令和2（2020）年度には、Web会議ツールZoomを利用した配信授業やオンライン会議の技術向上のために、教職員を対象にZoom活用のための動画レクチャーが実施された。また、状況に応じて教員のコンピュータ利用を職員が補佐する等の対策も講じている。

**[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学は、学則に「音楽に関する理論及び実技を授け、文化国家の形成者としてふさわしい教養としての音楽を身につけた文化人、及び有能な音楽家並びに音楽人を育成し、以って我国文化の創造進展と人類の福祉に貢献することを目的とする」と定めている。音楽という専門性の強い学問領域について教育を提供するとともに、幅広い教育を通してバランスの取れた心豊かな人間を育て、社会のニーズに応え活躍できる優れた人材を送り出すために、学生の学習成果の獲得に向けて教職協働による組織的な学習支援体制を整えている。

入学手続者等からの問い合わせに対しては「入試広報企画センター」が窓口となり、電話、メール等の問い合わせに対応し必要な情報を提供している。「入試事務本部」では、入試委員会と協働して入学前教育、履修、学生生活についての情報を提供している。入試事務本部は教務学生担当を兼務しているため、入学手続者に対して入学までのスケジュール案内、住居の相談、副科実技履修希望調査等、授業や学生生活について、印刷物及び対面での情報提供、諸手続きを一貫して行うことができる（備付 - 31、32）。

入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。令和4（2022）年度は、新年度学生オリエンテーションを4月2日～9日、後期学生オリエンテーションを9月7日～8日に実施した。オリエンテーションは教務学生担当職員、キャリア支援センター、教職員の組織である教務委員会、学生委員会等が連携して実施し、履修ガイダンス、個別履修指導、学生生活についての心得、キャリア支援センター活用について等、多岐にわたる内容にて実施している（備付 - 33）。

学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等については、その内容を教務委員会及び教務学生担当にて検討の上実施している。新年度学生オリエンテーションにおいて、短大1年生、短大2年生それぞれに対して「履修ガイダンス」を、各専攻それぞれに分かれて「専攻別ガイダンス」を、学生一人ひとりに対して「個別履修相談」を行っている。「履修ガイダンス」では、教務委員の教員より、卒業要件単位についての説明、各専攻それぞれの必修単位についての説明、単位修得における予習・復習の重要性についての説明、GPA制度及びCAP制度についての説明、試験規程、短期大学での履修と学習成果の獲得のための心得等を詳細に説明している。職員からは、履修登録方法についての説明、時間割についての説明等を行っている。「専攻別ガイダンス」では、各専攻主任より入学から卒業に至る各専攻それぞれの学び方と学習成果の獲得についての講話、教務委員の教員より必修科目等

を中心に履修についての説明、各専攻に特徴的な科目の内容についての説明、学生生活を送る上での諸注意、在学生による演奏などが行われている。「履修個別相談」では、教務委員の教員が中心となり、学生の質問を受け付けるブースを設けて、一人ひとりに対する履修相談を行っている。

上記の新年度オリエンテーションに加え、後期学生オリエンテーションでは、 Semester制を踏まえた履修心得、後期の学生生活を送る上での心得と諸注意、職員より後期科目の履修登録方法や科目の追加・削除等についての説明、後期時間割についての説明、併設大学への3年次編入を目指す学生に対する履修指導などを行っている。

これらの履修指導のほかにも、教務学生担当職員は随時履修についての相談に応じているほか、クラス担任、実技担当教員は、職員と連携しながら日常的に学生の履修状況を把握し指導を行うとともに、様々な相談にも対応している。

学科・専攻課程の学習成果の支援のための主な資料として「履修ガイド」「学生サポートハンドブック」を毎年発行しており、学園ウェブサイトに掲載することで、パソコン、スマートフォン等により常時確認できるようにしている。教育改革の推進に伴い教育課程には毎年何らかの変更が行われているため、履修ガイドは毎年度内容を更新して発行しており、これらの変更点については履修ガイダンスにて口頭でも説明と注意喚起が行われている。巻末には試験規程、特別科目等履修生細則が掲載されている。学生サポートハンドブックには、学生生活に関わる様々な事柄について掲載されているほか、巻末には「図書館細則」「学生会会則」「東邦祭実行委員会会則」「学則（抜粋）」「学費納入心得」等の諸会則が掲載されている。学生サポートハンドブックの内容も、学生委員会にて検討の上、毎年度更新されている。学園ウェブサイトには、上記に加え学習支援のための資料として「シラバス」「教員一覧」「学年暦」「カリキュラムツリー（履修系統図）」「カリキュラムマップ」等が掲載されている。

基礎学力が不足する学生に対しては、以下に示す科目を設け、音楽大学における学習成果の獲得に必要な基礎学力を身に付ける体制を整えている。

○基礎学力を身に付けるために設置する科目

楽典の基礎知識獲得のための科目 (全専攻対象)	音楽の基礎理論 A/B
社会人学生を対象とする科目 (音楽教養専攻)	音楽教養基礎講座 I A/B 【楽典】 音楽教養基礎講座 I A/B 【ソルフェージュ】 音楽教養基礎講座 II A/B 【楽典】 音楽教養基礎講座 II A/B 【ソルフェージュ】

また、入学前教育として、入学予定者に対して楽典の課題を与えて提出を義務付けるなど、音楽大学の学びに必要な基礎知識を身につけさせることとしている（備付-32）。

本学では、学生の学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う数多くのチャンネルを有している。担任制教育プログラム「東邦スタンダード」においては、

クラス担任を音楽専門の専任教員が担当しており、初年次教育、社会人基礎力など、音楽人の視点を持ちながら、音楽に留まらない大学での学び全般について指導と助言を行っている。また、ほとんどの学生は専攻実技での個人レッスンまたは小グループレッスンを受講しており、本学における学生と教員とのコミュニケーションは日常的に大変豊かなものとなっている。学生の学習状況についてきめ細かに把握し、多くの教員が学びに関わりながら支援できる体制を整えている。

本学では通信による教育課程は有していないが、新型コロナウイルス禍対応を通じて得た遠隔授業のノウハウを活用し、学生の「学びの継続」「安全」に配慮した学習、学生・教員間の双方向型の学びの実践、それに伴う個々の学習成果の可視化、学習内容の振り返りの PDCA サイクルが実現できるように、レポートや音源収録などの提出、添削指導などによる学習支援の体制を整えている。また、留学生に対する入学前教育では、楽典の課題を与えて Web 提出を義務付けることにより音楽の基礎理論を身につけさせることとしている。

進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮として、「ソルフェージュ 1・2・3・4」における能力別クラスがある。新年度学生オリエンテーション期間に行われるクラス分け試験により 2 クラスに分かれての授業が行われている。（前述の「音楽教養基礎講座ⅠA/B【ソルフェージュ】」「音楽教養基礎講座ⅡA/B【ソルフェージュ】」を含めれば、実質的に 3 クラスとすることができる。）クラス分けについては、学生一人ひとりの学習成果を踏まえて各セメスターで見直しが行われる。

専攻実技においては、発展的な学びの視点を得る場として、優秀な成績を修めている学生に、各専門部会や委員会の推薦により、定期演奏会、卒業代表演奏会を始めとする各種演奏会や、学外の新人演奏会などへの出演等、その学習成果を発表する機会を与えている。卒業年次の 2 年後期実技試験曲についての作品研究「作品ノート」のうち、優秀なものについては、推薦を経て図書館への収蔵が行われている。

本学では留学生入試については、一般入試とは別に特別選抜入試を実施しており、授業料について最大 20% の減額措置を講じている（提出 - 12）。アドミッション・ポリシーについては留学生選抜学生募集要項に掲載し、学園ウェブサイトを通じて国外からも閲覧が可能になっており、中国語での学園紹介なども用意している。現地入試、オンライン入試についての相談には、中国語のできる留学生担当職員を配置してきめ細やかに応じている。入学前の準備学習への具体的な支援については、オンラインでの音楽基礎力の拡充ができるよう教員による特別指導を実施している。

短期大学 2 年次の選択科目として、オーストリア共和国ウィーン市に所在する本学所有の海外研修施設「TOHO ウィーンキャンパス」での「ウィーンアカデミー」を履修可能であり、現地教授陣による専門教育を受講する短期留学の学生を派遣している。この短期留学プログラムは、本学の音楽教育の大きな特色であると共に、ヨーロッパ各地の音楽教育に関する最新情報を得る上でも重要な役割を果たしている。国際的な舞台上で活躍することができる優秀な人材育成に向けて、長期留学を希望する学生への相談にも応じている（提出 - 2 p. 21、提出 - 5 p. 89）。

学習成果の獲得状況については、各学生の単位修得状況、成績評価を元にした資料、

及び学生が自己評価を記すポートフォリオにより、教職員と学生の双方が量的・質的データを把握できるようにしている。「東邦スタンダード」授業において Semester 毎に学生が自身の学習を振り返り、ポートフォリオに記録する時間を設けている。ポートフォリオでは、Semester 開始時に学生が「期初の目標」を記し、Semester 終盤においてその目標に対する自己評価を 5 段階で記入する。学習の記録は、担任教員の指導も受けながら「基礎教育科目」「音楽専門教育科目」等の各区分について記録する他、ボランティア、インターンシップ等の課外活動についても記録することで、学生生活全体を客観的に振り返ることができるようにしている。記入後のポートフォリオは教務学生担当にて保管し、教職員が学習支援方策を検討するために役立てている（備付 - 24）。Semester 毎に学生に交付される成績通知書には、単位修得状況、成績評価とともに、各 Semester の GPA と累積 GPA が示され、卒業に向けての学習状況が確認できるようになっているが、令和 4（2022）年度より「ディプロマ達成度リーダーチャート」が導入され、学習成果の獲得状況を示す量的・質的データについてさらなる可視化が図られた（備付 - 29）。これらの資料は一人ひとりの学生に対する教職員の学習支援のために活用されるとともに、「東邦スタンダード」クラス担任合同会議、教学 IR 推進委員会等にて把握、分析し、学習支援方策を組織的に点検することに役立てている（備付 - 20）。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学では、学生が心身ともに安心できる状態で学生生活を送ることができるよう、



音楽大学の特徴を生かした組織と体制の下、きめ細やかな学生の生活支援を実施している。学生指導、厚生補導に関する協議を行うための組織として学生委員会を設置している。学生委員会は、学生部長（特任教授）の下に、学生部長補佐（教授）が委員長となり、各専攻から選出された教員 7 名、文京・川越両キャンパスの事務室長の職員 2 名、計 9 名で構成され、教職協働の体制をとっている。学生の福利厚生と充実した学生生活の展開、学生自身の成長を図ることをその目的として、「東邦スタンダード」における学生委員会関連講座等、多様な学生生活に関する施策等に関して企画及び協議を行い、重要な案件に関しては、教授会において承認を受けた上でその業務を遂行している（提出 - 規程集 51）。

学生指導・厚生補導を遂行する組織として、教務学生担当をはじめ学生相談室、カウンセラー室がその役割を担い、それぞれ専任の教職員により業務に当たっている。また、障がい学生生徒支援センター（スマイルデスク）が設けられているほか、学生からの授業科目等に関する質問や相談に応じるためのオフィスアワーを全教員が設けている。これらの各サービスの概要については、毎年度内容が更新される学生サポートハンドブックや学内掲示において、学生への周知が図られている（提出 - 1）。

学生主体のサークル活動に対しては学生委員会を主体とし、教務学生担当及び地域連携・演奏センターが窓口となり以下の支援をおこなっている。

○学生が主体的に参画する活動に対する支援

物的支援	学園施設及び備品（楽器・楽譜・コピー等）貸し出し等
人的支援	指導教員として、専任教員を配置
リスクマネジメント	学生がボランティア活動や合宿、学外演奏会等の学外活動を行う際に、学園として損害賠償責任保険に加入する等

本学の学園祭である「東邦祭」は、平成 31（2019）年度より「東邦ミュージックフェスティバル」として演奏主体のイベントに形を改め、学生が主体的に参画する企画の充実に努めた。各々の演奏企画に対し教職員が関わることにより、学生と責任を分担し合う協働による支援を明確にしている。

本学には、学生の自治組織として、全ての学生を会員とする「東邦音楽短期大学学生会」があり、学生生活全般の向上を目的として「自由な芸術と創造」のために活動している。学生会には川越キャンパスにて専用の学生会室が貸与されており、同会の円滑な活動を支えている。学生会費（一人あたり年額 2,000 円）は、学生会役員の学生自ら管理し、学生会が行う活動のために充当するほか、学生による個人またはアンサンブルでの演奏会開催やコンクール出場等の費用、各サークルの活動費用、また「東邦ミュージックフェスティバル」開催費用等の援助にも活用されている（提出 - 1 p. 20）。

本学では、学生に対してキャンパス・アメニティに配慮し、以下の施設を提供している。文京キャンパス 1 階ホワイエに隣接して食堂（教職員及び学園本部職員共用）があり、食事だけでなく学園全体の交流の場として誰でも利用できる環境を用意している。また、この度の新型コロナウイルス感染症拡大防止に際し万全の対策をとって

いる。昼食の日替わりメニューの他に数種類のメインメニューがあり、学生は随時安価で健康に配慮した食事を選ぶことができる。必要に応じて軽食もとれるようにサイドメニューも用意されている。また、社会人としての健康的な生活意識育成のため、学生生活の中で将来的な食育の重要性、健康的な生活の習慣づけができるよう、掲示等の工夫や取り組みを行っている。

本敷地内 8 号館 B 1 階に売店が開設され、月・水・金曜日の 10:10 から 16:20 まで営業している（除昼休み）。楽譜、音楽資料、楽器の備品など音楽短期大学として日常的に必要とされる専門的な資料・備品のほか、一般学科教科書・参考書、音楽雑誌、新刊専門書、CD、文房具、音楽関連雑貨などの販売を行っており、学生は随時割引価格で購入することができる。身近に楽譜の海外発注などのサービスが受けられる環境を提供している。

キャンパス内において、学生及び来校者の方にインターネットサービスを提供するため、NTT 光ステーション（公衆無線 LAN）を設置している。設置エリア内では Wi-Fi 端末や無線 LAN 等を搭載した機器があれば無料で利用することができる。

宿舎が必要な学生に対しては、以下の通りに支援をおこなっている。教務学生担当では、事務局窓口及び学生ホールにおいて、音出し可能な物件を含めたパンフレット資料を用意し紹介している。通常物件の紹介だけでなく、音楽大学の学生特有の条件である「ピアノが置ける」「防音仕様」のアパートやマンションについての情報を常に提供している。学生個々の経済的な面で無理のない範囲で自由に選択できる情報も用意し支援している。契約に関しては父母・保証人と共に決定し契約するように指導している。

本学は、地下鉄丸ノ内線「新大塚駅」より徒歩 3 分、JR「大塚駅」より徒歩 10 分に位置し、通学に至便な立地条件にあるため、通学バスは擁していない。敷地内裏門近くに駐車場・駐輪場を設けているが、バイク・自転車・自動車による通学は駐車場のスペース、事故防止の面から自粛するよう指導しており、災害時の対応も合わせて、電車や路線バス利用による通学を奨励している。校内には学生の車庫入構は禁止しているが、管弦打楽器専攻生で大きな楽器を運搬する場合、バリアフリー対応及び要配慮者の通学・来訪時には、申請により庶務担当の車輛許可書を発行しての利用を認めている。

本学では、向学心旺盛で経済的に修学困難な学生を支援することを目的に、様々な生活支援及び経済支援を行っている。経済支援として最も重要な奨学金については、本学が独自に給付型の奨学金と、独立行政法人日本学生支援機構及び外部の団体等が貸与または給付している奨学金がある。希望する学生の学修状況や家庭の経済状況などを考慮した上で、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金〔一種（無利子）、二種（有利子）〕の特質を生かしつつ、学内の奨学金の幅を広げ、できるだけ学生の希望と経済状況に対応できるよう配慮しながら選考等を行っている。このほか、各自自治体及び団体等が行っている奨学金制度の活用等についても学生に啓発を行っている。令和 2（2020）年 4 月より実施された文部科学省による高等教育修学支援新制度においては、本学もその対象機関となっている。

また、本学の一般選抜前期日程までに行われた各入学選抜（総合型選抜は除く）において優秀成績で合格し、本学の第1年次に新たに入学する学生で、特待生を希望する者に対し、就学等に必要な経費について経済的支援を行っている（提出 - 規程集66）。

なお、本学では、教務学生担当が窓口となり、自宅外生に対しては本学付近の学生会館やマンション・アパートなど入居先の紹介を行っているほか、首都圏1都6県（東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県）以外の居住地からの入学者のうち、本学に入学するためにアパート・マンション等を借用して入居する学生を対象に、年額120,000円の補助金を給付する「アパート等の入居要する費用に対する補助」の制度を設けている（提出 - 規程集67）。また、経済的に厳しい学生については、理由を付して学長に願い出ることにより、学費の分納を認めている。

この度の新型コロナウイルス感染症拡大に際しては、学生が自宅においてオンライン授業を受講するために必要な環境整備や通信費、また、学習をする上での様々な費用に充てるための経済的支援として、本学独自の「特別支援緊急奨学金」を創設し、申請者全員に一律5万円を給付した。また、文部科学省「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」など公的な経済的支援制度に関する情報提供及び申請手続きを適切に実施した。

学生の健康管理については、主に定期健康診断及び保健室にて対応している。学校保健法に基づき、毎年1回全学年に対して、定期健康診断（内科・耳鼻咽喉科・眼科・歯科・X線検査・尿検査）及び身体測定を実施している。これは4月の新年度学生オリエンテーション期間に設定されており、掲示と書面によって学生全員への確実な周知徹底がなされている。定期健康診断において異常所見のあった学生に対しては個別に呼び出し健康相談、保健指導を行っている。これに加え、新入生全員に対して健康調査アンケート（既往歴や罹患、予防接種に関して）も実施している。

8号館1階にある保健室には、3ベッドが確保され、養護教諭の資格を持った担当職員が配置され、健康相談、学内で発生した病気や傷害の応急処置、病気休養等に対応している。緊急時に備えて自動体外式除細動器（AED）を1階エントランス（守衛室）と8号館1階（附属中学・高等学校職員室入口）の2箇所に計2台設置している。上記に加え、教務学生担当窓口においては、学内での緊急の疾病、傷害等への対応を常時行っている。

法定伝染病については、学生及びその同居人が罹患したとき、またその疑いがあるときは、ただちに伝染病罹患届を教務学生担当に提出することとしている。罹患した学生は医師の回復証明があるまで登校禁止の措置を講じている。その他、新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなど集団感染の恐れがある感染症について状況把握を行い、感染した学生に対する登校禁止措置や、「さくら連絡網」及び掲示による学生・教職員への注意喚起等を実施している。

また、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、学生相談の窓口としてクラス担任、学生相談室、カウンセラー室を設置している。また、本学は音楽短期大学であるので、全ての学生が実技の個人レッスンまたは小グループレッスンを必修科目

として履修しており、それぞれの担当教員は学習上の問題にとどまらず、学生生活全般における学生の相談に随時応じている。

○学生相談の窓口

名称	内容
担任制教育プログラム 「東邦スタンダード」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週水曜日 1 時間目に設置</li> <li>・2 年間を通して学ぶ科目として単位化</li> <li>・各担当教員をクラス担任と位置付け</li> </ul>
学生相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生相談担当の教員 2 名を配置</li> </ul>
カウンセラー室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士の資格を有する専門の専任職員を配置</li> <li>・文京・川越いずれのキャンパスも利用可能</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実技担当教員、教務学生担当職員も随時相談対応</li> </ul>

これらの相談窓口は、学生サポートハンドブックにその開室時間や利用方法が明記されているほか、掲示等で周知徹底され、学生は、その時々に応じてさまざまな窓口を活用・利用することができる（提出 - 1 p. 34～38）。

このように本学においては、従前より教務学生担当や学生委員会など学生支援に関わる関係各所が緊密に連携して学生の健康相談・心的相談等に当たっているが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止に際しても、感染防止対策ガイドラインの策定と実行を行い、学生が安全に学ぶことができるよう対策を講じている（備付 - 40）。加えて、配布文書、掲示、掲示、「東邦スタンダード」における伝達等を通じて、学生がインターネット等で流布されるデマや憶測に対して冷静に対処するための情報リテラシー教育、自らが社会不安の原因になるような発言や情報発信をしないための注意喚起等を行っている。

本学における学生の意見・要望の把握のチャンネルにはクラス担任制、教務学生担当窓口での対応、学生相談室、実技担当教員への相談等がある。クラス担任制は、前述の「東邦スタンダード」を軸とし、各担任教員はグループワークの実践等を通じて学生とのコミュニケーションを図っている。担任教員は授業終了後に自主勉強会を行う等、授業内容に対して常に分析と改善が行われている。教務学生担当職員においても、授業の出席状況やカウンター業務を通じ日々学生と接し、学生生活の様々な面に対するきめ細かい対応を常時行っている。また、その中で醸成された学生との信頼関係により、日常的に学生の声を汲みあげることが可能となっている。本学においては全ての教員が出勤時に教務担当窓口に立ち寄ることになっており、職員と教員間では随時会話をを行うことにより、情報を共有している。学生相談室に来室する学生からの意見・要望に関しては、必要に応じて関係各所に伝達されるほか、学生委員会において情報報告を行う体制をとっている。その際、学生のプライバシー及び個人情報については十分な配慮がなされている。また、実技担当教員はレッスンや学習上の問題にとどまらず、学生生活全般に対する学生の相談に随時応じている。

このように本学では、多くのチャンネルを学生の意見・要望を汲み上げており、その内容について教員と教務学生担当職員が協働し対応している。全学的な対応が必要なものに関しては、学生委員会でも分析・検討され、学生からの意見・要望を新年度学生オリエンテーションでの学生向けのガイダンスの内容に反映させる等の活用を毎年度行っている（備付 - 39）。

留学生の日本語での学習拡充のために、以下の 8 科目を設置している。これらは卒業要件単位に含めて履修可能としている。

○留学生の学習支援として設置する科目

科目名	授業の概要
日本事情ⅠA/B 日本事情ⅡA/B	学習者の日常生活のテーマを取り上げて総合日本語能力を向上させ、学習者が深く考えるように導くことを目指す。
日本語 1・2・3・4	実社会で使われる日本語の語彙や表現を学習する。背景知識として日本の文化や慣習なども学び、必要な語彙や表現を理解する。

加えて、外国人留学生を対象にした「課外講座」「公開講座」を開講し、留学生相互間の和を図り、授業、レッスン等の助けとなる体制を整えている。令和 4（2022）年度は、併設大学との合同により以下の公開講座を開講した。

○留学生対象の特別公開講座

令和 4（2022）年 11 月 8 日 石 倚潔(シ・イジェ)特任教授「声楽特別公開講座」
------------------------------------------------

留学生の日本での生活に対する支援には、留学生担当の特任教授と学生委員の専任講師が学生一人ひとりのさまざまな事柄に対応し、オフィスアワーをはじめとする講義・レッスン以外の時間にも学習に対する指導、助言を行っている。また、教務学生担当の「留学生相談窓口」には中国語を話せる職員を配置し、履修相談をはじめ、経済的な支援として各種奨学金の情報を提供するほか、安心して学生生活を送れるように常時幅広く支援する体制を整えている。

本学では、以下の各条件を満たす学生について、社会人学生として取り扱うことと定めている。すなわち、入学する年の 4 月 1 日現在において満 28 歳以上の者で社会人として現に勤めているか若しくは職に就いていた者（家事従事者等を含む）は「社会人学生」、同じく満 50 歳以上で社会人として現に勤めているか若しくは職に就いていた者（家事従事者等を含む）については「特別社会人学生」として、これらに該当する社会人学生を受け入れる体制を整えている。入学時に満 50 歳以上 60 歳未満の特別社会人入学者の授業料は 20%減額、満 60 歳以上は 30%減額し、特別社会人学生に対する支援体制を強化している（提出 - 12）。過去 5 年間の社会人学生（特別社会人学生含む）入学者数は以下の通りである。

## ○社会人学生入学者数

入学年度	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
入学者数	8	4	4	4	7
(内、特別社会人入学者)	(8)	(4)	(2)	(2)	(7)

各社会人学生の専攻は多岐に渡り、人数の多い 18 歳入学生とのバランスも良く保たれている。但し令和 4 (2022) 年度の入学者の割合は社会人学生が 1 名多い。半数近くの学生は音楽教養専攻である。令和 4 (2022) 年度は、社会人対応科目として「作曲家の人生と作品Ⅰ」と「楽典の楽しみ方Ⅰ」の 2 科目が、また、音楽教養専攻学生のみが履修することの出来る科目として「音楽教養基礎講座ⅠA/B【楽典】」「音楽教養基礎講座ⅠA/B【ソルフェージュ】」「音楽教養基礎講座ⅡA/B【楽典】」「音楽教養基礎講座ⅡA/B【ソルフェージュ】」の 8 科目、計 10 科目を開講した。

障がいを持つ学生については、従前より受験生、及び在学生の教育的ニーズに応じてその支援を行ってきたが、平成 28 (2016) 年 4 月に「障がい学生生徒支援センター」を設置し、支援体制の充実を図った。障がい学生生徒支援センターでは、受験前から東邦キャンパス体験、オープンキャンパス、受験スキルアップ講習会等の個別相談に応じ、本人及び保護者の教育的ニーズを把握するとともに、授業や学習環境の状況について詳細な説明につとめ、その上で要望等への対応を行っている。また、相談に至るまでの心理的バリアを払拭するために、相談窓口には「スマイルデスク」という親しみやすい愛称を付している(提出-1 p.39)。設備面では段階的にバリアフリーの範囲が拡大され、キャンパス全体の完全なバリアフリー化には至っていないが、現在エレベータでの移動ができない 7 号館地下 1 階レッスン室は他教室による代替が可能であり、7 号館 2 階開架書庫は図書館職員によるきめ細かな人的支援に努めている他、必要に応じて搬入口からの平面移動も可能である。また、学生委員会委員長が日本学生支援機構主催・障害学生支援研修会[理解・実践プログラム]及び[応用プログラム]を修了し、学生委員会において情報共有する等、障がい学生支援にあたる教職員のスキルアップを図っている。令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在、合理的配慮を必要とする障がい学生は 1 名在学している。

## ○バリアフリー設備 (文京キャンパス)

2号館	自動ドア(エントランス、教務・庶務入口、食堂入口)、スロープ、エレベータ
6号館	エレベータ、スロープ(50周年記念館ホール内)
8号館	エレベータ

本学では社会人学生の学習支援の一環として、長期履修生を受け入れる体制を整えている。社会人学生規程により入学した者は、3年間をかけて短期大学の卒業要件単位を取得する長期履修制度を利用することができる。希望在学期間の学費は、定められた計算式により軽減措置がとられている(提出-規程集 64)。平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度までに入学した社会人学生 27 名のうち 25 名が長期履修制度

を利用している。また、長期履修制度対象学生は、既に単位を取得済みの実技科目についても、履修料を納めるなどの一定の条件のもとに再度履修を申請することができる。ただし、この場合に追加して単位を取得することはできない。

本学では「地域との交流」を教育方針に掲げており、地域活動、地域貢献、ボランティア活動等を、学生の教育及び学生生活における重要な社会的活動と位置付け積極的に推進、評価している。建学の精神の下、現代社会の中で音楽芸術に携わる者として知的創造性を高め、人間への深い理解をもってコミュニケーションを図ることを目的として、平成7(1995)年度より教育課程の「人間教育科目」の区分に「ヒューマンコミュニケーション」が設けられている。これにより、学生の様々な地域活動、地域貢献やボランティア活動への参画に対して、当科目においてポイントが認定され、単位が取得される仕組みとなっている(提出-5 p.88)。短期大学の学生が実施した主な地域貢献及びボランティア活動は以下の通りである。

○地域貢献及びボランティア活動(平成30(2018)年～令和4(2022)年度)

平成30(2018)年度	
[2018年]	
5月24日	第253回大塚病院院内ミニコンサート ピアノソロ・連弾
6月5日	南古谷小学校音楽鑑賞教室 (グランツザール)
6月6日	ふじみ野市音楽鑑賞教室 (グランツザール)
6月7日	ふじみ野市音楽鑑賞教室 (グランツザール)
6月22日	青梅市音楽鑑賞教室 (福生市民会館)
10月31日	第263回シビックコンサート エレクトーン (文京シビックセンター)
11月25日	ふれあい会食会による依頼演奏 エレクトーン (東部地域ふれあいセンター)
12月8日	川越市民音楽祭 2台ピアノ (ウエスタ川越)
12月19日	第267回シビックコンサート ハンドベル (文京シビックセンター)
12月19日	第258回大塚病院院内ミニコンサート ハンドベル
[2019年]	
2月23日	シルバーフェスティバル (きらり☆ふじみメインホール)
2月24日	サタデーコンサート エレクトーン ソロ&デュオ (50周年記念館ホール)
3月31日	文京さくらまつり 金管10重奏
令和元(2019)年度	
[2019年]	
5月23日	第260回大塚病院院内ミニコンサート ピアノ連弾
6月4日	南古谷小学校音楽鑑賞教室 (グランツザール)
6月5日	ふじみ野市小・中学校音楽鑑賞教室 (グランツザール)
6月6日	ふじみ野市小・中学校音楽鑑賞教室 (グランツザール)
6月21日	青梅市音楽鑑賞教室 (福生市民会館)
7月13日	日本×ドイツ親善交流演奏会 (文京シビック大ホール)
7月24日	第272回シビックコンサート エレクトーン (文京シビックセンター)
9月14日	文の京カレッジコンサート 声楽 (文京シビックセンター)
[2020年]	
2月15日	シルバーフェスティバル2020 (キラリふじみ)
2月22日	サタデーコンサート エレクトーン ソロ&デュオ (50周年記念館ホール)
令和2(2020)年度	
[2020年]	
6月2日	南古谷小学校音楽鑑賞教室 (グランツザール)

## 東邦音楽短期大学

6月12日	青梅市音楽鑑賞教室 (福生市民会館)
6月24日	ふじみ野市小・中学校音楽鑑賞教室 (グランツザール)
6月25日	ふじみ野市小・中学校音楽鑑賞教室 (グランツザール)
9月12日	文の京カレッジコンサート (文京シビックセンター)
[2021年]	
2月27日	サタデーコンサート エレクトーン ソロ&デュオ (50周年記念館ホール)
令和3(2021)年度	
[2021年]	
6月8日	ふじみ野市小学校音楽鑑賞教室 (グランツザール)
6月9日	ふじみ野市小学校音楽鑑賞教室 (グランツザール)
12月4日	第220回定期研究発表演奏会 (和光市民文化センター)
[2022年]	
2月26日	サタデーコンサート エレクトーン ソロ&デュオ (50周年記念館ホール)
令和4(2022)年度	
[2022年]	
6月8日	ふじみ野市小学校音楽鑑賞教室 (グランツザール)
6月9日	ふじみ野市小学校音楽鑑賞教室 (グランツザール)
6月17日	青梅市音楽鑑賞教室 (福生市民会館)

### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

### <区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学では学生の卒業後の進路・就職に関する支援のための教職員の組織として、クラス担任である「東邦スタンダード」担当教員、キャリア支援センター長、事務本部長を委員とするキャリア支援委員会を整備している。キャリア支援委員会は併設大学と合同の組織であるが、大学と短期大学それぞれのキャリア支援にきめ細かく対応できるよう、令和4(2022)年度より各々に委員長を置く体制とした。短期大学キャリア支援委員長は学生部長補佐があたっている。年間2回の委員会実施を基本に卒業後の進路・就職状況の把握と分析・検討を行い、教育課程への反映、単位付与型インターシップの推進等を通じて、社会の変化に対応した就職支援のために活動している(提出-規程集53)。

上記キャリア支援委員会と共に、就職支援のための施設として文京・川越両キャンパスに各1室のキャリア支援センターを整備している。短期大学のほとんどの科目は文京キャンパスで行われるが、学生はどちらのキャンパスのキャリア支援センターも利用可能としている。学生向け求人情報の告知とともに、少人数制ならではの個別相



談を中心にキャリアカウンセラー1名を含む専門職員が学生対応にあっている。また、音楽関連としてはヤマハ音楽教室・カワイ音楽教室講師採用説明会、自衛隊音楽隊採用説明会等を学内で実施しており、学生むけの参考書籍の設置、貸出し、情報収集のために学生が使用可能なパソコンも設置している。また、学生がスマートフォン・パソコン等でいつでも参照できる本学独自の「キャリアガイドブック」を発行している（提出 - 1 p. 28～32）。

就職のための資格取得については、本学が認定する「リトミックインストラクター」と、「社会福祉主事任用資格」が追加学費負担なしで取得できる。これらは、短期大学で開講している科目のうち定められた単位を取得することにより認定を行う教育課程となっている（提出 - 5 p. 89）。また、「同行援護従業者養成研修[一般課程]」「同行援護従業者養成研修[応用課程]」も、併設機関の「東邦音楽大学エクステンションセンター」が短期大学と同じ文京キャンパスにて開講する各講座を受講することで取得できる。上記に加え、東邦音楽大学エクステンションセンターでは、「音楽療法教養セミナー」「音楽療法技能講座」など、音楽に関わる職業の技能修得及び福祉関連資格取得にむけた各種講座も受講可能であり、短期大学在学学生を対象とした受講料減免制度も設けている。就職試験対策としては、前述の「キャリアデザイン」講義に加えて、キャリア支援センターにおいては年間を通じ、就活スタートアップ、社会人としてのマナー、応募書類の書き方、面接対策など、テーマ別に就職ガイダンス・セミナー及び個別支援を実施している。

卒業時の就職状況については、キャリア支援センターにて情報を集約し、主にキャリア支援委員会において分析・検討を行っている。キャリア支援委員会において検討された結果は、その内容により必要に応じて学生委員会等とも共有され、「東邦スタンダード」やキャリア支援センターにおいて学生の就職支援に活用している。近年の主な具体例としては、「東邦スタンダード」において令和3（2021）年度より「インターンシップ成果発表会」を取り入れたこと、短大2年生が1年生に向けて、卒業後を見据えた学生生活の心得についての発表会を実施、「OB・OG講演会」での卒業生ゲストの人選等、キャリア支援センターでの支援では、文京・川越両キャンパスをオンラインで結んだ個別支援の実施、単位付与型インターンシップ受入れ先企業・機関の新規開拓等が上げられる（備付 - 21、39）。

さらに専門性を磨き研究を重ねたいと希望する学生には、学びの継続の場として東邦音楽大学3年次への編入学、東邦音楽大学アドバンスコース（2年間）への進学、短期大学2年次の選択科目としてTOHOウィーンキャンパスでの「ウィーンアカデミー」という短期留学の環境を整えており、それぞれの学生の個性と能力に応じたきめの細かい進学・留学に対する支援を行っている。また、本学の「ウィーンアカデミー」においては、国際的な舞台で活躍する優秀な人材育成にむけて、長期留学を希望する学生への相談にも応じている（提出 - 2 p. 21、提出 - 5 p. 89）。

### ＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

本学の大きな特色として、在学生に占める社会人学生の比率が多いことが挙げられる。交通至便な立地において専門性の高い音楽教育を行っている本学においては、今後も社会人の学びのニーズがますます高まっていく可能性があり、社会人学生の学習成果の獲得を支援する体制を一層拡充していく必要がある。

一貫教育を掲げる本学園において、短期大学から大学3年次への編入等、進学支援は重要な役割を持つことから、その一層の拡充を図っていく。

### ＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

本学は入学定員20名（令和5(2023)年度から）の小規模校であるが、東邦音楽大学の一部の専攻、大学院、附属中学校・高等学校、東邦音楽学校、東邦音楽大学エクステンションセンターを同じ文京キャンパスに設置していることにより、図書館、保健室、学生食堂、売店等の充実した施設・設備、キャンパス・アメニティを備えていることが特徴である。

### ＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

レッスンカルテの記入、各種アンケートの実施等に際して、Googleフォームの利用等、IT活用を推進することにより、その集計と分析を迅速かつ正確に行うことができるようになった。履修ガイド、学生サポートハンドブック、シラバスについても学園ウェブサイトに掲載することにより、学生、教職員がいつでも確認することができ、その内容の周知徹底に役立っている。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学では、学習成果の可視化については「教学マネジメント指針」の趣旨に沿って、間接評価・直接評価・質的評価・量的評価を組み合わせる多角的に実行してきた。具体的には、アセスメントポリシーの制定、ディプロマ・ポリシーに示された到達目標と各科目の関係性を明確にしたシラバスの改善、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの効果的運用、各種ルーブリックとGPA評価の活用、授業及び学生の主体的活動をセメスター毎に振り返り記録するポートフォリオ、ディプロマ達成度レーダーチャートを整備する等の教育改革を通して、学習成果の可視化や教育の質保証に取り組んできた。今後は、学生が卒業段階までに身に付けた力を総合的・客観的に評価し、その成果が見える形で社会に提示するための手法であるディプロマサプリメントの導入に向けた議論を進め、実行に移すこととする。また、データ分析の信頼度を更に高めるための方策として、スマートフォンの利用等、在学時におけるWebツールの活用

を積極的に行い、各種アンケート回答率と精度の向上を目指す。

社会人学生の学習成果に関しては、リカレント志向、高度な専門性の獲得志向、そして社会貢献型志向等の学生のニーズに則したディプロマ・ポリシーを制定し、ルーブリック、ポートフォリオ、レーダーチャート等のツールを効果的に運用することで可視化を推進して行く。また、短大の学びを継続し更に大学で研鑽を希望する学生のために、大学との一貫性を持った教育課程の検討に既に着手しているが、その有効性を十分に検証し、導入を図って行く。さらに、短大二年間での学習成果が、ディプロマ・ポリシーに合致しているかを定期的に検証することで、既存の科目の見直しや内容変更を図り、それぞれの学生の志向に対応する適切な科目編成を行い、教育の内部質保証を確実に推進して行く。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## ＜根拠資料＞

## 提出資料-規程集

5. 学校法人三室戸学園 就業規則
6. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 組織規程
7. 学校法人三室戸学園 事務組織及び事務分掌規程
10. 学校法人三室戸学園 公印規程
11. 学校法人三室戸学園 稟議規程
13. 学校法人三室戸学園 ネットワーク等管理運用規程
14. 学校法人三室戸学園 情報セキュリティ及びパソコン管理に関する内規
15. 学校法人三室戸学園 公益通報者保護規程
17. 学校法人三室戸学園 ハラスメントの防止に関する規程
18. 学校法人三室戸学園 SD 研修実施規程
20. 学校法人三室戸学園 育児・介護等休業等に関する規程
22. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 教育職員任免規程
23. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 教育職員選考規程
26. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 研究員に関する規程及び心得
33. 学校法人三室戸学園 経理規程
41. 学校法人三室戸学園 競争的資金取扱規程
42. 学校法人三室戸学園 競争的資金取扱管理規則
45. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 委員会規程
49. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 FD 委員会規程
56. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 研究推進・倫理委員会規程
60. 東邦音楽短期大学 専門部会規程

## 備付資料

41. 専任教員個人調書 [様式 21]
42. 教育研究業績書 [様式 22]
43. 非常勤教員一覧表 [様式 23]
44. 専任教員の年齢構成表
45. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学研究紀要
46. 教員以外の専任職員の一覧表
50. 校地、校舎に関する図面
47. FD 活動の記録
48. SD 活動の記録
49. 学校法人三室戸学園 消防計画

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、附属の中学校・高等学校から併設の大学・大学院まで一体となって音楽教育を中心とした教育活動ならびに人格形成に努めている。この方針に則り、短期大学の教員は、附属中学校・高等学校・大学・大学院の教育内容にも精通し、相互の連携をとりながら教育活動を行っている。

本学では、各学科・専攻課程の教員組織を以下のように編制している。教授、准教授、専任講師は、教授会の下部機構である、各専攻別に構成された専門部会に所属し、教育および研究の充実を計ることを目的に組織されている（提出 - 規程集 60）。

○東邦音楽短期大学音楽科の専攻・コースと、専任教員が所属する専門部会

		専門部会名	
音楽科	声楽専攻	声楽部会	
	器楽専攻	ピアノコース	ピアノ部会
		ピアノ指導者コース	
		管弦打楽器コース	管弦打楽器部会
		電子オルガンコース	一般楽理部会
	シンガーソングライター・アーティスト専攻		
音楽教養専攻	専攻の分野及び楽器等の各専門部会に所属		

また、各委員会における審議に当たっては、事務局との協働体制が適切に構築されている。各委員会は、基本的に併設大学と連携して実施している（提出 - 規程集 45）。

東邦音楽短期大学

○令和4(2022)年4月1日現在の委員会

名 称	役 割	構成委員数 (内短大専 任教員数)
教育改革推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建学の精神に基づく大学等の教育方針について</li> <li>・ 教育課程の編成方針について</li> <li>・ 教学に関する学内組織の在り方について</li> </ul>	10名
教務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生の履修及び教務全般に関する業務</li> <li>・ ヒューマンコミュニケーションの認定審査に関する業務</li> </ul>	12名(1)
学生委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生生活全般に関する業務</li> </ul>	9名(1)
入学試験委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学試験委員会規程に関する業務</li> </ul>	13名(2)
FD委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業内容、授業方法の改善向上に関すること</li> <li>・ 授業評価の実施と検証に関すること</li> <li>・ 教員の授業改善に関すること</li> </ul>	14名(2)
教学IR推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業内容に関する授業改善のための学生アンケートの調査及び分析</li> <li>・ 学生の学習行動に関する学習時間の調査及び分析</li> </ul>	12名(1)
研究推進・倫理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学における研究活動の推進</li> <li>・ 研究活動における倫理的事項</li> <li>・</li> </ul>	5名
講習会委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ セミナー(スキルアップ講習会を含む)、オープンキャンパスに関する業務</li> <li>・ 入試広報企画センターとの連携業務</li> </ul>	9名(1)
キャリア支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャリア支援全般に関する業務</li> <li>・ キャリア支援センターとの連携業務</li> <li>・</li> </ul>	19名(3)
図書委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館全般に関する業務</li> <li>・ 紀要等の編集、発行に関する業務</li> <li>・</li> </ul>	8名(1)
総合型選抜委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合型選抜規程に定める業務</li> </ul>	10名(3)
自己点検・自己評価 特別検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己点検評価・報告書の作成に関する業務</li> <li>・ 認証評価全般に関する業務</li> </ul>	13名(1)
東邦ウィーンアカデミー委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウィーンアカデミーに関する事項</li> </ul>	10名(1)
防火防災対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学の消防計画に基づく防災訓練等の実施</li> <li>・ 防災全般に関わる対策</li> </ul>	※併設機関 合同で組織

本学音楽科の専任教員数は以下の通りであり、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

○専任教員数

学科等名	専任教員数	
音楽科	教授	3
	特任教授	0
	准教授	1
	講師	3
	計	7
	(設置基準で定める専任教員数)	(7)

専任教員は、学位、教育実績、研究実績、演奏実績、制作物発表その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足した教員で構成している。

また、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（56名）を適切に配置している（備付 - 41、43）。

非常勤教職員の採用及び任免は、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程」（提出 - 規程集 22）に基づいて行っており、新たに任用される者の職位及び職務の決定にあたっては、その学歴、能力、専門的経験等を基礎に決定している。

本学は音楽科のみの短期大学であり、本学の使命・目的及びその教育課程を適切に運営するために、4専攻4コース（声楽専攻、器楽専攻、シンガーソングライター・アーティスト専攻、音楽教養専攻を設置し、器楽専攻の中には「ピアノコース」、「ピアノ指導者コース」、「管弦打楽器コース」、「電子オルガンコース」を設置している。それぞれの専攻及びコースにおいては、教育方針に基づき徹底した「少人数制」教育を実施するために必要な教員組織を専任教員、非常勤教員等により編成し、教育課程に即した教員を確保・配置している。

補助教員は配置していないが、教員の指導のもとに演奏会やレッスン、授業等の補助者として幅広く活動する「研究員制度」（提出 - 規程集 26）を設置している。研究員は、東邦音楽短期大学・東邦音楽大学・大学院を優秀な成績で卒業した者、又はこれと同等の演奏歴又は経験を有すると認められる者の中から採用している。現在、研究員の種類及び役割は以下の表の通りである。

○研究員

専攻等	研究員の種類及び役割
ピアノ	<p>[伴奏研究員] [実技・演奏研究員]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本学の授業等に参加し、指導教員と共に演奏技術及び音楽性の向上に努めること</li> <li>2 授業・練習・演奏会等が滞りなく行われるよう、演奏または実技等の教育的補助業務を行うこと</li> <li>3 授業・練習・演奏会等の中で受け身にならず、常に前向きに演奏し、学生に対してアンサンブルを実感させるようにすること</li> </ol>
声楽	<p>[声楽研究員] [実技・演奏研究員]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本学の授業等に参加し、指導教員と共に声楽技術及び音楽性の向上に努めること</li> <li>2 授業・練習・演奏会等が滞りなく行われるよう、演奏または実技等の教育的補助業務を行うこと</li> <li>3 授業・練習・演奏会等の中で受け身にならず、常に前向きに演奏し、学生に対してアンサンブルを実感させるようにすること</li> </ol>
管弦打楽器	<p>[オーケストラ研究員]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本学のオーケストラ、ウインドオーケストラ等に参加し、指導教員と共に演奏技術及び音楽性の向上に努めること</li> <li>2 オーケストラ、ウインドオーケストラ等の授業が滞りなく行われるよう、演奏または実技等の教育的補助業務を行うこと</li> <li>3 オーケストラ、ウインドオーケストラ等の授業の中で受け身にならず、常に前向きに演奏し、学生に対しアンサンブルを実感させるようにすること</li> </ol> <p>[実技・演奏研究員]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本学の企画等において、教員の補助として企画単位に関わること</li> <li>2 授業・練習・演奏会等が滞りなく行われるよう、演奏または実技等の教育的補助業務を行うこと</li> </ol> <p>※ [オーケストラ研究員] [実技・演奏研究員] の担当専門楽器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管楽器…フルート、オーボエ、クラリネット、ファゴット、サクソフォン、ホルン、トランペット、トロンボーン、チューバ、ユーフォニアム</li> <li>・弦楽器…ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス、ハープ</li> <li>・打楽器</li> </ul>

教員の採用については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育職員選考規程」（提出 - 規程集 23）「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育職員任免規程」（提出 - 規程集 22）に基づき適切に審議・決定されている。

本学は音楽短期大学であり、音楽を志す多くの学生には著名な演奏家や音楽指導者から直にレッスンや指導を受けたいというニーズがあり、そのニーズに応えるため



に、本学に相応しい演奏家や音楽指導者等を教員として採用することが責務であると考えている。

教員の任免については、学長は教授会の意見を聴いた上で原案を作成し、理事会の議を経て決定されるが、教授会の意見を聴く前に学長自らが候補者と面談し、本学の教育方針等を説明するとともに、候補者からレッスン、指導等に対する考え方・意見等を徴している。また、教員の昇任については、学長は各専攻分野の教員構成や教員としての経験年数、研究業績、教育に対する姿勢・識見等を考慮して教授会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行っている。

**[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。  
① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

**<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>**

専任教員個々人の研究活動の状況は、学園ウェブサイトにおいて「教育研究者一覧」として、公表している。また、本学教員による演奏会や公開講座等の情報は、随時学園ウェブサイトに掲載している。

専任教員の研究活動における外部資金の獲得については、令和4（2022）年度から3年間、併設大学の准教授1名が科学研究費補助金若手研究「研究課題：ドイツ語のリズム規定における「弱化」の知覚と生成」（研究課題領域番号22k13179）を獲得した。本学の教員は、日本音楽療法学会、日本音響学会及び日本独文学会等に所属して研究活動を行うとともに、研究発表や論文投稿、また、研究発表会においては座長、副座長等を務める教員もいる。

教員の研究活動に関する規程については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 研究推進・倫理委員会規程」（提出-規程集56）を定め、公正な研究活動を推進している。研究推進・倫理委員会の委員長は副学長（研究・産学官連携担当）をもって充てることとしている。また、競争的資金の使用に関しては、「学校法人三室戸学園競争的資金取扱規程」（提出-規程集41）「学校法人三室戸学園競争的資金管理細則」

(提出-規程集 42)により、適正に管理している。令和4(2022)年度は科学研究費補助金以外の外部資金の獲得はないが、今後獲得があった場合は、科学研究費補助金に準じて適切に管理することとしている。

専任教員の研究倫理を遵守するために、FD研修会等を活用して研究不正防止に関する研究倫理教育を適切に行っている。令和4(2022)年度のFD研修においては、テーマ「これからの音楽大学を考えるために」の中で、音楽大学の教員としての研究の進め方や研究倫理について本学教員の理解を深めた。なお、科研費獲得教員については、毎年「研究倫理eラーニング(日本学術振興会)」を受講した上で研究活動を行っている。また、本学独自の企画として、研究推進及び研究不正防止を目的として、東邦音楽大学における「研究活動の推進と研究倫理」に関するビデオを制作し、教員及び学生がオンラインで受講できるよう研究環境を整えている。

専任教員の研究成果は「研究紀要」として毎年1回または2回発刊公表される機会を持つほか、音楽演奏ソロやアンサンブル又はオーケストラ等の演奏・発表、公開講座等での教育研究活動を通して、音楽短期大学教員としての特性ある成果をあげている(備付-45)。

また、本学園はコンサートホールとして、川越キャンパスに「グランツザール(座席数620)、文京キャンパスに「学園創立50周年記念館ホール(座席数110)」を有している。これらを演奏活動や公開講座等に活用することにより、専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。この中には、入場無料のコンサートとして広く公開されているものもあり、地域社会にも貢献している。

教育研究環境として、専任教員が研究を行う研究室を整備している。音楽実技担当教員には、実技の研究が可能なレッスン室・研究室を設置し、講義担当教員についても研究室を配置している(備付-50)。

本学の教員の教育研究活動は、授業、レッスンのほか、学生の演奏発表指導や定期演奏会や東邦ミュージックフェスティバル等の学園主催の行事、高大連携のための活動など、その範囲は多岐にわたるが、本学園としては、各教員について、研究や演奏活動等の時間を十分確保している。

本学の教員について、留学、海外派遣、国際会議出席等のケースが生じた場合には、就業規則、旅費規程等の学内規程に則り適切に対応することとしている。

FD研修については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学FD委員会規程」(提出-規程集49)により、他の委員会等の協力を得て、東邦音楽大学と合同で実施している。

各教員には、「アカデミックスケール」を文書化し、年度初めに実施する教員オリエンテーションにて配布説明している。その内容は毎年更新がなされ、音楽実技の指導に携わる教員が、担当学生の指導を行うに際して、授業・レッスン内容について検討し、実技試験に至るまでの学習成果を達成するための指針としている。

FD研修会については、短期大学を取り巻く状況を踏まえてテーマを設定し、計画的に実施している。テーマ及び講師については、「大学の評価と学修成果の可視化」や「内部質保証」など、教員の授業の見直しや教育方法の改善につながるように配慮している。また、FD委員会の活動として、「授業改善のための学生アンケート」を実

施しており、教員はその結果を踏まえて省察し、次年度のシラバスや教育方法の改善に生かしている（備付 - 47）。

○FD 研修会の実施状況

実施時期	内容	講師	備考
平成 30 (2018) 年 9 月	「国際交流の視点から留学生受け入れの問題点などについて」 (グローバル化などを踏まえ今後の大学の可能性や問題点を共有する)	高橋学生部長 山本洋一 九州共立大学教授 国際交流・留学生センター所長	FD 研修会
令和元 (2019) 年 9 月	「内部質保証のための教職協働」	高橋学生部長 大工原 孝 (元学校法人日本大学理事)	FD 研修会
令和 2 (2020) 年 9 月	「大学の評価と学修成果の可視化」 ～コロナ禍における学びの可能性～	高橋学生部長 北山篤康 (国立大学法人静岡大学名誉教授)	FD 研修会
令和 3 (2021) 年 9 月	静岡文化芸術大学の於ける教育改革の経緯と基本理念である「実務型の人材養成」と「社会貢献」の現状と成果	高橋学生部長 上山典子 (静岡文化芸術大学准教授・東邦音楽大学非常勤講師)	FD 研修会
令和 4 (2022) 年 9 月	「これからの音楽大学を考えるために」	高橋学生部長 久保田慶一 (東京経済大学客員教授)	FD 研修会

専任教員の関係部署との連携については、小規模短期大学の利点から、教員と職員間の意思疎通や連携も日頃から密であり、学習成果を向上させるための様々な問題解決にも協働で取組み、作業が円滑に行われている。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

本学の事務組織は、「組織規程」（提出-規程集 6）、「事務組織及び事務分掌規程」（提出-規程集 7）に基づき、法人事務を担当する部署として、学園本部（理事長室、総務人事室、学園総合計画推進室、卒業生情報センター）と経理本部（経理室）を設置し、大学、短期大学事務全体を担当する部署として事務本部（教務学生担当、庶務担当、地域連携・演奏センター、障がい学生生徒支援センター、キャリア支援センター、カウンセラー室）を設置している。また、法人内には中学校をはじめ、高等学校、第二高等学校の附属学校のほか、入試広報企画センター、留学生センター、図書館、総合芸術研究所、ミュージックセンター、エクステンションセンターを併設しそれぞれに事務室を設置している。

事務組織の各本部には統括責任者として本部長のほか、本部長の下にセンター長、室長等を配置するなど、組織体制と責任体制を明確にし、効率的な業務と職務を遂行している。

事務職員の能力や適性を発揮できる環境については、私立大学を取り巻く現状や課題について認識を高めるため、学内の会議等に出席するほか、文部科学省が主催する会議や、私立大学協会、その他の団体が主催する会議等に出席し、事務をつかさどる専門的な職能の向上を図っている。また、新規採用時には関連する分野の実務経験者を積極的に採用している。

法人及び所属各学校の業務執行体制については、「事務組織及び事務分掌規程」に基づき職務内容及び職務権限を明確にすることで、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した事務組織を編成し、効率的かつ機能的な体制が確保されている。

本学の教職員は、学校教育法や私立学校法等の法令の他に、就業規則（提出-規程集 5）、事務組織及び事務分掌規程（提出-規程集 7）、経理規程（提出-規程集 33）等のほか、事務処理方法や決裁手続きを明記した文書取扱規程（提出-規程集 8）、文書保存規程（提出-規程集 9）、公印規程（提出-規程集 10）、稟議規程（提出-規程集 11）など学内諸規定に基づき適切に業務を遂行している。

情報機器、備品等については、各部署の事務職員全員にパソコンを配備しているほか、Google アカウントを付与し学内外からアクセスが可能なクラウドストレージを活用して情報共有・管理を行っている。併せてセキュリティに対して職員が一人一人意識を高め理解を深めるために情報セキュリティ及びパソコン管理に関する規程（提出-規程集 14）に基づき情報の保護・管理を徹底している。その他、オンラインでの会議やキャンパス間での情報共有を迅速に行えるよう、共有ファイルサーバーの設置や無線 LAN の構築、ペーパーレス化など効率的な事務処理が行える環境を整備している。また、学籍に関する情報や学納金情報を扱うパソコンはインターネットから切り離れた学内 LAN 接続のシステムを構成し、情報セキュリティの管理も徹底している。

図書館には図書館設置の端末で蔵書検索を行うことができる学内蔵書検索システム

「LIMEDIO」を導入し、文京・川越キャンパス間をVPNで接続することにより高速通信で安定的な検索を可能とした。

SD活動では、職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるため、「学校法人三室戸学園SD研修実施規程」（提出-規程集18）を定め、近年では、「業務の効率化」「ハラスメント」「学園を取り巻く経済状況」等をテーマに取り上げSD研修を実施している。その他、FD・SD合同研修の機会では、「教育改革・地域連携・グローバル化」「音楽大学の生き残る道」等について職員も研修に参加し、受講したことにより高等教育機関の職員として、職員一人一人の管理能力、実務能力を高め、経営効率の向上と職員の能力の向上に資するものとして教育研究活動等の支援に活かされている。

日常的な業務の見直しや事務処理について、週1回法人本部、事務本部において部署単位での業務確認を行うミーティングを実施している。その際に、各担当部署から業務等について、連絡、情報共有など上げられるほか、日常的な業務の進め方、進捗状況、改善内容などを関係職員に伝え、必要に応じて協議を行っている。また、本学は小規模な事務体制のため、部局間を跨いだ協力業務も多くあり、他部署と密に連携するとともに共通理解を図り、互いの業務内容を見直す機会や改善を図ることを日常的に努めている。その他の業務点検や評価を行う仕組みとして、経理規程第9章（提出-規程集33）に定める内部監査体制に基づき、監査担当者を配置している。内部監査は、事務の適切な執行状況や業務効率の向上を図ることを目的として年1回実施している。

事務処理を行う上では、資料の回覧による情報共有や重要事項については、稟議書による理事長・学長の決裁を仰ぎ適切に処理している。

事務職員は、学生の学習成果の獲得を向上させるために教員や関係部署と連携している。本学は小規模かつ単一学科の短期大学であることから、常に教員と職員とが協働して学校運営に当たっている。事務職員は、各教員の教育活動が円滑に実施されるよう、年間の教育課程や授業計画等の策定のためのサポートを行う他、日常の教育活動等においても連携を密にしており、教職員の間での良好な信頼関係が構築されている。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

**<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>**

教職員の就業に関して、労働基準法に基づき「学校法人三室戸学園就業規則」（提出-規程集5）を定めている。令和4（2022）年度では、「公益通報者保護規程」（提

出-規程集 15) 「ハラスメント防止に関する規程」 (提出-規程集 17) 「育児・介護休業等に関する規程 (提出-規程集 20) を一部改正または制定するなど法改正に合わせた対応をしている。

就業規則は、教職員の採用時に個々に配付し説明を行い周知している。また、その他就業に関する事項は、新設、見直しの際に各事業場における過半数代表者に意見を聴取し労働基準監督署に届出し適切に対応している。

教職員の就業は関係諸規程に基づき管理しているほか、本学の特色として、平日の勤務時間外や土曜・日曜・祝祭日等に音楽イベント、オープンキャンパス等の種々の行事が行われることに対応し、早出、遅出等の時差出勤や土曜日、日曜日等の出勤に対しての交替勤務制・個人別振替休日制などの勤務体制を整備している。止むを得ず超過勤務を必要とする場合、それぞれの所属長の命令・監督の下に実施している。また、超過勤務を行った職員については、超過勤務手当を就業規則に基づき支給している。

健康管理の面からは、教職員については、毎年度 4～5 月に、定期健康診断を実施している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員や学生の演奏活動等が、地域との連携や地域への貢献に資するよう組織的に取り組み、それによって本学が地域住民から一層親しまれ、入学者数の増加にもつながるよう検討していく。

音楽という分野の特殊性から、科学研究費補助金の申請件数は少ないが、各教員に対して、積極的に外部資金獲得の意識を高めるように努める。そのために、まずは演奏作品の研究や効果的な実技指導のあり方等を活字でまとめて研究紀要に執筆するなど、研究風土の醸成に努めていく。また、研究倫理教育、及び不祥事防止については、研究推進・倫理委員会が企画・監修した本学版の eラーニングビデオ等を活用して、教員及び学生に対して徹底を図っていく。

FD 活動については、規程に基づいて定期的に FD 研修を実施しているが、他の会議や委員会と委員構成メンバーが重複しないよう配慮し、委員会の役割を整理するとともに、音楽系の短期大学に適した委員会運営の在り方を検討する。

本学は、小規模短期大学であり、法人全体としても事務職員数が限られているため、人事異動など長期計画による能力開発や人事配置が課題となっている。また、音楽短期大学の特徴として、演奏会等学業成果の発表を週末や祝日に実施することが多く、オープンキャンパスや体験レッスンなども同様である。そのため、適切に勤務時間を管理しながら、限られた教職員で当該行事をより円滑に運営していくことが今後の課題である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

33. 学校法人三室戸学園 経理規程
34. 学校法人三室戸学園 経理規程取扱要領
35. 学校法人三室戸学園 資金運用細則
36. 学校法人三室戸学園 固定資産管理細則
37. 学校法人三室戸学園 物品管理細則
38. 学校法人三室戸学園 金銭出納業務取扱要領
44. 学校法人三室戸学園 契約事務取扱細則
69. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書選書基準
70. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書管理・廃棄基準
71. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書館寄贈資料受入基準

備付資料

49. 学校法人三室戸学園 消防計画
50. 校地、校舎に関する図面
51. 図書館の概要、平面図等

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学の校地面積及び校舎面積については、収容定員 70 名（令和 5（2023）年 4 月時点）に対し、短期大学設置基準の規定により算出した面積を充足している。また運動場についても適切な面積を有している。なお、障がい者に対する対応については、従前よりエレベータ及びスロープ板を設置して、車椅子使用の方や高齢者にも対応できる配慮を行っている。（備付-50）

本学は、音楽短期大学であることから基礎教育科目の教室をはじめ、声楽、ピアノ、管楽器、弦楽器、打楽器、シンガーソングライター・アーティスト、電子オルガン、音楽教養のレッスン室、練習室を設けている。また、約 110 人収容できる音楽ホール「学校法人三室戸学園創立 50 周年記念館ホール」を有している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。各教室、レッスン室などにピアノを設置している。管楽器・弦楽器・打楽器の学生は個人の楽器を所有しているが、オーケストラの編成のために特に必要な楽器、個人で所有することが一般的ではない高価な楽器等を整備している。シンガーソングライター・アーティスト専攻の学生については、パソコンと連動した音楽機器・音響製品（AV 機器・マイク・スピーカー等）一式、電子オルガン専攻の学生には、専用教室を設け電子オルガンを 9 台配備している。また、DVD、CD 等の使用のため、音響機器や可動式のスクリーン、プロジェクター等を整備している。

なお、本学では通信による教育課程は有していない。

図書館について、令和 5（2023）年 3 月末時点の文京図書館の所蔵件数は、66,001 点（内、楽譜 22,734 冊、図書 25,026 冊、視聴覚資料 18,241 点）を所蔵している。蔵書構成については、音楽短期大学という特性から音楽書・楽譜資料及び視聴覚資料を重点的に揃えている。

令和 4（2022）年度における年間開館日数は 252 日、来館者数は 4,688（うち短期大学生は 912 人）である。年間の利用状況は、楽譜 3,996 冊、図書 1,628 冊（音楽書 1,411 冊・一般書 217 冊）、視聴覚 2,332 件あった。

図書館には、常時学生が利用できるように図書館司書 1 名のほか事務職員 1 名を配置し、対応している。受付レファレンスは、年間 1,080 件で、そのうち短期大学生は 77 件あった。また、館内は楽譜のほか、図書、CD、DVD、雑誌等の配架及び視聴覚、閲覧席を設置している。座席数は、グループワークエリア 14 席、マルチメディアエリア 14 席、パーソナルシート 8 席、クワイエットルーム 7 席の計 43 席あり、定員に対して十分なスペースを確保している。また、学生が資料を迅速に検索できるよう、図書館情報管理システム「LIMEDIO（OPAC）」による検索可能な専用パソコンを 3 台設置している。

文京図書館は、平成 28 年度私立大学等教育研究活性化設備整備事業に採択され、アクティブ・ラーニングの設備を備えた図書館として平成 29（2017）年 3 月に館内の一部を改修し、「文京図書館ラーニングコモンズ」として、従来の個別学習型空間から、学生のニーズに対応した利便性の高い図書館を目指し、学習の拠点となるよう空間づくりに努めリニューアルを行った。館内にはグループワークやディスカッション



が可能なオープンエリアを設けるほか、様々な音楽設備やサービスの充実を図った。また、音楽大学という特性を活かした教育を強化するため、最新の AV 機器を設置し、視聴覚ゾーンを充実したほか、館内では無線 LAN (Wi-Fi) を構築しインターネット環境を整備した。

視聴覚機材については、貸出用モバイルパソコン 5 台、オーディオコンポーネント 1 台、視聴覚モニター 3 台、Blu-ray プレーヤー 5 台、大型ディスプレイ 1 台、オーディオインターフェース 1 台、ポータブルスピーカー 1 台を設置している。

令和元 (2019) 年度からは、インターネット音楽配信サービス「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」を導入したことにより、クラシックを中心とする音楽をインターネット経由でいつでも、だれでも、どこでも視聴が可能なものとして、授業への展開や学習サービスの向上に活用している。

図書館では、図書・資料等のコンピュータによる管理化や利用者のためのマニュアルを作成しているほか、学生・生徒並びに教職員の利用状況等についての月次及び年次報告書を作成し、配布周知するなど、学生・生徒等へのサービス向上に努めている。

本学は併設する東邦音楽大学の図書館が川越キャンパスにあるため、連携を密にしてキャンパス間を行き来する学生・教員のために資料の取り置きを依頼するなどサービス向上に努めている。(備付-51)

購入図書選定及び図書廃棄については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書選書基準」(提出-規程集 69)並びに「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書管理・廃棄基準」(提出-規程集 70)及び「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書館寄贈資料受入基準」(提出-規程集 71)に則り、図書館長及び図書委員会で図書選定及び図書廃棄を実施している。

体育館については、本学は、体育の授業がないため設置していないが、軽スポーツ(卓球、軽体操、ダンス等)ができる適切な面積を有するダンス教室や体育室を設けている。

多様なメディアを高度に利用した授業については、本学においては音楽短期大学という特性から対面授業による実施を基本としているが、学生の学びの多様化や効果的な授業への活用に対応できるよう、各教室にインターネット環境を整備しオンラインでの配信等が可能な環境を整備している。

**[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

### <区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学の固定資産、消耗品等の管理運営については、「学校法人三室戸学園経理規程」(提出-規程集 33)「学校法人三室戸学園経理規程取扱要領」(提出-規程集 34)「学校法人三室戸学園資金運用細則」(提出-規程集 35)「学校法人三室戸学園固定資産管理細則」(提出-規程集 36)「学校法人三室戸学園物品管理細則」(提出-規程集 37)「学校法人三室戸学園金銭出納業務取扱要領」(提出-規程集 38)「学校法人三室戸学園契約事務取扱細則」(提出-規程集 44)を整備し、各規程に基づき施設管理及び物品の維持管理を実施している。本学の火災・地震対策、防犯対策については、防火防災対策委員会(提出-規程集 57)の組織を編成し、「学校法人三室戸学園消防計画」(備付-49)に則り、毎年9月1日の防災の日に防災対策委員会を開催している。この委員会において、教職員の防災意識を再認識し、発生時の対応等の周知徹底を図っている。その他、毎年、学生に対し4月のオリエンテーション期間において教職員と学生による防災訓練(避難訓練)を実施、後期には「東邦スタンダード」授業において防災講話を実施し、日頃から防災に対する意識を持ち備えている。消防設備については、職員が行う日常点検のほか、年3回委託業者による点検を実施している。

地震対策についても、火災同様に毎年、学生に対し4月のオリエンテーション期間において、教職員と学生による避難訓練を実施している。

これらの対策に加えて、食料品・飲料水・救急医療薬品類・災害時要援護者用車椅子・簡易トイレ・ハロゲン投光器・ガスコンロ・食器セット・対流型ストーブ・救急用工具セット・レスキューキット・インバーター発電機、毛布、ポータブル蓄電池、生理用品等を備蓄している。AED(自動体外式除細動器)の設置については2台設置し、正面玄関に掲示し広く周知している。備蓄している非常食については、これまで賞味期限が切れたものは産廃として廃棄していたが、SDGsの取り組みの一つとして、賞味期限前に学生に配布し非常食を体験してもらおうとともに廃棄の減量、削減に取り組んでいる。

防犯対策については、機械警備システム及び防犯カメラを設置するとともに、常駐の警備員により常時監視を行っており、万全を期している。日中時間帯は警備員によるキャンパス内巡回及び学校周辺の巡回を行っており、教職員および学生不在の夜間は、機械警備により24時間体制で防犯対策に努めている。なお、令和2(2020)年3月、文京キャンパス全館の機械警備システムを更新したほか、防犯カメラを一部フルハイビジョン高性能カメラに更新するなど、順次防犯セキュリティに対する強化を図っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、インターネット接続パソコンと学務系ソフトウェアがインストールされているパソコンを切り分け配置している。サーバー及びパソコンに対するウィルス対策については、最新のウィルス対策ソフトを全ての端末にインストールし、アップデートを定期的実施している。また、教職員に対し発信元不明や内容に不審点のあるメール等については安易な開封をしないことや、パソコンやデータの学外への持ち出しをしないことを記載した情報セキュリテ

ィ及びパソコン管理に関する内規（提出-規程集 14）を周知し意識の向上を図っている。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全については、学内に省エネルギーの為の節電協力掲示をしているほか、蛍光灯数の削減及び LED 照明への切り替え更新工事を順次進めている。空調に関しては、文京キャンパスの 2 号館、6 号館、7 号館に設置の空調設備を令和 5（2023）年 3 月までに最新の省エネに対応した個別空調設備に全て更新した。空調の使用にあたっては適正な設定温度を周知徹底するほか、事務室内設置の集中管理コントロールで確認しながら電力削減に努めている。併せて 5 月～9 月の間はクールビズ期間を設け、掲示をして教職員に周知している。ゴミの廃棄に関しては、廃棄物を適切に分別し廃棄処理を行っている。また、用紙のリサイクル使用やペーパーレス化を進め資源の減量に努めている。新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、本学は従前からインフルエンザ予防対策として、アルコールの設置や換気対策を実施しているが、新型コロナウイルスが拡がる中、本学は音楽短期大学という特性から、これまで基本的に面接授業での実施をしていることもあり、感染対策を十分に重ね、3 密（密閉、密集、密接）を避けることを周知徹底し、各フロアにアルコールの設置やビニール・アクリルパーテーションの設置、換気対策、マスク・フェイスシールドの配布、サーキュレーター、顔認証検温機等を設置し感染対策を行っている。以上のような感染対策により、これまで多くの感染者やクラスターが起こることなく大学運営を実施することが出来ている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

文京キャンパス 2 号館の耐震化について対応が遅れているため、学生、教職員の安心・安全確保が最優先課題となっている。耐震化には早急に対策を講じる必要があるが、財務面での資金確保が課題となっている。また、2 号館は増築校舎の 7 号館と接続していることもあり一体での耐震化を計画する必要がある。施設・設備では、建物に付随する水道、電気、消防等のインフラ設備の老朽化も進んでいるため、校舎の耐震化と並行して進める必要がある。校舎の耐震化までは数年かかる見込みのことから、日常点検を行い必要に応じて大規模修繕を行うなど維持管理に努めていく。

災害対策として、消防計画に基づき避難訓練の実施や災害備蓄食や防災備品を整備しているが、近年では自然災害も多く不測事態にも備えるため対策を強化するほか消防計画を見直しすることが課題となっている。

情報セキュリティについては、急速な ICT 化が進み授業展開としてのツールや業務効率、生産性の向上を図るため様々な IT 機器が活用されているが、ネットワークを使用したデジタル機器の増加やクラウド運用により、今後更にセキュリティに対する対策及び強化を図ることが課題となっている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

- 52. 無線 LAN 整備状況
- 53. コンピュータ教室等の図面

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

様々な音楽を学びの主体とする音楽短期大学として、特に重視する機材ならびに設備としてアコースティックピアノの設置はもちろんのこと、各種音楽演奏環境の整備充実を図っている。冷暖房と防音を完備したレッスン室や個人練習室を充実させ、各室にグランドピアノおよびアップライトピアノを目的に合わせて配備している。また電子オルガンの専攻学生に対しては、特別教室を設置し、最新バージョンの電子オルガンを多数完備し、演奏音源の高品質再生を可能とする高級音響機器の他、モニターを通して教員のパネルや鍵盤、手の動き等の演奏技術をリアルタイムで見ることができる研究環境を整備している。

また、ティンパニやマリimbaなどの大型の打楽器は専用の打楽器講義室に設置をしている他、大型楽器や特殊楽器については、演奏する楽曲に応じ、学生所有の楽器では対応できない時のために地域連携・演奏センターの管理のもと学生への貸し出しを行い、学修支援を図っている。

さらに演奏技術の向上ならびに学習成果発表のために、演奏実技試験や各種演奏会開催に必要な環境設備として、1階・2階を合わせて吹抜けとし天井を高くした本格設計のコンサートホールを設置し、スタインウェイ D 型フルコンサートグランドピアノ

ノを設置している。このホールの音響、照明等の機材操作は、事務職員があたっている。

多数設置しているピアノの維持管理については、常に微妙な管理を必要とすることから、全てのピアノに対して委託専門家による定期的な点検とメンテナンスを施している。

学生の楽器に対する適切な知識習得のために、ピアノを含めてクラシック音楽で使われる各種楽器類の専門的な知識習得を目的とした授業「楽器の特性と機能」を開講し、各楽器を専門とする教員、調律師等のメンテナンス専門家による講義を通して、様々な楽器の歴史と機能、メンテナンスについての知識を学ぶことができるようにしている。

情報技術の向上を目的とした授業では、「コンピュータ演習」を開講し、ICTに関する知識の習得と活用のほか、音楽を学ぶ学生にとってクリエイティブな思考を最大限広げられるツールの一つとして楽譜作成ソフト「Sibelius」を使用した音楽制作の授業内容も展開している。令和4(2022)年8月にPC教室(備付-53)のリプレースを行い、Windows11など最新の機器とソフトウェアに置き換えを完了した。

教職員に対しては、学務システムのマニュアルに基づく操作説明のほか、中堅・若手SD研修会においてGoogleの活用について意見交換やグループワークを行っている

多数保有するピアノについて、その使用年限ならびに演奏学生数の変化に応じ、その新規調達計画を、学園全体の実情に配慮しながら各年度の予算策定で最終的に理事長が決定をしている。

学内のIT・AV等のインフラについては、教室で音楽演奏等メディアの再生視聴が出来る映像機器ならびに音響機器を設置し、また講義等で使用する移動設置可能な音響機材も常備しており、教務担当職員の管理のもと必要に応じて学内貸し出しを行い、学生支援を図っている。また、学生が音楽の自習や学習のフォローをする施設としてCDやDVDなどの音楽演奏メディアを個人視聴出来るオーディオ視聴覚を備えた図書館を設置している。

図書館では学内蔵書検索システムとしてLIMEDIOが導入されており、OPACオンラインシステムで図書館利用者が専用端末で自由に蔵書検索できる他、インターネット接続が出来るPC端末も別途配備され図書館利用者の利便性を高めている。

学生が学内で無線LANを使用出来るIT環境インフラを構築し、パスワード入力によってIT機器から高速インターネットへの接続を可能とし、利便性を高めている。また、ICT教育環境の整備・充実を図るため、文京キャンパスでは、インターネット接続が可能な教室を増設し、令和2(2020)年度には、ICT教育環境のさらなる整備と充実を図るため、無線LANを敷設し、Wi-Fiエリアを拡張した。これにより2号館及び7号館の全フロアに無線LANを含むインターネット環境を整備した(備付-52)。

教職員が講義・説明会等で使用するIT機器について、必要に応じてMac及びWindowsノートPCやポータブルプロジェクター機材の貸し出しを事務局の教務担当から随時できるようにしている。

学生の就職支援を行うキャリア支援センターにはPC端末を設置し、学生への情報

提供、説明会開催案内のサポートのほか、オンライン対応が可能な面接指導や履歴書添削を行うなど、学生の就職活動等へのキャリア支援の利便性を高めている。

学務事務業務の ICT インフラでは、学内システムとしてセキュリティ確保のためインターネットと切り離れた学内 LAN を構築し、担当業務に応じて学内 LAN 用 PC 端末とインターネット用 PC 端末をそれぞれ独立して設置している。また、業務改善のため、令和 2（2020）年に学務システムソフトウェアのバージョン及びクライアント端末・サーバー機器をリプレイスし、新たな機能や法令に対応した最新のシステムを構築している。

コンピュータ教室等の特別教室については、前述のように最新の OS、ソフトウェアを備えた PC 教室を有し、図書館には音楽短期大学にふさわしい視聴覚設備を整えている。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

音楽短期大学は一般大学と比べて多人数の講義が少ない一方、学生全員が受講する音楽実技レッスンでマンツーマン授業を必須とする状況のなか、学内に多数のアコースティックピアノや音響機器を備える必要がある。その維持管理には相当の注意が払われているが、使用状況および気象条件等により、全ての楽器に対して常に理想的な状態を保つことは難しいのが実情である。

アコースティックピアノにとって維持管理は特に重要であるが、そのためには高い専門性が要求される。現状は、楽器のコンディションに対して実技試験ならびに演奏会等への個別の対応を行っているが、常時良好なコンディションを保つには課題が多い。

この課題への対応として、現在も専門知識を持つ教員と調律師等のメンテナンス専門家との会話を随時持ちながら、現状に対する意見交換と精査を行っているが、その機会をさらに深め、楽器のコンディションの不安定原因の推定とその対処方法について検討していく。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

16. 「計算書類等の概要（過去3年間）」  
「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」 [書式1]  
「事業活動収支計算書の概要」 [書式2]  
「貸借対照表の概要（学校法人全体）」 [書式3]  
「財務状況調べ」 [書式4]
17. 資金収支計算書・資金収支内訳表（過去3年間）
18. 活動区分資金収支計算書（過去3年間）
19. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（過去3年間）
20. 貸借対照表（過去3年間）
21. 令和4年度事業報告書
22. ウェブサイト「事業計画・事業報告書・財務情報・監査報告」
23. 令和5年度事業計画書
24. 令和5年度資金収支予算書・事業活動収支予算書

提出資料-規程集

33. 学校法人三室戸学園 経理規程
35. 学校法人三室戸学園 資金運用細則
36. 学校法人三室戸学園 固定資産管理細則

備付資料

54. 寄付金の募集通知
55. 計算書類及び財産目録 [令和2(2020)～令和4(2022)年度]
56. ウェブサイト「教育情報」
57. 東邦音楽短期大学経営改善計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

- ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

#### <区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

本法人では、以下に示す通り、計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

資金収支及び事業活動収支は、過去3年間いずれも支出超過となっている。事業活動収支の支出超過は、以下の要因と考えている。

本法人は、収入の多くが学生生徒からの納付金及び国・自治体からの補助金であり、学生・生徒数の増減が収入の増減に大きく影響している。本学については平成31（2019）年度以降入学者数及び在籍者数が減少に転じ、入学定員充足率、収容定員充足率ともに定員割れの状態が続く、また、併設している東邦音楽大学と附属中学校、高等学校（2校）も定員割れの状態が続いていて、それに伴い収入も減収している。

本学の財政と学校法人全体の財政の関係については、部門別資金収支内訳表及び部門別事業活動収支内訳表を作成し把握している。

貸借対照表では、資産の部、純資産の部ともに残高が減少しているが、流動比率（流動資産/流動負債）が高水準、総負債比率と負債比率は低水準の状態を維持している。令和3（2021）年度に有価証券の償還を行い、また、令和4（2022）年度には土地の売却を行った。これらにより短期的な支払い能力を示す繰越支払資金は12～13億円前後で推移しているが、今後、中長期的に安定的に経営を行うためには、入学者を確保することにより毎年度の収支バランスを保つ必要があると認識している。

このような状況を踏まえて、中期計画及び年度計画を着実に実施するため、教授会や新年度会（毎年4月初旬に全ての教職員が参加し、理事長が年度計画を説明）において、本学園の状況を共有し、その改善に努めている。

退職給与引当金は、毎年度目的どおりに引き当てている。

資産運用については、「学校法人三室戸学園資金運用細則」（提出-規程集 35）に



基づき運用しており、迅速性を確保しつつ理事会への承認手続きを適切に進めていくこととしている。

令和3（2021）年度の教育研究経費比率は、帰属収入の40.3%を超えている。

教育研究用の施設設備及び図書等については、管理部署の予算要望を踏まえ、適切に資金配分を行っている。

会計監査の体制は、私立学校法第37条第3項及び学校法人三室戸学園寄附行為第14条に基づく監事による会計監査、私立学校振興助成法第14条に基づく会計監査人による監査により整備されており、会計監査人による監査は、監事と相互にコミュニケーションをとって協力し、期中から期末まで通年的に行われることにより適切に実施されている。

寄付金の募集については、振込による募集を行っており、新入生については入学後に寄付金募集趣意書を配付することにより適正に行っている。また、募金趣意書に寄付金は任意のものであることを明記している（備付-54）。

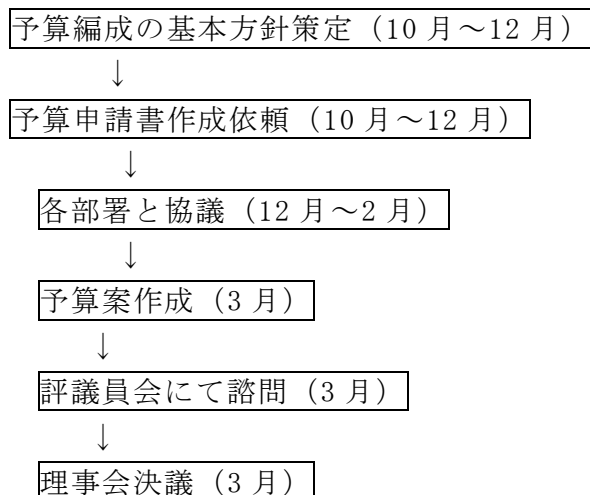
なお、現在本法人では学校債は発行していない。

本学では平成30（2018）年度までは収容定員充足率100%を満たしていたが、平成31（2019）年度以降は入学定員および収容定員を大幅に割り込む状況となっている。そのため、定員充足率を回復することを最優先課題と位置付け、令和5（2023）年度より入学定員を50人から20人に変更し、定員減を含む経営改善計画を策定し改善に取り組んでいる。

財務体質の改善については、文部科学省学校法人運営調査委員会から令和4（2022）年12月に指導・助言を受けており、理事長のリーダーシップの下、教職員全員が高い意識を持って、その改善に取り組んでいる。

本法人では財的資源を以下の通り毎年度適切に管理している。中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画（提出-23）と予算に関しては、予算編成の基本方針策定後、各部署に予算申請書の作成を依頼し、各部署との協議等を経て予算案を作成している。その後、予算案について評議員会に諮り、理事会の議を経て決定している。

#### 【予算編成スケジュール】



予算成立後、速やかに経理本部から各部署に予算の示達を行っている。

予算の執行管理については、部署業務ごとに予算実績管理を行っており、各部署に対しても定期的に予算実績資料を配布して予算執行が適切に行われるように管理している。

日常的な出納業務については、「学校法人三室戸学園経理規程」（提出-規程集 33）に基づき適切に処理しており、日計表により理事長に報告している。

計算書類、財産目録等は、本学園の経営状況及び財政状態を適正に表示している。

また、資産及び資金の管理と運用については、経理システム、資産管理システムにより記録されており、「学校法人三室戸学園固定資産管理細則」（提出-規程集 36）、「学校法人三室戸学園資金運用細則」（提出-規程集 35）に基づき安全かつ適正に管理している。

経理担当者は、常に自己研鑽に努め、学校法人会計に関する知識のスキルアップを図るとともに、会計処理の不明な点等については適宜監査法人に質問して解消し適正な会計処理を行っている。その結果、計算書類等は学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。

経理規程に基づき、月次合計残高試算表を作成しており、理事長の求めに応じて、適時、報告している。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

**<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>**

日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分資料に基づき、本法人の財務状況は、教育活動資金収支差額が2か年以上赤字の状態が続いている。しかしながら、外部負債と運用資産との比較では本法人は負債が殆どなく、耐久年数は10年未満であるためC2（イエローゾーン）に位置している。

本学の将来像は、平成19（2007）年度に入学定員を70名から50名に変更、平成24（2012）年度に学生確保と経営の安定化を目指し、カリキュラムの大幅な見直し、コースの統廃合、学費の減額改訂等改革を行った。平成27（2015）年～平成30（2018）年までは収容定員充足率が100%まで上昇回復し安定的な定員確保を推移した。しかしながら、18歳人口の減少や短期大学への進学率低下など様々な要因により影響を受け、これにより、平成31（2019）年度入学者19名、令和2（2020）年度入学者は22名と減少した。さらに令和3（2021）年度は、収容定員100名（入学定員50名）に対し、在籍者34名まで落ち込み収容定員充足率が50%を下回ることとなった。令和4（2022）年度は、前年同様の入学者推移の13名と低迷し、収容定員充足率27%となっている。しかしながら、仮に短期大学を学生募集停止としても、本学園においては短期大学の教職員のほとんどが、大学、大学院、附属中学校・高等学校、東邦音楽学校等と兼務しており、施設・設備についても共用しているため、学園としての固定的な人件費・諸経費はほとんど変わらない。本学園における一貫教育を担う短期大学の募集停止は、むしろ学園経営に深刻なマイナスの影響を及ぼすことが危惧されることなどを熟慮した結果、短期大学の存続発展を図ることとした。そのため、今後の安定的な財政基盤の構築と、より充実した教育提供を目指し、東邦音楽短期大学の充足率を回復することを最優先課題と位置づけ、全国の短期大学の入学者推移、近隣の音楽系短期大学の状況、入学定員50名未満の小規模校の状況を調査分析し、その後学内での検討を重ねた結果、令和5（2023）年度から入学定員を50名から20名にすることとし、令和5（2023）年2月に東邦音楽短期大学経営改善計画（備付-58）を策定した。

本学の強み・弱みなど客観的な環境分析については、短期大学のほか、学校法人三室戸学園の法人内に大学（音楽学部）、大学院（修士課程）、附属中学校（音楽）、附属高等学校（音楽科）、附属第二高等学校（音楽科）を設置しているほか、大学アドバンスコースや総合芸術研究所、エクステンションセンター、東邦音楽学校等を併設している。これら本学園内の音楽教育を基とする他には類のない組織となっていることが強みであり連携を強化し、学園が一丸となり学生確保に努めている。昨今の大学を取り巻く環境の変化に伴い、18歳人口が平成30（2018）年から下降に転じ、令和4（2022）年度は110万人まで減少しているとともに短期大学への進学率も低迷が続き、学生確保競争が激化している。また、社会情勢の変化や学生のニーズが多様化し、それらのニーズに対応するため本学も様々な取り組みや点検を行っている。このための取り組みとして、卒業生の人物像の明確化、WebやSNSを活用した情報発信の強化、外部組織との連携による地域貢献や社会貢献の実施をとおして、東邦音楽短期大学のブランド力向上に努めている。

東邦音楽短期大学

○東邦音楽短期大学の入学者数

	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
声楽専攻	3	6	2	2	3
器楽専攻ピアノコース	1	4	2	2	3
器楽専攻ピアノ指導者コース	2	1	3	1	2
器楽専攻管弦打楽器コース	3	3	2	3	2
器楽専攻電子オルガンコース	3	2	1	0	0
コンポーザングアーティスト専攻	2	-	-	-	-
シンガーソングライター・アーティスト専攻	-	5	1	1	3
音楽教養専攻	5	1	2	4	1
計	19	22	13	13	14
(内、社会人入学者)	(0)	(4)	(5)	(7)	(5)

学生募集対策と学納金計画については、他の音楽短期大学や芸術系学校の状況や受験生の動向を調査、分析をするほか、社会のニーズや時代の変化に対応するため、社会人学生の入学促進や外国人留学生の受け入れを強化している。また、文部科学省の短期大学志願者推移、総務省の人口統計、日本私立学校振興・共済事業団の教育情報集計を活用するなど、入試広報企画センターが中心となり学生募集対策を行っている。

学納金計画については、毎年、社会の状況や他大学の動向なども勘案し、様々な事柄を含め検討を重ね理事会において決定している。

人事計画については、専任教員数は短期大学設置基準の要件を満たしており、非常勤講師や任期付教職員制度を積極的に活用し、教育の質を維持した上で、人件費の抑制に努めている。

施設計画については、老朽化等を勘案し、川越・文京両キャンパスの整備を行っている。

外部資金の獲得については、本学の収入は、学生生徒納付金が60%～70%を超えて占めており、学生数の増減が収入に大きく影響している。本学のステークホルダーに対して、教育の充実を目的とした寄付を呼びかけるほか、科研費などの競争的資金の採択に向けた研究支援活動を行い、外部資金の獲得の強化に努めている。(備付-54)

本学は、専攻毎に適切な教員配置を行っており、必要な経費についても毎年度理事会に諮った上で適切に配分している。

経営情報については、事業報告及び財務情報を教職員掲示板に設置するとともに学園ウェブサイトで公開している。併せて教職員に対して経営状況の危機意識の共有を図っている。

### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学は、令和 5（2023）年度から入学定員を 50 名から 20 名に縮小したが、令和 5（2023）年度の入学者は 14 名（定員充足率 70%）にとどまり、定員を満たすに至らなかった。また、併設の東邦音楽大学の令和 5（2023）年度入学者は 67 名（定員充足率 67%）で、学園全体でも定員確保に苦戦しているのが実情である。学園の財政を支えている学生生徒納付金収入が十分確保できていない。

支出面では、人件費が大きなウェイトを占めているが、音楽教育が主であるという特徴から個別指導・少人数指導が多いため、幅広く多様な指導者を確保する必要があり、安易な削減（人員減）は教育の質の低下に繋がりがねず、「教育の質保証」という命題に逆行することになる。

学園全体では、資金収支差額、事業活動収支差額がともにマイナスという状態が続いているが、無借金経営を続けていて流動比率（流動資産/流動負債）は高いという特徴がある。短期的な支払い能力を示す繰越支払資金は、ここ数年、12～13 億円前後を推移しているが、今後十分注意を払っていく必要がある。なお、令和 4（2022）年度に利用頻度が低く収益性の低い本学園の資産について検証し、文京区の土地の一部を売却した。

本学園の第一の課題は、学生の確保であり、学生数に見合った教育体制の再構築による財政の健全化である。また、本学の立地が都心の一等地であるという地の利を活かした経営戦略についても、今後、真剣に検討すべきであると認識している。

### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし

### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学の様々な課題に対して、理事会、教授会、教育改革推進会議を中心に検討を進め、教育目標達成及び経営基盤の安定化に向けて改善を図っている。

教学に関しては、3 つのポリシーを平成 29（2017）年、令和 2（2020）年に点検・見直しを行い、学生・教員オリエンテーションで周知しているほか Web サイトに公表している。また、平成 29（2017）年に音楽科のコース・専攻の改編も行い、ピアノレスナーコースをピアノ指導者コースに、コンポーザングアーティスト専攻をシンガーソングライター・アーティスト専攻に変更するなど社会事情や時代に即した対応も行っている。

入試改革については、音楽系特別指定校入試や附属校特待生特別枠など入試制度を拡充するほか、奨学金制度を見直すなど、多様な人材を受け入れる体制を強化した。

私立大学等改革総合支援事業は、平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度まで 4 年間タイプ 1 に採択されていたが、近年の申請要件の厳格化に伴い、毎年申請は続けているものの採択には至っていない。今後も本学では継続して積極的に取り組みを行い申請していくこととしている。

教員組織では、学長を補佐する体制として平成 30（2018）年 4 月から新たに副学長の役職を設け学長のリーダーシップが更に発揮できるよう教学運営体制を強化した。

事務組織については、業務の効率化や責任体制を明確化するため、事務組織及び事務分掌規程を一部見直ししたほか、理事長をサポートする事務組織として、理事長・学長室を設置した。また、外国人留学生の受け入れを強化するため平成 30（2018）年に留学生センターを設置し留学生への支援体制を整備した。

#### **(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

理事長のリーダーシップの下、中期計画及び年度計画を着実に実施するため、教授会や新年度会（毎年 4 月初旬に全教職員が参加し、理事長が年度計画を説明）において、本学園の状況を共有し、入試広報企画センターを中心に学生の確保に全力をあげ、また、人件費を含む経費の削減に取り組み、教育の質を維持しつつ各年度の収支改善計画を実施、検証して確実に収支バランスを図るように努める。

なお、中期財務計画（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）について、確実に実行できるよう努力する。

それぞれの区分で示した課題については、学園全体の状況に鑑み、理事会、教授会、関係各委員会、各専門部会等の論議を踏まえて改善を図っていく。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## ＜根拠資料＞

## 提出資料

21. 事業報告書
22. ウェブサイト「事業計画・事業報告書・財務情報・監査報告」
25. 学校法人三室戸学園 寄附行為
26. ウェブサイト「教育情報」
27. 理事会決議録[令和 2（2020）年度～令和 4（2022）年度]

## 提出資料-規程集

## 備付資料

1. 三室戸学園 50 年のあゆみ
22. 第 4 期中期計画 [令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度]
58. 理事長の履歴書（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）
59. 学校法人実態調査表[令和 2（2020）年度～令和 4（2022）年度]
60. 中期財務計画 [令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度]
63. 監査報告書

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

## ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学

識及び識見を有している。

- ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### <区分 基準IV-A-1の現状>

学校法人三室戸学園は、昭和9（1934）年11月、三室戸敬光が東京高等音楽学院の学院長に在職中に、私財を投じて東京都文京区に同学院大塚分教場を開設し、これを昭和13（1938）年2月に三室戸為光が分離独立の上継承し、学校名を「東邦音楽学校」と改称したときに始まる。その後、学校の発展充実に併せ、昭和26（1951）年2月にこれまでの財団法人を学校法人に組織変更するとともに、同年4月東邦音楽短期大学を開設した（備付-1）。

本学は、創設以来「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」という建学の精神の下に、「音楽に関する理論及び実技を授け、文化国家の形成者としてふさわしい教養としての音楽を身に付けた文化人、及び有能なる音楽家並びに音楽指導者を育成し、以って我国文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。」という使命・目的をもって教育を行っている。

現理事長は、昭和58（1983）年に就任し、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、本学園の発展に寄与している。平成5（1993）年には東邦音楽大学・東邦音楽短期大学の学長を兼務し、この間、オーストリアのウィーン市に日本の音楽大学として初めて海外研修所「東邦ウィーンアカデミー（TOHOウィーンキャンパス）」を開設した。また、平成15（2003）年に川越キャンパスに620名収容の音楽ホール「東邦音楽大学グランツザール」を竣工するなど建学の精神に則った管理運営・教育環境の充実に取り組み、本学園の発展に大きく貢献している。これらの貢献は、理事長が学長を兼務していることにより、管理運営の立場と教学側の考えの両方を理解し、リーダーシップを発揮できる体制が整っていることによるものである。

理事長は、学校法人を代表し、理事会、評議員会を開催するほか、毎年4月初旬に全教職員を対象に「新年度会・教員オリエンテーション」を開催し、当該年度の教育方針や管理運営方針を説明し、その周知徹底を図っている。また、オリエンテーションのほか、FD研修やSD研修などの機会において、受講者に対し本学の建学の精神に基づいた人材育成の重要性を説明している。本学園は、学校規模から、理事長と教職員との距離感が極めて近く、理事長の学園運営方針は全教職員に伝わっている。

本学園は、令和10（2028）年度に学園創立90周年を迎えることから、「TOHO VISION 90」として、「小規模ながら確固たる個性と存在感があり、未来に向かって新しい価値を創造する学園」を実現すべき姿として掲げ、その実現のために、年度ごとの計画とともに、アクションプランとしてより実効性のある具体的な行動計画を作成し、理事長のリーダーシップの下、全学を上げて実現を目指している（備付-22、60）。

このように、理事長は、寄附行為第11条（提出-25）に定める「この法人を代表し、その業務を総理する。」任務を果たしている。

理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、監事の監査を受け理事会の議を経て決



東邦音楽短期大学

算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を聞いている。

理事会は、寄附行為第 15 条の規定により、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を招集し、議長を務め、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。令和 4（2022）年度の理事会の開催状況は、次のとおりである（提出-27）。

○令和 4（2022）年度 理事会開催状況

開催日	議案	理事定数	出席者数
令和 4（2022）年 5 月 25 日	(1) 令和 3 年度事業報告について (2) 令和 3 年度決算報告について (3) 令和 4 年度教職員人事について (4) 東邦音楽短期大学の収容定員の変更に係る学則の一部改正について	6	6
令和 4（2022）年 5 月 25 日	(1) 令和 3 年度事業報告について (2) 令和 3 年度決算報告について	6	6
令和 4（2022）年 11 月 9 日	(1) 学校法人運営調査委員による調査の実施について (2) 令和 5 年度短期大学機関別認証評価の受審について (3) 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書（令和 3 年度実施事業）について (4) 令和 3 年度～令和 7 年度における中期財務計画について (5) 公益通報者保護法の一部改正に伴う本学の対応について (6) 令和 4 年度教職員人事について (7) 学校法人三室戸学園評議員の退任について (8) 令和 5 年度東邦音楽大学の学費について (9) 令和 5 年度東邦音楽大学大学院の学費について (10) 令和 5 年度東邦音楽短期大学の学費について (11) 令和 5 年度東邦音楽大学附属東邦中学校の学費について (12) 令和 5 年度東邦音楽大学附属東邦高等学校の学費について (13) 令和 5 年度東邦音楽大学附属東邦第二高等学校の学費について (14) 諸報告	6	6
令和 4（2022）年 12 月 21 日	(1) 文京区大塚二丁目の土地（借地権付き）売却について (2) 諸報告	6	6

東邦音楽短期大学

令和5（2023）年 1月6日	(1) 文京区大塚二丁目の土地（借地権付き）売却 について (2) 諸報告	6	6
令和5（2023）年 2月22日	(1) 学校法人三室戸学園理事の選任について (2) 学校法人三室戸学園監事の選任について (3) 東邦音楽大学大学院研究科長の任期満了に伴 う選任について (4) 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学図書館長の 任期満了に伴う選任について (5) 東邦音楽大学附属東邦中学校・高等学校・東 邦音楽学校校長の任期満了に伴う選任につい て (6) 東邦音楽大学附属東邦第二高等学校校長の任 期満了に伴う選任について (7) 令和5年度教職員の人事について (8) 東邦音楽短期大学の収容定員変更に伴う経営 改善計画について (9) 令和5年度役員賠償責任保険の契約について (10) 諸報告	6	6
令和5（2023）年 3月23日	(1) 東邦音楽大学大学院学則の一部改正につい て (2) 東邦音楽大学学則の一部改正について (3) 東邦音楽短期大学学則の一部改正について (4) 令和4年度補正予算について (5) 令和5年度予算について (6) 令和4年度資金運用実績について (7) 令和5年度資金運用方針について (8) 令和5年度事業計画について (9) 令和5年度理事会開催計画について (10) 令和5年度教職員人事について (11) 学校法人三室戸学園評議員の退任及び選任 について (12) 学校法人三室戸学園理事の退任及び選任に ついて (13) 学校法人三室戸学園監事の選任について (14) 令和4年度退職者に係る退職金について (15) 学校法人三室戸学園役員報酬基準規程の一 部改正について (16) 令和5年度三室戸学園役員報酬について (17) 学校法人三室戸学園給与規程の一部改正に ついて (18) 学校法人三室戸学園非常勤講師就業規程の 策定について (19) 諸報告	6	6

認証評価の受審に際しては、受審に関する事項（受審時期等）や自己点検報告書については、理事会が最終的に確認し、その責任を負っている。

本法人は、私立学校法の規定に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書（提出-21、備付-63）を事務所に備え、希望者にはこれを閲覧できるようにしている。また、これらの資料を本法人ウェブサイト（提出-22）に掲載し、公開している。

理事会は、本学の発展のため、開催の都度、本法人を取巻く社会情勢（特に教育に関する環境の変化等）について意見交換を行い、学内外の情報収集に務め、情報共有をしている。

理事会は、理事長及び理事全員が短期大学の運営に関する法的な責任を認識し、理事会運営にあたっている。

学校法人及び本学の管理運営に必要な規程は、「学校法人三室戸学園規程集」（提出-規程集）として整備している。

理事は、建学の精神をよく理解し、法人の健全な経営についても高い学識及び識見を有している。

理事は、私立学校法第 38 条及び寄附行為第 6 条の規定に基づき（1）学長、（2）評議員のうちから理事会において選任した者 2～3 名、（3）学園功労者・学識経験者のうち理事会において選任した者 2～3 名で構成されている。

また、寄附行為第 10 条 2（4）の規定により、役員が学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったときは退任することを定めている。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、学校法人の運営全般に責任を負っており、その重責を果たしてきた。約 40 年間の在職中、学園運営に大きく貢献してきたといえる。しかしながらここ 20 年間余りは、日本経済の低迷、家計収入の伸び悩み、18 才人口の減少、大学進学者の志向・価値観の多様化など、学園を取り巻く環境は大きく変動していて、定員の未充足、事業活動収支差額マイナスという状況が常態化している。今後は、これらの変化に柔軟に対応した有効な手立てを講じていくことが課題である。

また、理事会も短期大学を含め学校法人全般の運営に関する法的な責任があることを認識して意思決定機関としての一定の役割を果たしているが、18 才人口の減少期における学生の確保や学校経営改革に、理事長と一体となって取り組んでいくことが必要である。

今後は、学長を兼務する理事長の負担軽減のため、理事長と理事との協力体制を強化するほか、令和 5 年 5 月に公布された改正私立学校法の趣旨を踏まえつつ、理事会構成者の若返りや外部人材の積極的な活用による理事会の一層の活性化が課題である。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

6. 東邦音楽短期大学教育方針  
- ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー
28. 教授会議事録[令和2(2020)年度～令和4(2022)年度]

提出資料-規程集

6. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 組織規程
21. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 学長選任規程
45. 東邦音楽短期大学 委員会規程
58. 東邦音楽短期大学 主任教授会規程
59. 東邦音楽短期大学 教授会規程
60. 東邦音楽短期大学 専門部会規程
72. 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学 学生懲戒規程

備付資料

41. 教員個人調書[様式21] (過去5年間)
42. 教育研究業績書[様式22] (過去5年間)
61. 学長の個人調書(令和5(2023)年5月1日現在)
62. 委員会等の議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、本学における教学運営の最高責任者として、リーダーシップとガバナンスの役割を果たしており、その権限と責任において、教授会の意見を聴いて最終的な判断を行っている。

学長は、本学学長選任規程に基づき「学園の設置理念に基づいた当該大学を代表するにふさわしい者」、「教育行政・学校経営に関して優れた識見と豊かな経験を有する者」、「健康で学長職務を遂行できる者」として、適正な手続きの下、理事会により選任されている（提出-規程集 21）。

学長は、平成 5（1993）年の就任時から東邦音楽大学の学長も兼務しており、大学との教育連携を密にし、建学の精神に基づく教育研究の先頭に立って、短期大学の教育の質の向上・充実に努めている。

学長は、本学学生懲戒規程に基づき、学生が本学の規則に違反し、学生の本文に反する行為をした場合に懲戒を行う（提出-規程集 72）。

学長は、本学組織規程に基づき、校務をつかさどり、所属職員を統督している（提出-規程集 6）。

学長は、前述の通り本学学長選任規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、教授会を学則の定めに基づいて開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。学長が決定を行うに当たり教授会の意見を聴く事項については次のとおり学則に定めており、教授会に周知している。

学則第 40 条の 2

- (1) 学生の入学、卒業及び修了
  - (2) 単位の認定及び学位の授与
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 「(3) として次の事項を学長裁定で定めた。」
- 一 教育課程の編成に関すること
  - 二 教員の教育研究業績の審査
  - 三 学生の懲戒処分及びその他の不利益処分に関すること
  - 四 その他学長が教授会の意見を聴くことが必要と判断したもの

学長は、学則の定めに基づき、学生の入学、卒業及び修了、学位の授与及び、教育研究に関する重要事項で、教授会意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、教授会の意見を聴取した上で決定している。

学長は、規程の定めにより、原則として月 1 回教授会を招集し、議長となり、その運営に当たっている。なお、本学は、教授会規程により、東邦音楽大学と合同で教授会を開催できる（教授会規程第 4 条第 5 項）こととなっており、教育研究の連携を図ることから、大学と合同で教授会を開催している（提出-規程集 59）。

令和 4（2022）年度の教授会の開催状況は、次のとおりである（提出-28）。

○令和 4（2022）年度 教授会開催状況

開催日	議事
令和 4（2022）年 4 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和 4 年度入学者選抜の結果及び令和 5 年度入学者目標について</li> <li>(2) 令和 5 年度 入学者選抜 指定校一覧</li> <li>(3) 令和 4 年度 ヒューマンコミュニケーション対象行事一覧</li> <li>(4) 令和 4 年度 履修系統図 カリキュラムマップ、カリキュラムツリー</li> <li>(5) 令和 4 年度 演奏会一覧</li> <li>(6) 卒業生アンケートについて</li> <li>(7) 令和 3 年度卒業生進路状況</li> <li>(8) 学生の異動</li> <li>(9) 令和 4 年度学生役員</li> <li>(10) 学園案内について</li> <li>(11) 学生募集対策について</li> </ul>
令和 4（2022）年 5 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 東邦音楽短期大学 令和 4 年度社会人入学単位認定、科目等履修生</li> <li>(2) 科目別受講者数一覧</li> <li>(3) 教員人事</li> <li>(4) 令和 4 年度 大学院 大学 短期大学 教員一覧</li> <li>(5) 学生支援〈アパート等の入居に要する経費に対する</li> </ul>

東邦音楽短期大学

	<p>補助)</p> <p>(6) 令和4年度ベストティーチャー賞実施について</p> <p>(7) 令和4年度学生募集イベントスケジュール</p> <p>(8) 東邦スタンダード 評価基準 (ループリック)</p> <p>(9) 令和4年度トライアルコンサートオーディション結果</p> <p>(10) 入学定員の変更について</p> <p>(11) その他 連絡事項</p>
令和4(2022)年 6月15日	<p>(1) オフィスアワー覧</p> <p>(2) 令和4年度ヒューマンコミュニケーションポイント対象 行事一覧</p> <p>(3) 令和5年度中国人留学生現地入試について</p> <p>(4) 東邦ピアノセミナーについて</p> <p>(5) 第19回日本管弦打楽器ソロ・コンテストについて</p>
令和4(2022)年 7月20日	<p>(1) 令和4年度奨学金及び 私費外国人留学生学費減免申請に ついて</p> <p>(2) 令和4年度 大学・短期大学ベストティーチャー賞 選 考について</p> <p>(3) 令和4年度 FD. SD 研修計画について</p> <p>(4) 令和4年度ヒューマンコミュニケーションポイント対象 行事一覧</p> <p>(5) 東邦ミュージックフェスティバルについて</p> <p>(6) 演奏演習(演奏旅行)、ウイーンアカデミー研修実施に ついて</p> <p>(7) 令和5年度入学 学生募集 イベント参加状況</p> <p>(8) 指定校 追加について</p> <p>(9) 一般社団法人 大学・短期大学基準協会 令和5年度短 期大学認証評価申込について</p> <p>(10) 埼玉東上地域大学教育プラットフォームとの包括協定 締結 式について</p> <p>(11) 中国現地入試 スケジュール確認</p> <p>(12) その他連絡事項</p>
令和4(2022)年 9月14日	<p>(1) 中国現地入試(オンライン)合否判定</p> <p>(2) 令和5年度入学者 内部進学 志願者状況</p> <p>(3) 令和4年度東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学 教育改 革推進プログラム学内公募について</p> <p>(4) 令和4年度 後期オリエンテーション 報告</p> <p>(5) 学生の異動</p> <p>(6) その他 連絡事項</p>
令和4(2022)年 10月19日	<p>(1) 令和5年度入学者選抜について</p> <p>(2) ヒューマンコミュニケーションポイント対象行事一覧</p> <p>(3) 令和4年度 ウイーン研修について</p> <p>(4) 東邦ミュージックフェスティバル 実施状況</p> <p>(5) 第19回日本管弦打楽器ソロ・コンテスト予選申込み状況</p> <p>(6) スキルアップ講習会、基礎力診断参加状況</p>
令和4(2022)年	<p>(1) 令和5年度入学者選抜について</p>

東邦音楽短期大学

10月30日	
令和4(2022)年 11月16日	(1) 令和5年度入学者選抜について (2) 令和5年度 学費 (3) インターンシップ体験発表会について (4) その他 連絡事項
令和4(2022)年 11月20日	(1) 令和5年度入学者選抜について
令和4(2022)年 12月11日	(1) 令和5年度入学者選抜について
令和5(2023)年 1月18日	(1) 学生募集活動 学生募集状況 報告 (2) 令和5年度レッスン配属決定スケジュールについて (3) 副科実技の取り扱いについて(ご確認) (4) 令和5年度 学年暦 (5) その他連絡事項
令和5(2023)年 1月22日	(1) 令和5年度入学者選抜について
令和5(2023)年 2月1日	(1) 令和5年度入学者選抜について
令和4(2023)年 2月15日	(1) 令和4年度 卒業判定 (2) 令和4年度 代表者選考 (3) 転専攻希望学生 (4) 人 事 (5) その他連絡事項
令和4(2023)年 2月19日	(1) 令和5年度入学者選抜について
令和5(2023)年 3月5日	(1) 令和5年度東邦音楽短期大学転専攻試験について (2) 令和5年度東邦スタンダードクラス担任
令和5(2023)年 3月19日	(1) 令和5年度入学者選抜について (2) その他連絡事項

教授会の議事録は、毎回作成している。

学長は、教授会の運営をより円滑に進めるとともに教員との意思疎通を図るため、教授会の開催に先立ち、主任教授会を開催している。

主任教授会は、(1)学長、(2)図書館長、(3)教務部長、(4)学生部長、(5)各専門部会主任教授、(6)事務本部長、(7)学長が必要と認めた者で構成され、教授会の議題のほか教育研究上必要な事項について、学長の諮問事項を審議している。

また、学長は、原則月1回月例主任会(主任教授会と同じ構成)を開催し、本学の諸課題など幅広く意見交換を行っている。

教授会規程(提出-規程集 59)及び専門部会規程(提出-規程集 60)により、教授会の下部組織として専門部会を置いている。専門部会は、声楽部会、ピアノ部会、管



東邦音楽短期大学

弦打楽器部会、一般楽理部会の4部会があり、部会毎に定期的に部会を開催し、部会を構成する分野における教育研究に関する審議し、本学の教育、研究の充実を図っている。

また、本学には、委員会規程により、以下の会議体及び委員会を設置している。

○令和4(2022)年4月1日現在の委員会

委員会名	主 な 審 議 事 項
教育改革推進会議 (委員長：学長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建学の精神に基づく大学等の教育方針について</li> <li>・教育課程の編成方針について</li> <li>・教学に関する学内組織の在り方について</li> </ul>
教務委員会 (委員長：教授)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の履修及び教務全般に関する業務</li> <li>・ヒューマンコミュニケーションの認定審査に関する業務</li> </ul>
学生委員会 (委員長：教授)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生生活全般に関する業務</li> </ul>
入学試験委員会 (委員長：教授)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験委員会規程に関する業務</li> </ul>
FD委員会 (委員長：学長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業内容、授業方法の改善向上に関すること</li> <li>・授業評価の実施と検証に関すること</li> <li>・教員の授業改善に関すること</li> </ul>
教学IR推進委員会 (委員長：学長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業内容に関する授業改善のための学生アンケートの調査及び分析</li> <li>・学生の学習行動に関する学習時間の調査及び分析</li> </ul>
研究推進・倫理委員会 (委員長：副学長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学における研究活動の推進</li> <li>・研究活動における倫理的事項</li> </ul>
講習会委員会 (委員長：准教授)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー、オープンキャンパスに関する業務</li> <li>・入試広報企画センターとの連携業務</li> </ul>
キャリア支援委員会 (委員長：教授)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア支援全般に関する業務</li> <li>・キャリア支援センターとの連携業務</li> </ul>
図書委員会 (委員長：教授)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館全般に関する業務</li> <li>・紀要等の編集、発行に関する業務</li> </ul>
総合型選抜委員会 (委員長：教務部長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型選抜規程に定める業務</li> </ul>
自己点検・自己評価 特別検討委員会 (委員長：学長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検評価・報告書の作成に関する業務</li> <li>・認証評価全般に関する業務</li> </ul>
東邦ウィーンアカデミー委員会 (委員長：学長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィーンアカデミーに関する事項</li> </ul>
防火防災対策委員会 (委員長：理事長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の消防計画に基づく防災訓練等の実施</li> <li>・防災全般に関わる対策</li> </ul>

以上の委員会は、東邦音楽大学との合同開催として行っている。また、委員会構成員が複数の委員会に所属することから、教授会において、その運営審議を行う場合がある。

このように、学長のリーダーシップの下、教職員が一体となって、教育上の委員会を適切に運営することにより、本学の建学の精神に基づいた「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」の三つの方針を十分認識した上で、それらに基づいた学習成果の検証を行っている。

また、法人運営と教授会が常に連携し、共通認識を持ち相互理解するため、教授会には、毎回、学園本部長、事務本部長、事務本部長補佐、理事長・学長室長が陪席している。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

18歳人口が漸減する状況下において、学生の確保や教育の質の向上など本学が取り組むべき課題は多い。その中において、学長は、リーダーシップを発揮して、専攻の再編をはじめ様々な教育改革に取り組んでいる。

今後も、学長が引き続きリーダーシップを発揮できる体制を整備するため、各種会議体・委員会について、さらに円滑な運営体制を構築する必要がある。本学の会議体・委員会運営においては、他の会議体・委員会と委員構成の多くが重複するため、複数の会議体にまたがる審議、検討が行われることがある。また、特に迅速に意思決定を要する事項については、学長のリーダーシップによって教育改革を進めている。今後、学長のリーダーシップと各種会議体・委員会の役割を整理し、本学に適した運営体制を構築することが課題である。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

#### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

##### <根拠資料>

##### 提出資料

22. ウェブサイト「事業計画・事業報告書・財務情報・監査報告」
23. 令和5年度事業計画書
25. 学校法人三室戸学園 寄附行為
26. ウェブサイト「教育情報」
29. 評議員会議事録[令和2(2020)年度～令和4(2022)年度]

## 提出資料-規程集

2. 東邦音楽短期大学 ガバナンスコード
4. 学校法人三室戸学園 評議員及び評議員会規程
32. 学校法人三室戸学園 監事監査規程

## 備付資料

63. 監査報告書

### [区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

### <区分 基準IV-C-1の現状>

監事については、寄附行為第5条に監事の人数、第7条に監事の選任、第14条に監事の職務内容が規定されている。本法人には、2名の監事（1名常勤、1名非常勤）がおり、法令等に基づき監事監査の任務にあたっている。監事は、監事監査計画書を作成し、その計画に基づいて理事会、評議員会への出席、理事長・学長をはじめ各部署の責任者からのヒアリング、会計監査法人との意見交換などを行い、学校法人の業務、財産の状況、及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。また、教職員との積極的な意見交換、情報収集を行っている（提出-25、提出-規程集32）。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について意見を述べている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している（備付-63）。監事から提出された監査報告書は、学園ウェブサイトにおいて公開している（提出-22）。

### [区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員会は、法令及び寄附行為第 18 条に基づき、14 名（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）で組織されており、理事の定数の 2 倍をこえる数の評議員をもって、組織している。

○理事及び評議員の定数と現員数（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）

	定数	現員数
理事	5～7 人	6 人
評議員	11～23 人	14 人

評議員の構成は、法令及び寄附行為第 22 条により、次により選任された者で構成している。

○評議員の選任条項と、令和 5（2023）年 5 月 1 日現在の評議員数

評議員の選任条項（寄附行為第 22 条）	評議員数
(1) 学長	1 人
(2) この法人の職員で理事会において選任した者	7 人
(3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、理事会において選任した者	3 人
(4) 学園功労者・学識経験者の中から、理事会において選任した者	3 人

法令及び寄附行為第 20 条により、理事長において、あらかじめ評議員会に意見を聴かなければならない事項を次の通り定めており、理事長を含め役員は諮問機関として評議員会を適切に運営している。

○寄附行為第 20 条に掲げる事項（諮問事項）

(1) 予算及び事業計画
(2) 事業に関する中期的な計画
(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいく。以下同じ。）の支給の基準
(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(6) 寄附行為の変更
(7) 合併
(8) 目的たる事業の成功の不能による解散
(9) 寄付金品の募集に関する事項
(10) その他理事長が、この法人の業務に関して重要と認める事項

東邦音楽短期大学

評議員会は、私立学校法の評議員会の規定及び寄附行為第 18 条に従い、適切に議事運営が行われている。

令和 4（2022）年度の評議員会の開催状況は、次のとおりである（提出-29）。

○令和 4（2022）年度 評議員会開催状況

開催日	議案	定数	出席者
令和 4(2022)年 5月 25 日	(1) 令和 3 年度事業報告について (2) 令和 3 年度決算報告について (3) 東邦音楽短期大学の収容定員の変更に係る学則の一部改正について	17	17
令和 5(2023)年 1月 6 日	(1) 文京区大塚二丁目の土地（借地権付き）売却について	16	16
令和 5(2023)年 3月 23 日	(1) 東邦音楽大学大学院学則の一部改正について (2) 東邦音楽大学学則の一部改正について (3) 東邦音楽短期大学学則の一部改正について (4) 令和 4 年度補正予算について (5) 令和 5 年度予算について (6) 令和 4 年度資金運用実績について (7) 令和 5 年度資金運用方針について (8) 令和 5 年度事業計画について (9) 学校法人三室戸学園評議員の退任について (10) 学校法人三室戸学園監事の選任について (11) 学校法人三室戸学園役員報酬基準規程の一部改正について (12) 諸報告	16	16

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

情報の公表・公開については、建学の精神の下、本学が私立短期大学としての高い公共性と社会的責任を有することを認識し、私立短期大学の健全な成長と発展に繋げるとともに、幅広いステークホルダーに対して説明責任を果たすため、本法人を主体的に点検し法令に基づく適切な情報開示と適正かつ透明性の高い運営を行うことを指針とした「学校法人三室戸学園ガバナンスコード」を策定し、適切かつ積極的に実施している（提出-規程集 2）。

学校教育法施行規則に定められた教育情報、財務情報及びガバナンスコードは本学ウェブサイトに掲載し広く公表している。

私立学校法に定められた情報についても、同様に本学ウェブサイトに掲載し公表・公開している（提出-22、26）。

#### ＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題＞

監事は、常勤1名、非常勤1名で監査業務を行っており、引き続きこの体制を継続したい。

評議員会は、法令及び寄附行為に基づいて、理事会の諮問機関として適切に運営されているが、さらに開催回数を増やすなどして、今後も適切な運営を行っていく。

#### ＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項＞

特記事項なし

#### ＜基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

役員体制については、理事の役割分担と責任を明確にし、学校法人の運営に対して積極的な参画が出来るよう協力サポート体制の強化を図った。本学は、理事長と学長が兼務していることもあり、理事の役割を明確にすることで理事長が学校法人の運営全般に係る責任者としてリーダーシップが発揮できる体制となった。また、理事会の機能強化として、多様な意見を採り入れる観点から複数の外部理事を選任しているほか、必要に応じて臨時の理事会、役員懇談会を開催するなど充実を図っている。理事会、教授会、委員会で審議決定された内容は、教育組織、事務組織に下され情報共有している。

委員会組織では、組織の適正化と業務効率、他の委員会との連携強化を図るため審議事項を見直したほか、委員やオブザーバーに事務職員を選任するなど、職員が大学運営に関わり参画していることで、教職協働の機会を通じて教職員の相互理解と目標や方針の共有や一致など、より一層の教育改革の推進と効果的な大学運営が行われている。

##### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長は学長を兼務しており、建学の精神及び教育理念・目的をよく理解し、リーダーシップを発揮して、学校法人の運営及び教育にあたっている。また、理事長の指揮監督の下、管理運営担当職員と教学担当教職員との連携も十分に図られている。

理事会は適切に運営されているが、課題に記したように、これまで以上に活発な審議や迅速な決定を行うために、理事長と理事の協力体制を強化し、課題やその改善策

について共通理解を深めるため、開催回数を増やすなどして、今後も適切な運営を行っていく。

評議員会について、法令及び寄附行為に基づいて、理事会の諮問機関として適切に運営されているが、今後は、理事会との権限分配が整理された改正私立学校法の趣旨を踏まえつつ、さらに開催回数を増やすなどして運営を活性化していく。

経費節減については、全教職員の意識を高めるため、予算案の作成段階から取り組む方策を構築する。

情報の公表・公開については、本学が高い公共性と社会的責任を有することを認識し、幅広いステークホルダーに対して説明責任を果たすため、法令や本学ガバナンスコードに基づき、引き続き本学ウェブサイトや各種媒体を通じて公表・公開していく。

各テーマにおいて示した課題については、理事会、教授会等における議論を踏まえ、早急に改善を図っていく。また、改善した事項については、速やかに教職員に周知し、その効果について随時関係する委員会等において検証していく。